

2016 年度（平成 28 年度） 業務実績等報告書

2017 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

2016 年度（平成 28 年度） 業務実績等報告書

2017 年 6 月

独立行政法人国際協力機構

総務
J R
17-001

目次

略語表

評価の概要.....	1
総合評定.....	2

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
No.1 貧困削減（MDGs 達成への貢献）.....	7
No.2 持続的経済成長.....	25
No.3 地球規模課題への対応.....	53
No.4 平和の構築.....	71
No.5 事業マネジメントと構想力の強化.....	81
No.6 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献.....	91
No.7 研究.....	100
No.8 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施.....	108
No.9 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携.....	118
No.10 ボランティア.....	130
No.11 市民参加協力.....	139
No.12 開発人材の育成（人材の養成及び確保）.....	152
No.13 広報.....	156
No.14 技術協力、有償資金協力、無償資金協力.....	165
No.15 災害援助等協力.....	176
No.16 海外移住.....	183
No.17 環境社会配慮.....	187
No.18 男女共同参画.....	190
No.19 事業評価.....	195
No.20 安全対策の強化.....	201
No.21 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施.....	207

2. 業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

No.22	組織運営の機動性向上.....	208
No.23	契約の競争性・透明性の拡大.....	215
No.24	ガバナンスの強化と透明性向上.....	220
No.25	事務の合理化・適正化.....	226
No.26	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し.....	230
No.27	予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	232
No.28	短期借入金の限度額.....	238
No.29	不要財産の処分等の計画.....	239
No.30	重要な財産の譲渡等の計画.....	240
No.31	剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）.....	240
No.32	施設・設備.....	241
No.33	人事に関する計画.....	242
No.34	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い.....	246
No.35	中期目標期間を超える債務負担.....	247

略語表

略語	英文名称	和文名称
ABE Initiative	African Business Education Initiative for Youth	アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ)
ADEA	The Association for the Development of Education in Africa	アフリカ教育開発連合
BBB	Build Back Better	より良い復興
CARD	Coalition for African Rice Development	アフリカ稲作振興のための共同体
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
EMT	Emergency Medical Team	救急救命チーム
E/N	Exchange of Notes	交換公文
E/S	Engineering Service	エンジニアリング・サービス
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCF	Green Climate Fund	緑の気候基金
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
IDFC	International Development Finance Club	国際開発金融クラブ
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IFNA	Initiative for Food and Nutrition Security in Africa	食と栄養のアフリカ・イニシアチブ
IHR	International health regulations	国際保健規則
INSARAG	International Search and Rescue Advisory Group	国際捜索・救助諮問グループ
JCAP	JICA Country Analysis Paper	JICA国別分析ペーパー
JCM	Joint Crediting Mechanism	二国間クレジット制度
JDS	Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship	(無償資金協力) 人材育成奨学計画
JKUAT	Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology	(ケニア国立) ジョモ・ケニヤッタ農工大学
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
L/A	Loan Agreement	借款契約
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NDCs	Nationally Determined Contributions	(気候変動：温室効果ガス削減) 国が決定する貢献
NEDA	Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency	(タイ) 周辺国経済開発協力機構
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新しいパートナーシップ
OECD-DAC	Organisation for Economic Co-operation and Development Development Assistance Committee	経済協力開発機構／開発援助委員会
OSBP	One Stop Border Post	ワン・ストップ・ボーダー・ポスト
Pacific-LEADS	Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State	太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム
PALM7	The 7th Pacific Islands Leaders Meeting	第7回太平洋・島サミット
PEACE	Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development	(アフガニスタン) 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト
PMAC	Prince Mahidol Award Conference	マヒドン王子記念賞会合
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
REDD+	Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries	レッド・プラス
SATREPS	Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development	地球規模課題対応国際科学技術協力
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SHEP	Smallholder Horticulture Empowerment Project	小農による市場志向型農業
STEP	Special Terms for Economic Partnership	本邦技術活用条件
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
UHC	Universal Health Coverage	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDAC	United Nations Disaster Assessment and Coordination	国連災害評価調整チーム
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
UNISDR	United Nations Office for Disaster Risk Reduction	国連国際防災戦略事務局
UNOSSC	United Nations Office for South-South Cooperation	国連南南協力事務所
WBT	Web-Based Training	ウェブベース研修

評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際協力機構	
評価対象	年度評価	2016年度（平成28年度）（第3期中期目標期間）
事業年度	中期目標期間	2012年度（平成24年度）～2016年度（平成28年度）

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣（注 ¹ ）		
法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 今福 孝男課長
評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価官室 真鍋 尚志考査・政策評価官

3. 評価の実施に関する事項
外部有識者を含む法人内部の業績評価委員会及び理事会で自己評価を審議した。

4. その他評価に関する重要事項
<p>(1) 業務実績等報告書記載事項の扱い</p> <p>独立行政法人通則法附則第8条に基づく経過措置を適用し、項目別評定調書の記載を以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標で重要度、難易度の設定がないため、重要度、難易度の欄は設けない。 ・「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」は、機構で設定した定量的指標及びモニタリング指標の情報を記載する。また、「②主要なインプット情報」の財務情報の評価項目単位での細分表示が困難な場合は欄を省略するか空欄とする。また、主要な経年データとして該当する報告対象がない評価項目は欄自体を省略する。 <p>(2) 独立行政法人評価制度委員会による点検結果を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標、中期計画および年度計画に目標水準が設定されていない項目に関し、2015年度以降達成水準を可能な範囲で設定して「主要な経年データ」欄の報告指標を再編した。 ・2016年度計画に測定対象となる定量的指標を設定し、また定量的指標の設定が困難な項目についても定性的に事後の達成度が判断可能な表現とした。 ・評価にあたっては、第4期中期目標で示された「評価の考え方」を第3期中期目標・計画の枠組みの中で対応可能な範囲で以下のとおり援用し、判断の根拠と理由等を合理的かつ明確に示して適切かつ厳格な評価を行うよう努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価する。 ✓ 質的な成果に対しては、年度計画及び定性指標に示される「取組」の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価する。加えて、当初の計画から想定されないアウトカムに相当する成果（例：①日本政府の政策実現に貢献する成果、②機構のイニシアティブの下、支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果、③事業実施上の困難を克服して実施した取組、④活動等の難易度の高い取組を通じた成果）が発現し、これを裏付ける事象、量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とする。 ✓ 「評定と根拠」欄では、年度計画に対応した達成状況と成果を示したうえで、上記①～④に該当し目標水準を上回る成果と判断される事象を屋羽（ ➤ ）による箇条書きで表示する。

¹ 外務大臣及び財務大臣の共管項目：「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」、「ガバナンスの強化と透明性向上」、「短期借入金の限度額」、「不要財産の処分等の計画」、「重要な財産の譲渡等の計画」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。

外務大臣及び農林水産大臣並びに外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」のうち、開発投融资の債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項。

総合評定

1. 全体の評定					
評定	A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
				A	B
評定に至った理由					
<p>以下を踏まえ、A 評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する評価対象 20 項目では S 評定 3 項目、A 評定 12 項目、B 評定 5 項目と、所期の目標を上回る成果を挙げた項目が多く、かつ「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目で全て所期の成果以上を上げたため。 法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等はなかった。 					
2. 法人全体に対する評価					
(1) 法人全体の評価					
<p>機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。</p> <p>2016 年度は第 3 期中期目標期間 (2012～2016 年度) の最終年度となり、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向け各国が必要な取組を開始する初年度となった。このような国内外の情勢のなか、機構は初のアフリカ開催となった TICAD VI や日本で開催された伊勢志摩サミット等で表明された政府公約の実現や、国際展開戦略や地方創生への取組といった政府の重要政策に対して貢献するための取組を国内外のパートナーとの連携や発信の強化を行いつつ着実に実施し、また事業の実施に必要な基盤となる組織、体制を適切に整備、運営した。</p> <p>特記すべき取組、成果として、日本政府の SDGs 実施指針の策定支援、SDGs ポジションペーパーの策定・公開、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成支援や質の高いインフラの推進、防災の主流化、栄養等の新たな課題等に対応する案件形成や実施など、SDGs の達成に向けた途上国での動きを加速化させるための取組を着実に進めた。また、開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向けた経済協力の戦略的活用に対し、ドル建て借款制度の創設等の制度改善や、国際開発金融機関との協調融資を促進したほか、ハード・ソフト両面で日本の優れた技術・ノウハウ等を活用して開発課題の解決に貢献する事業を積極的に形成、実施した。加えて、ABE イニシアティブ、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラムの実施やシリア平和への架け橋・人材育成プログラムの開等始による日本の大学での留学制度を活用した支援を通じ、開発途上地域の将来の発展を担う人材層の育成を幅広く展開し、日本の大学の国際化や地域活性化にも寄与している。さらに、ボランティア事業では 50 年以上にわたりアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ、アジアのノーベル賞とも呼ばれるラモン・マグサイサイ賞を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。一方で、7 月にはバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件や南スーダンでの治安悪化に伴う退避事案が発生したことを踏まえ、機構の安全対策を抜本的に強化すべく、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。</p> <p>その他、業務運営の効率化、財務内容の改善及び業務運営に関する重要事項についても着実に実績を上げ、公正かつ効率的に組織・業務を運営した。</p> <p>以上より、法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>(主な業務実績について、下記「4. 主な業務実績」参照。)</p>					
(2) 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項					
<p>2016 年 7 月に発生したダッカ襲撃テロ事件に機構事業の従事者が巻き込まれる事件が発生した。同事件を受けて設置され、同年 8 月 30 日に公表された「国際協力事業安全対策会議最終報告」(外務省、国際協力機構) を踏まえ、国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を実施することとなり、下半期に安全対策の抜本的な強化に取り組んだ(項目 No.20 参照。2016 年 12 月に年度計画を変更届出)。</p>					

3. 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 評定調査
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
貧困削減（MDGs 達成への貢献）	ロ	ロ	A	B	A	No.1
持続的経済成長	ロ	ロ	A	A	A	No.2
地球規模課題への対応	ハ	ロ	S	A	S	No.3
平和の構築	イ	ロ	A	A	A	No.4
事業マネジメントと構想力の強化	ロ	ロ	B	B	A	No.5
国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	イ	ロ	A	A	S	No.6
研究	ロ	ロ	B	B	A	No.7
「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施			A	S	S	No.8
NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	ロ	イ	A	A	A	No.9
ボランティア	ロ	ロ	B	A	A	No.10
市民参加協力	ハ	ハ	A	A	A	No.11
開発人材の育成（人材の養成及び確保）	ハ	ハ	A	A	B	No.12
広報	ロ	ロ	A	B	A	No.13
技術協力、有償資金協力、無償資金協力	ロ	ロ	A	A	A	No.14
災害援助等協力	ハ	イ	A	S	A	No.15
海外移住	ハ	ハ	B	B	B	No.16
環境社会配慮	ハ	ハ	B	B	B	No.17
男女共同参画	ハ	ハ	B	A	B	No.18
事業評価	ハ	ハ	A	A	A	No.19
安全対策の強化	ハ	ロ	B	C	B	No.20
外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施	-	-	-	-	-	No.21
II. 業務運営の効率化に関する事項						
組織運営の機動性向上	ハ	ハ	A	B	A	No.22
契約の競争性・透明性の拡大	ロ	ロ	B	B	B	No.23
ガバナンスの強化と透明性向上	ハ	ハ	B	B	B	No.24
事務の合理化・適正化	ハ	ロ	B	B	B	No.25
経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	ハ	ハ	B	B	B	No.26
不要財産の処分等の計画	ハ	ハ	B	B	B	No.29
重要な財産の譲渡等の計画	-	-	-	-	-	No.30
III. 財務内容の改善に関する事項						
予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	ハ	ハ	B	B	B	No.27
短期借入金の限度額	ハ	ハ	B	B	B	No.28
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	-	-	-	-	No.31
IV. その他業務運営に関する重要事項						
施設・設備	-	-	B	B	B	No.32
人事に関する計画	ハ	ハ	A	B	B	No.33
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	ハ	ハ	B	B	B	No.34
中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-	B	No.35

注：2012、2013年度はイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2014年度以降はS、A、B、C、Dの5段階評価。2016年度は自己評定。

4. 主な業務実績

(1) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」への貢献

2016 年度は持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）達成に向けた取組を各国が開始する初年度となった。機構は開発協力における SDGs 主流化、官民連携、開発途上国に対する SDGs 実施体制支援等をリードすることも期待されており、日本政府の SDGs 実施指針の作成に円卓会議の構成員として参加し、開発協力の知見と経験を踏まえて貢献するとともに、SDGs の達成に向けた開発途上国での動きを加速化させるべく、SDGs の国内目標策定や実施・モニタリング体制の構築支援（インドネシア）、アフリカ 54 か国を対象とするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定への支援等を開始した。また、具体的な事業の実施における SDGs 達成に向けた取組を推進するため、SDGs 全体および各ゴール達成に向けたポジションペーパーを策定するとともに、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成支援や質の高いインフラの推進、防災の主流化、栄養等の新たな課題等に対応する案件形成や実施を進めた。

これらの取組の結果、学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port 立上げへの貢献や保健や栄養分野でのゲイツ財団との戦略的パートナーシップの強化といった連携基盤の強化、日本式の医療サービスの国際展開事例となる救急救命センターの全国稼働（カンボジア）、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の研究を通じた長崎大学によるリフトバレー熱の簡易診断キットの製品化（ケニア）、島嶼部での浄水場管理に係る沖縄県の知見を活用した水道システムの完工（サモア）、インドネシアでの史上初の JCM（二国間クレジット制度）クレジットの発行、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携した熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の開発とデータの公開、ネパールでの 2015 年のゴルカ地震後の復興に向けた再建住宅の補助金支給基準への「より良い復興（Build Back Better）」の採用、仙台防災枠組のグローバルターゲットの指標・用語策定に日本が提案した指標が全て盛り込まれて合意に至る等、各地で様々な開発パートナーと連携して具体的な成果を発現させるとともに、国際援助潮流の形成に大きく貢献した。（項目 1、2、3、5、6）

(2) 開発途上地域の質の高い成長の促進及びインフラシステム輸出戦略への貢献

開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向け、日本政府の「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用積極的に貢献した。特に、「質の高いインフラパートナーシップ」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の実現に向け、ドル建て借款制度の創設等の制度改善や、アジア開発銀行（ADB）や米州開発銀行（IDB）との協調融資を促進した。

具体的な成果として、ASEAN の回廊開発では地域間の連結性向上だけでなく周辺地域の発展や住民の生活の質の向上にも貢献していることが確認されたほか、ミャンマーのティラワ経済特区の更なる開発に向けた合意形成や、ダッカ都市交通やヤンゴン都市交通等のマスタープランの政府承認、ルワンダ・タンザニア国境のワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）施設の開通等による貿易円滑化等の成果を上げた。また、モンゴルやタンザニア等での幅広いステークホルダーとの協力による海外投融資事業等、各国で開発課題の解決に貢献する事業を形成した。（項目 2、8）

(3) アフリカ開発会議（TICAD）への貢献

初のアフリカ開催となる第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）がケニア・ナイロビで開催され、機構からは理事長、理事など計 200 人が参加し、サイドイベントの主催、各国・国際機関等との面談、国内での広報イベント開催等を通じて積極的に貢献した。具体的には、日本政府のナイロビ宣言の起

草や数値目標の検討への貢献に加え、特に、UHC 実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導し、TICAD VI サイドイベントの主催を通じて同枠組を国際社会に発信した。また、オールジャパンによる地熱開発の取組・支援を発信したことに加え、アフリカ開発のためのパートナーシップ（NEPAD）と連携し、OSBP 事例集の発信や「アフリカ・カイゼン・イニシアチブ」を踏まえたカイゼンの普及促進を実施した。環境管理分野ではサイドイベントの開催等を通じて「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の立ち上げを主導した。TICAD V 支援策である小農による市場志向型農業（SHEP）アプローチの広域展開を、マラウイの自主的な取組等を通じて着実に実施し、TICAD VI で新規性の高い普及ツールや心理学的分析を用いて更なる広域化を促進した。（項目 1、2、3、6、7、13）

(4) 開発の中核を担う人材の育成に向けた取組

ABE イニシアティブ（アフリカ産業人材）、資源の絆プログラム、アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成」プロジェクト（PEACE）、人材育成奨学計画、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）等の日本の大学での留学制度を活用した支援を通じ、開発途上地域の将来の発展を担う人材層の育成を幅広く展開し、日本の大学の国際化や地域活性化にも寄与した。また、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の維持、構築のため、留学制度を活用した支援を制度設計し、シリア平和への架け橋・人材育成プログラムや Innovative Asia 事業等を開始した。加えて、開発途上国の拠点大学への支援に関し、オールジャパン体制による支援の下、ベトナムで日越大学が開学に至ったほか、汎アフリカ大学、エジプト日本科学技術大学など、各国の工学系の拠点大学を中心とした 70 校に対して教育・研究能力強化のための支援を実施している。（項目 2、4、6、9）

(5) 平和で安全な社会の実現

紛争後、あるいは紛争の周辺国の国々の政府の能力向上、社会資本の復興に向けた事業を実施した。初開催された世界人道サミットでは人道と開発の連携を発信し、成果文書に機構の研究等の成果が反映されたほか、G7 伊勢志摩首脳宣言や難民及び移民に関する国連サミットでのニューヨーク宣言にも考え方が反映された。

世界的に大きな課題となっている難民への支援に関しては、特にシリア難民の受入で負担を強いられているヨルダンやイラクで円借款を通じて財政負担の軽減に貢献したほか、シリア難民への教育機会の提供と復興人材の育成を目的に、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携して「平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。（項目 4、6、7）

(6) 多様な開発の担い手との協働、結節点としての役割の強化

NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化やアクター間の結び付けに努め、開発効果の向上と日本の地域社会への還元に取り組んでいる。NGO との連携では、NGO - JICA 協議会を通じて SDGs に係る連携策を検討したほか、国内拠点や在外拠点による地域の特性やニーズをいかした支援プログラムを開始した。民間企業との連携では、特に経済産業省による新輸出大国コンソーシアムに本部・国内拠点で積極関与したほか、地域金融機関との連携関係の構築を開始して 24 行と業務連携に係る覚書を締結し、新たな企業等との関係構築につなげた。提案型事業の実施を通じ、ウガンダでの感染症予防への貢献が評価されサラヤ社が第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞を受賞したほか、他国への展開などにより今後のビジネス展開につながった例が確認されている。自治体との連携では、熊本地震からの復旧と復興を念頭に国際協力推進員を熊本県庁に配置する等の取組を通じ、地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

ボランティア事業では、50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に

果たした貢献が認められ、アジアのノーベル賞とも呼ばれるラモン・マグサイサイ賞を青年海外協力隊が受賞した。加えて、グローバル協力隊制度の発足等を通じ、日本の地域活性化にも貢献した。

開発教育に関しても質の向上や裾野の拡大に取り組み、特に次期学習指導要領の改訂作業に機構職員が文部科学省の審議会委員として貢献し、歴史総合や地理総合、公共のそれぞれの項目で国際理解・国際協力等が扱われることとなった。(項目 8、9、10、11、12)

(7) 事業の戦略性の強化

開発効果の向上のため、各事業スキームを有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進した。特に、課題分析を踏まえたプログラム効果拡大に向けた取組(ウガンダ等)や、プログラム全体の評価を通じた協力量針や新規事業の方向性の検討(ガーナ)を通じ、プログラムの戦略性をより高めるべく創意工夫を続けている。また、事業展開の方向性を深化させ予見性を高めるべく、外務省・機構間で 116 か国分の事業計画作業用ペーパーを検討し、160 の「強化プログラム」を中心に今後の事業展開の方向性を深化させた。JICA 国別分析ペーパー(JCAP)は累計 52 か国分の策定を完了した。

加えて、国内外の政策に機動的に対応すべく、新たな取組や制度改善も進めた。具体的には、技術協力事業での「新機軸・高品質な研修」の新規立ち上げや留学制度を活用した技術支援に係る制度設計と機構内体制整備、有償資金協力におけるドル建て借款制度及びハイスペック借款の創設や海外投融资の迅速化や柔軟な運用、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化・グローバル展開の推進に向けた ADB と IDB の協調融資額の拡大、無償資金協力における先方負担事項のモニタリング及び履行促進の強化、企業の安全対策強化に向けた研修や関連費用の追加支出対応の開始などを行った。(項目 5、8、14、20、22)

(8) 安全対策の強化

7 月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、機構の安全対策を抜本的に強化するため、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。具体的には、専管役員の配置や安全管理室の部への格上げ等による態勢の強化、より精度の高い脅威情報の収集と機構との契約関係がない事業関係者を含むより広い事業関係者への情報共有、行動規範の遵守体制の構築、海外拠点のハード面の安全対策の強化や事業サイトでの安全評価調査の実施、ウェブを通じた安全対策研修の全職員・契約関係者の受講義務化や従前より広い範囲の関係者への受講勧奨等を通じた研修・訓練の対象と受講者数の大幅な拡充と強化による関係者の安全意識の醸成、緊急事態シミュレーションを通じた今後の対応態勢の改善やマニュアルの改訂等に取り組んだ。これらに加え、現場での安全対策強化キャンペーンの実施、建設工事事故の分析や海外拠点への支援の強化等を通じ、コントラクター等に対する工事安全対策を推進した。(項目 20、22)

(9) 適正な組織・業務の運営基盤の確保と強化

日本政府の施策や開発途上地域のニーズに効果的・効率的に対応すべく、質の高いインフラや大学連携等を専管する部署の新設や、海外拠点でのリスク管理や援助ニーズへの的確な対応を強化するための人員配置や事務所、支所の設置体制見直しなど、機動的な組織運営上の対応を取った。また、契約の競争性、適正性の確保に向けた取組、法人内部のガバナンスを強化するための内部統制の推進や経費の効率化など、適正な業務運営を確保するための取組を継続している。業務の高度化に対応した職員の専門性の強化への取組を継続し、かつ働き方改革に向けた「SMART JICA PROJECT」の実施や在宅勤務制度の運用改善等を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透や長時間労働の是正に取り組みつつ、業務の質と生産性の向上とより一層の効率化を図っている。(項目 22、23、24、25、26、33)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.1	貧困削減（MDGs 達成への貢献）
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、日本の教育協力政策、平和と成長のための学びの戦略、持続可能な開発のための教育、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、新水道ビジョン、TICAD V 横浜行動計画、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン
当該事業実施に係る根拠*	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
関連する政策評価・行政事業レビュー*	事前分析表（平成 29 年度）未定 平成 29 年度行政事業レビューシート番号 未定

*以下全ての項目について同様のため、各項目では記載を省略する。

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報（注 1）	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 教育							
子どもへの質の高い教育環境の提供人数（2011 年から当該年までの累計値、万人）	2,700 (2011-2016)				新規	2,679	2,922
当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数（人）			48,234	94,359	57,996	167,524	3,650
当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数（校）			13,867	4,297	- (注 2)	8,984	17,600
当該年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数/教室数			178 1,307	131 859	44 426	136 612	- (注 2)
イ) 保健							
第三国との連携による UHC 推進のための保健システム強化支援国数	10 か国					新規	29 か国
当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者（延人数）			2,600	1,513	1,398	1,406	1,355
当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ、麻疹のワクチン数（万ドース）			約 4,500	約 4,040	約 53,530	約 5,419	約 29,668
機能強化をした保健医療施設案件数（件）			70	78	77	80	66 件
TICAD V 支援目標（2013 年～2017 年までに 500 億円の支援）（億円）					新規	353.6 (暦年)	576.08 (暦年)
ウ) 水							
アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数（万人）	50 (2016 年度)			131	190	513	263
当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数（万人）			1,800	63	170	196	301
水・衛生に係る技術協力で指導・訓練された人数（人）（注 3）			660	2,300	3,800	6,400	12,200
②主要なインプット情報（億円）（注 4）			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 基礎教育							
技術協力			92	59	108	122	115
有償資金協力			-	89	-	140	-
無償資金協力（注 5）			141	123	83	91	43
イ) 保健							
技術協力			115	99	109	111	109
有償資金協力			102	59	83	767	63
無償資金協力			146	123	135	106	160
ウ) 水							
技術協力			71	76	57	62	63
有償資金協力			1,259	365	237	702	756
無償資金協力			120	160	129	181	69

（注 1）当該年度の終了案件の実績値、または承諾案件の計画値を足しあげているものは、案件形成・実施

- のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。
 (注2) 「-」の記載箇所は当該年度に該当する案件がなかったため。
 (注3) 行政官、水道事業体職員、水管理組合員、コミュニティ衛生指導員、ポンプ修理、トイレ建設工事。
 (注4) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。
 (注5) 分野分類の見直し等の結果、一部の分野については2016年度よりNo.2「高等教育」で計上。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。
<p>年度計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)</p> <p>2016 年は持続可能な開発目標 (SDGs) 実施元年に当たり、各国の SDGs 優先課題にも配慮しつつ、貧困撲滅及び持続可能な開発についての取組を進める。</p> <p>① 格差是正・貧困層支援については、社会、経済、環境面からのアプローチにより、分野横断的かつ誰も取り残されない包摂的な開発を目指す。</p> <p>② 教育については、SDGs が重視するインクルーシブかつ公正な質の高い教育の確保に向けて、学びの改善のための総合的なアプローチに取り組む。SDGs への貢献や第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) 横浜行動計画 (2013-2017) における数値目標の更なる向上に向け、着実に事業を展開する。</p> <p>③ 保健については、ミレニアム開発目標 (MDGs) の残された課題である母子保健や感染症対策を入口とし、SDGs の下で強靱かつ持続可能な保健システムの強化を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進を支援する。特に、UHC の推進については、世界銀行等との連携による UHC in Africa に基づくロードマップ作成への貢献や、第三国との連携による各国保健システム強化のための技術支援を行う。</p> <p>④ 水については、安全な水の確保について MDGs の達成が遅れている地域に重点的に協力するとともに、SDGs 達成に向けて水分野の人材育成による知識・技術向上を通じて、全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理を追求する。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>ア) 教育 (基礎教育)</p> <p>(定量的指標) 子供への質の高い教育環境の提供人数: 2011 年から 2016 年までに 2,700 万人</p> <p>イ) 保健</p> <p>(定量的指標) 第三国との連携による UHC 推進のための保健システム強化支援国数: 10 か国</p> <p>ウ) 水</p> <p>(定量的指標) アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数: 50 万人</p> <p>エ) 格差是正・貧困層支援</p> <p>(定量的指標) なし</p>

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、SDGs 達成に向けた取組を各国が開始する初年度にあたって SDGs 全体および各ゴール達成に向けたポジションペーパーを策定するとともに、教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の各分野で具体的な開発効果を発現させるべく取り組んだ。その際、TICAD V 支援策の実現等への貢献、機構の知見・経験を踏まえた国際会議等での主導的な発信やグローバルな展開の推進、国内外の様々な開発パートナーとの連携推進、SDGs 達成に向けた新たな課題への先進的な取組を行い、各分野で具体的な開発効果を実現する等、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 教育

1-1.SDGs 達成に向け、学びの改善のための総合的なアプローチの観点から教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じ、子どもへの質の高い教育環境を提供し、累計 2,922 万人の実績となった。

- ミャンマーでの教科書・指導書開発では、小学校 1 学年 10 科目の開発が終了し、国家カリキュラム委員会による承認がなされた。今後、ミャンマー全土の小学生（1 年生：130 万人）に良質な教科書が届けられる予定。
- パプア・ニューギニアでの遠隔教育支援では、教材の継続利用が生徒の試験結果向上にもつながっていることがインパクト評価を通じて確認され、同国の教育省等を通じて事業対象地以外にもその成果が波及している。
- ニジェールでの「みんなの学校」事業では、学校運営委員会の資金活用モデル開発を支援した結果、モデル導入が生徒の試験成績や学力向上に貢献していることが確認され、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）資金を活用した世銀の事業を通じてスケールアップされている。
- この他、パラグアイの学校運営改善に係るマニュアル、パキスタンのインフォーマル教育のカリキュラム等については、開発途上国政府により公式化されるといった成果につながっている。

1-2.TICAD V 支援策の実現に関し、2013 年から 2016 年までに約 1,700 万人の子どもへの質の高い教育環境の提供を行い、目標値達成に向けて着実な実績を挙げたほか、TICAD VI については、ナイロビ宣言に基づき、職業訓練を含む人材育成や、科学技術分野の基礎学力強化のために理数科教員の養成に取り組んでいる。

2. 保健

2-1.MDGs で積み残された母子保健や感染症対策の課題に継続して取り組むとともに、非感染症疾患等の新たな課題への対応にも取り組み、SDGs の下で UHC の達成に重点を置いて支援した。加えて、TICAD VI や伊勢志摩サミットに向けた日本政府の政策立案への貢献をはじめ、国際会議での機構の経験・知見の発信、各国での UHC 支援を推進した。UHC 支援の推進については、これまでの機構の支援の成果から得られた知見を活用し、29 か国を対象に第三国と連携して活動した。

- セネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクト、TICAD VI で表明した UHC 達成を目的とする政策借款、政策制度に携わる人材の本邦研修を実施し、UHC 達成に向けた取組を包括的に支援した。
- バングラデシュでは機構支援モデルが政府省令により制度化され、同国の政策目標の達成に大きく寄与した。また、インパクト評価でも産前健診や施設分娩数の増加に統計的にも貢献していることが実証された。
- UHC 実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導し、TICAD VI サイドイベント（JICA 主催）を通じて同枠組を国際社会に発信した。これらを通じ、UHC の推進に向け国際的なリー

ダーシップを發揮した。

3. 水

MDGs の達成が遅れている地域への支援を中心に、全ての人々の公平な水アクセスの改善や、水利用効率の改善に向けた協力に取り組んだ。特にアフリカでは、TICAD V 支援策への貢献として、安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関して、新たに 263 万人に裨益する事業を形成した。また、全世界で 11,900 人の水分野の人材を育成した。

- ▶ ブルキナファソでは、無償資金協力による深井戸給水施設 274 基を建設し、約 9 万人の安全な水へのアクセスに貢献したことに加え、技術協力プロジェクトや JOCV の活動を通じて、給水施設の維持管理や衛生活動の広域展開を図っている。
- ▶ モザンビークでは、施設建設から施工、住民への衛生啓発までを技術協力により支援した結果、約 3.5 万人の水アクセスの改善や 72 村落での野外排泄の撲滅を達成した。
- ▶ インドネシアでは、日本水道協会等の本邦関係者の全面的な支援の下で包括的な人材育成を展開し、300 以上の水道事業体を対象とした研修プログラムを支援した。
- ▶ スーダン、ボリビアでは、SDGs ターゲット 6.5 及び 6b を踏まえ、「参加型合意形成」による新たな統合水資源管理の事業を形成した。
- ▶ 神戸市のルワンダ協力への参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業を形成した。

4. 格差是正・貧困層支援

総合的かつ長期的な取組を通じて SDGs 達成に貢献するため、2030 アジェンダの理念である「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を具現化する支援を行った。具体的には、障害者等の社会的に不利な状況に置かれることによる格差是正に向け、包摂性に配慮したインフラの整備、社会保障制度等の社会制度の強化、分野横断的な住民の課題に対し、包摂的な開発を進めるため、コミュニティを巻き込んだ開発計画の策定・実施を行う行政能力や連携体制の強化等に取り組んだ。また、SDGs の達成に向けた新たな課題への対応として、障害者や高齢者に対する支援や分野横断的なアプローチが必要な栄養分野にも取り組んでいる。

- ▶ ホンジュラスでは、機構が構築支援を行った FOCAL プロセスに基づき、90 の具体的なコミュニティ開発計画が策定され、うち 76 件が政府による承認を受け、順次実施されている。
- ▶ 障害者支援では、タイでの第三国研修を通じ、帰国研修員による自主的な活動や難聴者協会の立上げにつながった。
- ▶ 栄養分野では、TICAD VI においてアフリカでの IFNA の発足や、日本国内での官民連携のプラットフォームの立上げ、ゲイツ財団との連携強化、機構の開発関係者による「栄養改善パートナー」の発足等、今後の取組に向けた様々な連携や実施の基盤を主体的に整備した。

5. その他

5-1.日本の知見や機構の開発協力の経験のグローバルな展開

- ▶ 授業研究、学校運営改善、特別活動、母子手帳等に関して、国際的な研究や報告書等に対して主体的な発信を行った。特に、第 10 回母子手帳国際会議では、WHO とともに母子手帳の国際ガイドライン策定を公表し、国際社会での主導的な役割を果たした。

5-2.国内外との開発パートナーとの主体的な連携による具体的な成果の発現

- ▶ 学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port（日本型教育の海外展開事業）立上げへの貢献や保健や栄養分野でのゲイツ財団との戦略的パートナーシップの強化といった連携基盤の強化。
- ▶ 日本式の医療サービスの国際展開事例となるプノンペンの救命救急センターの全面稼働。
- ▶ 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の研究を通じた長崎大学によるリフトバレー

熱の簡易診断キットの製品化。

- ▶ 島嶼部での浄水場管理に係る沖縄県の知見を活用した島嶼国の水道システムの完工等。

<課題と対応>

2016年度に新たに打ち出された国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョンや TICAD VI の支援策等の政府政策を踏まえつつ、SDGs 達成に向けた支援に更に取り組む。特に、SDGs の達成に向けた新たな課題への対応として、障害者や高齢者に対する支援や分野横断的なアプローチが必要な栄養分野の取組を強化する。

3-3. 業務実績

No.1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

2016 年は持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) の達成に向けて各国が必要な取組を開始する初年度にあたる。機構はいち早く SDGs への取組方針の作成に着手し、9 月に SDGs ポジションペーパーを策定し、機構ホームページ上で公開した。さらに、機構内での勉強会 (計 6 回、500 名) 等を行い、同ペーパーの内容を機構内外で発信した。また、日本政府の SDGs 推進本部の下で開催された円卓会議に構成員として参画し、SDGs 実施指針の策定 (12 月に SDGs 推進本部第二回会合で決定) にも貢献した。

また、MDGs 達成において特に進捗が遅れがあったアフリカ地域に対し、第 6 回アフリカ開発会議 (TICAD VI) ナイロビ宣言やサイドイベントで SDGs 達成へ貢献する取組 (UHC 等) を発信した。

3-3-1. 教育 (基礎教育)

SDGs ポジションペーパーのゴール 4 (教育) 編では、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び (Learning Continuity)」を実現すべく、①子どもの学びの改善、②科学・技術・工学・数学における初中等理数科教育強化、③インクルーシブで平和な社会づくりのための教育、を重点とし、学びの改善のため統合的アプローチによる取組を進めている。

(1) 具体的な成果

① SDGs への貢献に向けた学びの改善のための総合的なアプローチによる取組

SDGs ゴール 4 では、MDGs における初等教育の完全普及をさらに発展させ、インクルーシブで公正な質の高い教育の実現を目指している。2016 年度も教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じて子どもへの質の高い教育環境を提供し、累計 2,922 万人の実績となった。

ア) 学びの改善のための総合的なアプローチ

- **カリキュラム・教科書開発**: ミャンマーでは、1 学年 10 科目の教科書・指導書開発を終了し、国家カリキュラム委員会による承認がなされた。今後、ミャンマー全土の小学生 (1 年生: 約 130 万人) に良質な教科書が届けられる予定。パプア・ニューギニア (PNG) では、遠隔教育支援に関するインパクト評価を実施し、学校で遠隔教育教材が 3 年間継続的に活用された場合、生徒の基礎教育学校修了試験 (第 8 学年対象) の結果が有意で向上すること、また、教材の年間活用頻度が上がるほど試験結果も上がる傾向が見られることが確認された。同教材はテレビ放送や教育省による有償配布を通じ、事業対象地域以外にも成果が波及している。さらに、パレスチナでは初の技術協力プロジェクトとなる初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクトを開始した (11 月)。
- **学校運営改善**: パラグアイでは、学校運営改善にかかるマニュアルが 2016 年 8 月に省令化された。ニジェールでは、これまでの支援を通じた学校運営モデルを基に、住民参加による補習を通じた小学校児童の読み書き及び算数基礎学力向上を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。

- **学校建設**：ミャンマーでは、教員養成校が竣工（11月）、開校（12月）し、397名が学び始めた。

イ) インクルーシブで平和な社会づくりを支える教育

- **社会的に脆弱な層に対する支援**：パキスタンでは、バロチスタン州、シンド州におけるノンフォーマル教育支援を通じ、成人及び学齢児童・生徒を対象とした基礎教育カリキュラムが承認された。カリキュラムの活用に向けて、カタール財団との連携を調整中であり、約24万人への不就学児童への裨益が期待される。また、シンド州南部では、女子中学校29校が開校した（10月。裨益者3,800人以上）。ミャンマーでは、財政支援無償を通じて洪水被害を受けた学校の再建を支援し、2017年3月末現在、86校540教室の再建が進行中である（裨益者数約2万人）。
- **女子教育に係る協力の強化**：基礎教育分野の全ての新規技術協力プロジェクトでジェンダーに配慮した事業計画の策定を行ったほか、学校建設に係る無償資金協力において、女子児童・生徒の就学を促進するため、女子トイレを設置する計画を策定した（アフリカ9か国、中南米3か国、東南アジア、東アジア、中東各1か国）。
- **障害者への配慮**：（「3-3-4. 格差是正・貧困層支援」参照）

② TICAD V 支援策（2013-2017）実現に向けた取組、TICAD VIに係る取組

日本政府のTICAD V支援策「2013年～2017年までの5年間に2,000万人の子どもへ質の高い教育を提供する」に対し、2016年までの4年間で約1,700万人の子どもに対して質の高い教育環境の提供を行った（うち2016年に約230万人）。また、2016年のTICAD VIナイロビ宣言及び同実施計画に沿い、暴力的過激主義の根本原因に対処するための5万人の職業訓練を含む960万人の人材育成や、科学技術分野の基礎学力強化のため2万人の理数科教員の養成に取り組んでいる。

- **理数科教育の拡充支援**：マラウイ、ウガンダ、エチオピア、セネガル、ザンビア、ブルキナファソ、モザンビークに加え、ルワンダで新たに教員研修プロジェクトを開始した（2017年1月）。
- **学校運営改善「みんなの学校」プロジェクト拡充**：セネガル、ニジェール、ブルキナファソ、コートジボワールに加え、マダガスカルで新たに「みんなの学校」プロジェクトを開始した。ニジェールでは、学校運営委員会のモニタリング・支援体制の強化の結果、全国の約9割の委員会が年間活動計画を提出し、1委員会あたり年間平均3万円を動員して5種類の活動を実施していることが確認された。また、同事業で開発した資金活用モデルを導入した委員会では、補修授業等により学力が向上していることがJICA研究所の調査で確認された。さらに、GPE資金を活用した世界銀行との連携事業により事業成果のスケールアップが進められている。
- **学校建設を通じた学習環境改善**：（「3-3-4. 格差是正・貧困層支援」参照）

(2) 戦略的な取組

① ジャパンブランドとしてのグローバルな展開（No.5-2 参照）

ア) 理数科教育

- ザンビアの授業研究プロジェクトが、ブルッキングス研究所のMillions Learning Project（スケールアップに成功した世界12の優良事例）の1つとして取り上げられ、同研究所の研究報告書として発刊された。
- イギリスで開催された世界授業研究学会でパネルセッションを企画し、授業研究の様々な実施段階（導入期のルワンダ、成長期のケニア、成熟期のザンビア）における事例を、研究者や他援助機関等に対して発表した（9月）。
- アフリカ教育開発連合（ADEA：the Association for the Development of Education in Africa）総会にお

いて、機構の理数科教育協力の取組及び教訓を発表した（2017年3月）。また、同総会のため、ザンビア、マラウイ、モロッコ、エチオピア及びセネガルのグッドプラクティスをまとめたペーパーを提出した。

イ) みんなの学校

- 「みんなの学校」を展開しているアフリカ6か国を対象とした国別研修では、教育省次官等の中核人材を日本に招へいし、住民参加による初等教育の質向上の取組の学び合いを促進した（11月）。
- 世界銀行と「みんなの学校」関係者とのシンポジウムを共催するとともに、担当局長を招へいたコンサルテーション会合を通じて「世界開発報告書2018」に機構の知見をインプットした（11月）。
- ADEA 総会において、世界銀行と共同でセミナーを開催し、みんなの学校プロジェクトの取組及び成果を発表した（2017年3月）。

ウ) 特別活動

- エジプト・日本教育パートナーシップの下、日本式教育の基本的構成要素の一つである特別活動（日直当番等の授業以外の活動）を取り入れた機構初の技術協力プロジェクトをエジプトで立ち上げた。特別活動の公立学校への導入に向け、対象校の教師や大学関係者等300人を対象としたセミナーを開催した（9月）。

② 民間企業（学習産業）との連携

- 文部科学省の「Edu-Port（日本型教育の海外展開事業）」に関し、ステアリングコミッティ委員及び幹事会委員として積極的に関与し、官民協働によるオールジャパンによるプラットフォームの立上げに貢献した。同事業のシンポジウム、勉強会で機構の官民連携事業を関係者に紹介するとともに、民間企業、教育機関等の海外展開を後押しするパイロット事業（公認プロジェクト5件、応援プロジェクト9件）を審査した。

③ 他ドナーとの連携、国際的な発信

- SDGsの達成に向けたG7サミットにて、「教育サミット2016 教育による女子・女性のエンパワーメント」をGPE、上智大学と共催し、国際機関やNGO、大学研修者等130名以上の参加の下、女子・女性への投資の重要性を議論した。小池百合子元衆議院議員（現東京都知事）、GPEのアリス・オルブライトCEOが基調講演を行ったほか、女子・女性の教育について共催者ステートメントを発表し、本課題への取組の重要性を国内外の関係者に幅広く発信した（5月）。

3-3-2. 保健

SDGs ポジションペーパーのゴール3（保健）編では、すべての人の命と健康を守ることを目指し、①母子保健、感染症、人材の能力開発といったMDGsで積み残された課題、②非感染性疾患と精神保健、有機化学物質や大気・水質・土壌汚染による死者、疾病者の削減、医薬品開発の支援といった新たな課題、③すべての事業に横断的に取り組むべき課題としてUHCの達成支援に重点を置いている。

(1) 具体的な成果

① UHCの推進に向けた取組

SDGsのターゲットとして重要なものとして新たに加わったUHC達成に向け、日本政府の国際保健外交戦略等の実現に対する貢献や、国際社会への主体的な発信、各国でのUHC達成を支援した。

ア) 日本政府の政策への貢献

TICAD VI(以下③参照)や伊勢志摩サミットに向け、機構の経験や知見を踏まえた情報提供等を行い、日本政府の政策立案や対外発信に貢献した。

- 「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」への貢献:「公衆衛生上の緊急事態における迅速な行動を確保する資金メカニズム」の検討に際し、伊勢志摩サミットに向けたオールジャパンの研究班に参加し、機構の知見からのインプットや国際的な発信を行った。
 - UHC 達成に向けた強靱な保健システム強化に関する論文を LANCET 誌に投稿し、その重要性を発信した。
 - パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility) のメカニズムの検討については、デザイン上で留意すべき点 (WHO 等による初期活動との効果的連携や他の協力資金を合わせたシームレスな対応の必要性、脆弱国への配慮、平時の保健システム強化へのインセンティブ等) を提言した。
 - 世界保健安全保障アジェンダにおける日本政府の優先国選定への協力や、国際保健規則 (IHR : International Health Regulations) への協力 (ガーナでの合同評価への参加等)、WHO の戦略パートナーシップポータルへの立ち上げを支援し、これらに関連する国際会議で発信した。

イ) 国際社会への主体的な発信

国際外交保健戦略も踏まえ、アジア太平洋行動連合 (AAAH : Asia-Pacific Action Alliance on Human Resources for Health)、マヒドン王子記念賞会合 (PMAC : Prince Mahidol Award Conference)、TICAD でのサイドイベント等、計 51 件の国際会議・学会に参加し、機構の知見や取組を発信した ((2) ②も参照)。

- **AAAH 第 9 回総会 (10 月、スリランカ)** : 加盟国及び援助機関を含む 24 か国からの参加 (約 140 名) の下、本総会のテーマとなった保健人材のグローバル戦略に関するセッションでの登壇等を通じ、機構の UHC に係る取組や知見を発信した。
- **PMAC2017 (2017 年 1 月～2 月、タイ)** : (「3-2-4. 格差是正・貧困層支援」参照)
- **第 69 回世界保健総会 (5 月、スイス)** : 各委員会や議題で議事進行を支援したほか、ミャンマーにおける UHC 達成に向けたラウンドテーブルでの発信や、Regional Integration and Health のサイドイベントではアフリカ地域における UHC に向けた取組を紹介した。また、WHO 幹部とのバイ面談で機構の実施戦略・取組を紹介し、連携可能性の検討や情報交換を行った。
- **世界銀行関連会合** : 4 月の春季会合ではグローバルヘルス・リーダー会議、UHC ファイナンスング・フォーラム、精神保健会議に参加・登壇し、各国でのパートナーシップや現場への裨益の重要性、持続的な国内資源の動員につながる保健システム強化への調和的投資の必要性等を指摘した。世銀が事務局を務める Global Financing Facility in support of Every Woman, Every Child (GFF) では、パラレルな支援を提供するドナーとして 2 度のインバスターズグループ会合に参加し、機構の貢献を発信した。
- **IHP+ for UHC 2030 設立準備への参画** : 保健分野のグローバルな援助協調メカニズムである国際保健パートナーシップ・プラス (International Health Partnership Plus : IHP+) を、2030 年までに UHC の達成を目指す「International Health Partnership for UHC2030」として拡大・強化する準備会合に 2 度参加し、今後の方向性や戦略をインプットした。

ウ) 各国での UHC 達成支援の推進

第三国との連携等も促進しつつ、強靱かつ持続可能な保健システムの強化や、MDGs からの継続課題である母子保健や感染症対策を入口とした保健システム強化、また、非感染症疾患の課題に対応した保

健医療システムの向上等に係る取組を推進した。(詳細は以下②参照)

② 各国での UHC 支援の推進

ア) 強靱かつ持続可能な保健システムの強化

- **第三国との連携による保健システム強化**：UHC 推進のため、日本の知見をインプットしたほか、これまでの機構による支援を通じて培った開発途上地域での知見を他国に活用し、29 か国を対象に第三国と連携した活動を行うことでグローバルな学び合いに貢献した。
 - タイ国と連携した課題別研修「ユニバーサルヘルスカバレッジ達成のための医療保障制度強化」(アジア、アフリカの 11 か国)：タイの講師を活用し、保健省の行政官等 16 名を対象に保健医療政策改善に向けた研修を実施した。
 - エジプト第三国研修「保健経済」(アフリカ 8 か国)：エジプト・スエズ運河大学の講師陣等の知見を活用し、保健財政・保健経済の知識を提供するため、財源確保、プーリング、費用対効果分析、計画策定・モニタリング等の研修を実施した。
 - スリランカ第三国研修「5S-CQI-TQM¹」(アジア、中東・欧州、大洋州、アフリカの 11 か国)：日本の協力によって 5S-CQI-TQM を通じた病院管理手法の技術移転を受けたスリランカの人材や病院を活用し、他の開発途上地域の病院の効率性・質向上を目的とした研修を病院・保健省関係者を対象に実施した。
 - タンザニア「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」(アフリカ 7 か国)：日本の技術協力を通じて育成・強化されたタンザニアの現地指導者や病院を活用し、病院・保健省関係者を対象に、カイゼン手法に係る指導者能力強化研修を実施した。
 - バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」：バングラデシュ側の関係者に対し、スリランカ及びタンザニアにて、5S-CQI-TQM に関する能力強化を実施した。
 - ケニア・アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ 2：ケニアでのアフリカ保健アジェンダ国際会議のサイドイベントとして、フェーズ 1 の保健システム研修受講者である 6 か国 7 名を含む 44 名が参加して UHC 達成に向けた成果と課題を議論した(2017 年 3 月)。
- **プライマリーヘルスケア (PHC) を基盤とする保健システム強化**：中南米 7 か国の保健省関係者、汎米保健機構 (PAHO) 代表部やキューバを含む各国事務所の代表者、米州開発銀行等、約 200 名を招へいして「中南米保健国際フォーラム」を開催した。中南米地域の優先戦略である PHC に基づく保健システム強化に基づき、疾病予防に重点を置いた健康教育等の住民主体の活動やコミュニティでの実践等の各国における能動的な取組や成果を共有し、非感染性疾患や国際的に脅威となる感染症対策への対応を議論した (11 月)。
- **国レベルでの資金協力も活用した包括的な UHC 支援**：セネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクト、保健省の成果重視マネジメントの能力を強化する技術協力プロジェクトを実施するとともに、TICAD VI で表明した UHC 達成を目的とする政策借款及び政策制度に携わる人材の本邦研修を実施し、UHC 達成に向けた取組を包括的に支援した。

イ) 母子保健を入口とした保健システム強化の支援

- **母子手帳の普及促進や認知向上に向けた取組**：第 10 回母子手帳国際会議を東京で開催し、38 の国と地域から約 400 名の参加の下、各国間のグッドプラクティスの共有に貢献した (11 月)。機構理

¹ Continuous Quality Improvement/ Total Quality Management

事長は、WHO とともに母子手帳の国際ガイドラインの策定を公表し、母子手帳の難民支援での有用性についても発信した。また、成果文書である「東京宣言」では、母子手帳が人間の安全保障を体現するものであり、普及促進のためには制度面・財政面でのパートナー連携と国際機関等のコミットメントが求められることを確認した。(No.5-2 参照)

- **母子手帳を活用した支援の展開**：インドネシアでは、長年の母子手帳を活用した協力の成果を活用し、9 か国を対象とした第三国研修を実施したほか、アフガニスタン、タジキスタン、ガーナ等、母子手帳の導入を検討している国への個別支援を実施した。
- **母子保健サービスの利用と質の向上**：バングラデシュ「母性保護強化プロジェクトフェーズ II」では、円借款や青年海外協力隊との連携や、病院管理の向上（5S-TQM）に係るスリランカとの連携を通じ、コミュニティサポートグループ（CSG）を通じた医療サービスの質改善の検証を行った。結果、CSG の形成が政府の省令として発出され、バングラデシュ国内で 39,240 の CSG が設立されるに至った（同国の目標 40,149 に対して 99.4%の達成（2015 年 6 月））。また、5S-カイゼン-TQM の活動を導入した病院は 129 病院（2016 年 6 月末時点）となり、全国の入院患者を受け入れる公立病院の 20%に及んでいる。さらに、CSG を通じた介入に係るインパクト評価の結果、事業の対象地域では、コントロール地域と比較して、産前健診や施設分娩の数が増加し、統計的にも有意性があることを確認した。
- **医療従事者の能力強化策の面的展開**：タジキスタン「ハトロン州母子保健システム向上プロジェクト」では、母子保健に関する指標が依然として低い 4 県において、医療従事者に対する産科及び新生児ケアの質向上や院内感染対策のためのトレーニングを実施した。作成したマニュアルが州保健局の認可を受けたことに加え、特に、事業で導入した死亡症例検討会やニアミスケースの症例検討ミーティングの取組が高く評価され、同国政府による実施規程の発令に至った。
- **中核病院の整備を通じた支援**：ネパールでは、地震災害で確認された課題を踏まえ、現地医療従事者の育成を行う唯一の公立病院であるトリブバン大学教育病院に対し、保健医療サービスの改善や医療従事者に対する臨床教育機能の強化を目的とした無償資金協力事業を形成した（12 月 E/N 署名）。

ウ) 感染症を入口とした保健システム強化

- **ポリオ撲滅支援（パキスタン）**：ポリオの常在国三か国のうちの一か国であるパキスタンでは、ポリオの早期撲滅に向けたワクチン調達等を目的とする円借款に係る借款契約（L/A：Loan Agreement）を調印した（5 月）。接種カバレッジ 80%以上を達成してきた前フェーズに続き、ゲイツ財団が円借款の債務全額をパキスタン政府に代わって弁済するローン・コンバージョン・スキームを採用した。また、技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」を通じ、ポリオ撲滅後も引き続き見据えて他のワクチンで予防が可能な感染症を防ぐべく、ワクチン供給体制やサーベイランスの強化、行政担当者やコミュニティヘルスワーカーの研修、住民が子どもに予防接種を受けさせるための住民に対する啓発活動をハイバル・パフトゥンハー州で支援している。
- **小児感染症予防計画（アフガニスタン）**：国際連合児童基金（UNICEF）との連携により政府が計画する全国の定期予防接種プログラムやポリオワクチン接種キャンペーンに必要なワクチンの調達を実施し、乳児（1 歳未満児 120 万人）や妊娠適齢期の女性（250 万人）へのタイムリーな接種が可能となった。
- **結核対策支援**：アフガニスタン「結核対策プロジェクトフェーズ III」では、結核対策プログラム推進のため、日本企業が開発した簡易で迅速な遺伝子検査キット「TB-LAMP」（栄研化学）、多剤

耐性結核の治療薬「デラマニド」（大塚製薬）を活用し、多剤耐性結核の診断・治療技術の向上を目指すとともに、結核感染のリスクの高い妊産婦への抗結核薬の予防的な投与を行うパイロットテストを支援するなど、女性の結核患者を減らす取組を開始した。また、WHOとも連携した無償資金協力を通じて、抗結核薬と検査キットなどを調達した（2017年3月G/A締結）。

- **地域的な感染症対策能力強化**：ガーナでは、40年の技術協力を通じて地域の中核研究機関の役割を果たすようになった野口記念医学研究所の先端感染症研究センターに対し、ガーナ及び西アフリカ全体の感染症対策能力強化のための無償資金協力事業を形成した（5月G/A締結）。研究能力強化に留まらず、国際保健規則（IHR）コアキャパシティのラボ及びサーベイランス強化や、周辺国におけるラボシステム強化の支援も積極的に実施していく。

エ) 非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上

- **がん診療サービスの向上支援**：2007年以降の死因の1位をがんが占め、罹患率も高いキューバに対し、主要病院の画像診断機材や内視鏡等の調達を行う無償資金協力事業を形成した（9月G/A締結）。また、同国の行政担当者と医療従事者が共に日本の医療現場を視察する機会を提供した。
- **生活習慣病対策**：生活習慣病が急激に増加しているソロモンでは、住民が自らの健康について主体的に取り組む活動モデルの開発を目的とした技術協力事業を開始した（6月）。

オ) 高齢者支援

- **介護サービスモデルの開発・実施支援（タイ）**：急速に高齢化が進むなか、介護を必要とする高齢者やその家族を支える社会サービス整備のため、日本の知見を取り入れつつ、タイの実情にあった介護サービスモデルの開発・実施を支援している。同モデルの効果測定やコスト分析を行い、タイ側関係省庁との議論を重ね、介護サービスを持続的な仕組みとするための政策提言を行った。

③ TICAD 支援策実現に向けた取組

ア) TICADV 公約達成への貢献

2013年から2016年暦年分の実績として、保健分野に対する576億円の支援を実施した（2015年時点で353.6億円）。また、約9.5万人の保健人材育成に貢献した（2013年度2.2万人、2014年度2.6万人、2015年度約1.9万人、2016年度約2.8万人）。

イ) TICAD VI への貢献

TICAD VIのナイロビ宣言では、「生活の質の向上のための強靱な保健システム推進」が優先分野のひとつに掲げられた。会議の準備段階より、日本政府のナイロビ宣言の起草に対するUHCや保健システム強化、感染症対策等の実例を基にしたインプットや、数値目標（感染症人材2万人の育成、基礎的サービス裨益者200万人）の検討プロセスに貢献した。また、サイドイベントの開催等を通じて「アフリカにおけるUHC実現に向けた政策枠組（UHC in Africa: Framework for Action）」の立ち上げを主導した。

- **UHC 実現に向けた政策枠組作成への貢献**：ケニア政府、世界銀行、WHO、グローバルファンド等とサイドイベント「UHC in Africa」を共催し、「アフリカにおけるUHC実現に向けた政策枠組（UHC in Africa: Framework for Action）」を発表した。ケニア、ガーナ、セネガル、コンゴ民主共和国等の事例の提供や、行動計画部分の文案提供等を通じて、同枠組策定に深く関与した。
- **UHC 達成に向けた国際皆保険制度国際シンポジウムの開催（11月）**：ルワンダ、セネガル、ガーナ、ブルキナファソ等のアフリカ各国の保健省関係者や、世界銀行、フランス開発庁（Agence Française de Développement：AFD）などの開発パートナーに加え、民間の健康保険会社や製薬会社

など、10 か国から約 110 名が参加した。機構より日本の国民皆保険達成の経験を共有し、その中で他国でも課題となるインフォーマルセクターの保険加入について発信し、インフォーマルセクターが占める割合の高いアフリカ諸国での UHC 達成に向けた戦略計画の作成に向けたインプットを行った。

(2) 戦略的な取組

① ワンヘルスアプローチ²強化

ヒトが十分な免疫を有していないため大流行の可能性のある新興感染症（75%が動物由来）や薬剤耐性対策に関し、保健医療（人）及び畜産業（動物）双方を連携させた支援を実施している。

- **SATREPS を通じた支援**：厚生労働省が推進するワンヘルスのコンセプトに基づき、人獣共通感染症を含む各種感染症に対して、発生時のアラートシステム構築、未知の病原体探索やリスク評価、診断法の開発や薬剤耐性に関する研究、研究人材の育成などを目的とした SATREPS11 件を継続実施している。特に、ケニアでは、ケニア中央医学研究所と長崎大学熱帯医学研究所の共同研究で開発されたリフトバレー熱の簡易診断キットが製品化に至り、事業の成果が社会実装された。
- **国際会議への貢献**：アジアでの初開催となるワンヘルスに関する北九州での国際会議を後援（日本医師会、日本獣医師会、世界医師会、世界獣医師会主催）し、ベトナム、インドネシア、ケニア、ザンビアでの活動・成果を発信した。

② 国際機関等との連携

- **ビル&メリンダ・ゲイツ財団（ゲイツ財団）との戦略的パートナーシップ強化**：国際保健・栄養分野での連携を強化するための業務協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）をゲイツ財団と署名した（5月）。ポリオ撲滅以外の協力分野を追加し、マラリア等の感染症対策や保健システムの強化、栄養分野での取組強化なども見据えた MOC とした。
- **母子保健分野における GFF との連携**：セネガルの国家 UHC 戦略の推進を目的とした円借款事業を形成した（11月 L/A 調印）。GFF とのパラレルファイナンスにより、国家保健財政戦略や国家母子保健戦略の策定を技術協力も活用して促進していく。

③ 民間のリソースを活用した支援

- **医療の国際展開支援への貢献（病院まるごと支援）**：生活習慣病や交通事故の増加に対応する「高度医療」のニーズが高まりつつあるカンボジアでは、「救急救命医療整備事業」によって設立されたサンライズジャパンホスピタル・プノンペンの救命救急センターが全面稼働した（10月）。現地の医療水準の向上を目指した日本式の医療サービスの提供により、病院の施設や最新機材を活用した医療の提供に加え、運営や人材面での支援等、日本政府が主導する医療の国際展開支援にも貢献している。
- **民間製品の輸出拡大**：サラヤ株式会社によるウガンダでのアルコール手指消毒の普及促進の事業は、青年海外協力隊（JOCV）とも連携した活動を展開しており、保健衛生向上のための効果的な取組として、同社は日経ソーシャルイニシアチブ大賞企画部門を受賞した。また、ナイジェリアやケニア等への輸出実現につながった。（No.8-3 参照）

²人、動物、環境の衛生の関係者が連携して、これら3者の健康の維持・推進に取り組むこと。G7議長国としての取組強化のため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」の枠組下で、「薬剤耐性対策アクションプラン」（2016年4月）が掲げられた。機構は技術協力等による感染症予防・管理対策、抗微生物薬の適正使用を含めた抗微生物薬のアクセス確保、検査室機能強化を通じて貢献することになっている。

- 第6回民間技術普及促進事業にて採択された12件中6件が保健医療分野案件となった。ナミビアの臨床検査の品質管理システムやガーナにおける輸血を通じた感染対策といったアフリカ案件も2件含まれている。(No.8-3 参照)

3-3-3. 水

SDGs ポジションペーパーのゴール6(水・衛生)編では、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」に向けて、機構の強みをいかし、キャパシティ・ディベロップメントとインフラ整備の双方への協力、長期的な視点を踏まえた協力、国内の幅広いネットワークと日本が培ってきた知見、経験、技術を活用した協力を推進することとしている。

(1) 具体的な成果

① 安全な水・衛生へのアクセス改善

ア) 安全な水供給施設の整備

無償資金協力9案件のG/A締結、有償資金協力3案件のL/A調印を通じ、給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数が301万人増加した(2015年度196万人)。また、無償資金協力や有償資金協力の完工等、都市/地方部双方にて安全な水へのアクセス改善を着実に進めた。

- 地方部における安全な水へのアクセス改善(カンボジア)：**「コンポンチャム及びバタンバン上水道拡張計画」の完工(6月)により、バタンバン市、コンポンチャム市の浄水場(各11,500m³/日、22,000m³/日)等の水道施設の整備を行い、給水量を拡大した。支援にあたっては、貧困世帯用の給水管、水道メーター等の給水装置を支援内容に含める等、全ての人々に水を届けるべく配慮した。また、政府高官や住民に対する給水量の拡大に伴う維持管理費用等の重要性の説明等の結果、先方実施機関が水道料金を改定し(5月)、給水区域も明確化した。その結果、公営水道局の経営状況は安定化しつつあり、独立採算で事業運営を行う公社化の有力候補となっている。
- 日本の知見を活用した島嶼国の水道システム支援(サモア)：**首都アピアの浄水場、送水ポンプ場、配水池等の水道システムを新設・改修する「都市水道改善計画」が完工した(10月)。沖縄県の7水道事業体の協力を得て実施中の「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」と連携し、島嶼部の浄水場の運転等の日本の知見をいかして給水事業の改善を図った。

イ) TICAD への貢献

- TICAD V 目標値達成への貢献：**「2013年から2017年の間に1,000万人に対する、アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善」に関し、ウガンダ、エチオピアにおける無償資金協力、セネガル、チュニジア等における有償資金協力の案件形成により、2016年度末時点で1,097万人となっており、目標達成に向けて着実に進捗している。
- 村落部における安全な水と衛生へのアクセス向上(ブルキナファソ)：**「第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」が完工し(7月)、中央プラトー及び南部中央州の村落部で人力ポンプ付深井戸給水施設274基が建設され、安全な水へのアクセスの向上(約9万人)に貢献した。また、同事業の開発効果の拡大と持続性確保のため、地方給水施設の維持管理能力強化や衛生活動に係る過去の技術協力プロジェクトの成果を活用し、後継の技術協力事業やJOCV(水の防衛隊)の派遣を通じて他の州にも展開している。
- 野外排泄の撲滅支援(モザンビーク)：**「ニアッサ州持続的村落・給水衛生プロジェクト」では、施設設計から施工、住民への衛生啓発のみならず施工業者や現地コンサルタント等民間人材の育成までを技術協力で一貫して支援した。同州の4郡を対象として給水施設115箇所(新設50箇所、

改修：65 箇所)、手洗い付小学校用衛生施設 20 箇所を建設した結果、安全な水へアクセスできる人数が 34,500 人増加し、72 村落で野外排泄の撲滅を達成した。全国を対象としたセミナーで事業成果を共有し、今後の地方給水・衛生に係る国家プログラム (PRONASAR) の改善と実施にも貢献するとともに、同事業の開発アプローチや設計仕様等の導入が他ドナーにより検討されている。

- **海水淡水化施設による安全な水アクセスの向上 (セネガル)**：都市部の人口増加と水供給能力の限界から今後の発展が危惧される首都ダカールにて、海水淡水化施設 (50,000 m³/日) と市内の配水管網の改善により給水能力を強化し、約 40 万人の安全な水へのアクセスと生活環境の向上を目的とした円借款事業「マメル海水淡水化事業」(11 月 L/A 調印) を形成した。

② 水分野の人材育成による知識・技術の向上

ア) 技術協力による人材育成の促進

2016 年度は 69 か国に対し 59 件の技術協力案件を実施し、全世界で 12,200 名の水分野の人材を育成した (2015 年度は 82 か国、57 件、6,400 名)。

- **300 を超える水道事業体に対する包括的な能力強化支援 (インドネシア)**：「インドネシア国水道公社人材育成強化プロジェクト」にて、国が 300 以上の水道事業体を対象に行う研修プログラムの立案、改善を支援した。「水道政策アドバイザー」長期専門家、3 自治体 (浜松市、豊橋市、宇部市) による草の根技術協力に加え、日本水道協会の支援の下、インドネシア水道協会の能力強化研修を実施し (2017 年 2 月)、本邦関係者の全面的な支援のもとで包括的な人材育成を展開している。

イ) 水の利用可能性と持続可能な管理の確保

全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理に向けて、本邦における大学、研究機関等の学識経験者、中央省庁、自治体の行政官の知見を活用し、気候変動の影響も考慮して水資源管理を強化した。

- **地下水管理に係る支援 (キューバ)**：「地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」では、観測井 3 か所の新設や既存井 7 か所への観測機器を設置し、地下水位の自己観測と水質観測がカウンターパートにより継続実施されている。また、地下水モデルを構築し、地下水位と水質の将来予測を行い、キューバ初となる地下水管理計画案の作成に至った。同案は水資源庁による承認手続きを経て、国家の政策基準として採用される見込みである。
- **参加型合意形成を通じた統合水資源管理の推進**：SDGs ターゲット 6.5 では統合水資源管理の実施が求められており、ターゲット 6.b では水と衛生の管理に対する地域住民の参加支援・強化が求められている。これらを踏まえ、スーダン、ボリビアにて「参加型合意形成」という新たな切り口の統合水資源管理のためのプロジェクトを開始した。ボリビア「コチャバンバ県統合水資源管理プロジェクト」では、行政と住民との間の葛藤を緩和するための政府事業の調整や戦略策定に向け、科学的かつ社会的な情報・技術を活用し、統合水資源管理の実践と現在の状況改善を図っている。
- **気候変動適応戦略の立案支援 (タイ)**：SATREPS「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」を先行案件で築いたタイ・日本の共同研究プラットフォームを基に立ち上げ、淡水資源、土砂災害、森林、沿岸計画、農村開発、都市計画の 6 分野について、タイ側 22 機関の参加を得た 19 の研究グループによる共同研究を開始した。研究成果はタイにおける気候変動に対する行動計画等政策への反映が期待されている。
- **日本とタイの知見を活用した地盤沈下対策支援 (インドネシア)**：「地下水及び表流水の統合的管

理能力強化を通じたジャカルタ地盤沈下対策支援プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施し、日本とタイの経験を用いて東南アジアの沿岸都市における共通課題である地盤沈下対策に対する協力を計画した。省庁、自治体、研究機関といった日本のリソースを包括的に動員できる体制を構築した協力としていく予定。

- 「アジアにおける都市の水管理：その課題と可能性」シンポジウム：東京大学、日本水道新聞社、シンガポール国立大学リークアンユー公共政策大学院との共催により、約 180 名の参加を得てシンポジウムを開催した。人口増や生活水準の向上に伴う水需要量の増加、気候変動の影響などの課題に対する都市の水管理のあり方について、シンガポールや東京の事例も踏まえた議論がなされた。

ウ) TICAD への貢献

- **TICAD V の目標達成への貢献**：課題別研修や技術協力プロジェクトを通じた現地研修及び第三国研修を実施し、588 名の都市給水関連人材の育成を行った。
- **スーダンにおける人材育成**：「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」では、10 名が参加して気候や文化が類似したモロッコの水公社による第三国研修を実施（11 月）し、主に都市給水の運営管理手法についてモロッコでの経験や知見を共有した。

(2) 戦略的な取組

① SDGs への取組強化

- SDGs ゴール 6「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」に関するポジションペーパーを取りまとめ、水のアクセス改善、水質汚染への対応、水の効率的利用、統合水資源管理の強化等、日本が支援を行うにあたり優位性のある分野を特定した。国際会議の場を通じ、積極的な情報発信を継続する。

② 自治体との関係深化

2005 年以降だけでも 32 に及ぶ自治体水道局との関係を良好に維持発展させている。自治体の知見を活用した事業の形成実施や、自治体への相談や自治体内の勉強会での講義等、各種の機会に関係強化を図っている。

- **自治体の海外展開支援**：神戸市のルワンダ協力への参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業を形成した。また、機構事業を通じ、福岡市とミャンマーのヤンゴン市が姉妹都市協定を締結（12 月）する等、日本と開発途上国の自治体間の包括的な協力関係の強化にも貢献している。
- **日本の経験の有効活用の推進**：プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」等を取りまとめ、北九州市及び福岡市と共催した第 4 回自治体向け勉強会（2017 年 1 月）にて披露した。自治体向け勉強会では、35 団体から 96 名の参加を得て、日本の経験を開発協力に有効活用すべく議論した。

③ ジェンダー平等の推進

- ルワンダ、ウガンダ、モザンビーク等におけるアフリカ地域の事業形成に当たっては、ジェンダーの状況確認を含む社会調査を実施し、プロジェクトの計画又は衛生施設等のデザインにジェンダー配慮の視点を盛り込んだ。また、マラウイでは、実施済のプロジェクトのジェンダー配慮にかかる研究「村落給水における社会的インパクト調査」を実施した。

④ 青年海外協力隊（水の防衛隊）への支援・連携

- モザンビークにて、7 か国、22 名の水の防衛隊を対象に技術協力プロジェクトの成果や活動を紹介し、各隊員が現地で実践できる給水施設や衛生分野の活動や知識を共有した（8月）。

3-3-4. 格差是正・貧困層支援

SDGs ポジションペーパーの総括編では、ゴール 1（貧困撲滅）やゴール 10（格差是正）等は、2030 アジェンダの理念である「誰一人取り残さないーNo one will be left behind」を具現化するものとして、教育、保健、水をはじめとする様々な課題分野における取組を単独又は複合的に行うことで、これらゴール達成に総合的かつ長期的な取組を通じて貢献していくこととしている。特に、地理的、経済的、社会的に不利な状況に置かれることで拡大する格差に配慮した開発を促進するため、コミュニティのニーズを踏まえた包摂的な開発の計画・実施に向け、基礎的なインフラの整備や地方行政やコミュニティの能力強化を支援した。また、SDGs 達成に向けた新たな課題として、障害者や高齢者支援の推進や、TICAD VI 等でも重要な課題とされた栄養分野での取組を強化した。

(1) 具体的な成果

① 格差是正に配慮した基礎的インフラの整備

- **障害者に配慮した学校建設**：モンゴル、スワジランドでは、障害児に配慮した学校建設のための無償資金協力を係る協力準備調査を実施した。モンゴルでは障害児のための教育改善から障害者の社会促進までを目指して実施している 2 件の技術協力プロジェクトと調査段階から情報収集・意見交換を行い、スキーム間の連携を促進している。

② 行政能力強化とコミュニティの参加・能力強化

- **社会保障制度の強化（インドネシア）**：2014 年 1 月より導入された新たな社会保険制度に対応する社会保障関連行政官の能力強化と制度適用のための課題抽出・対応策分析を国別研修で支援した。保険料の適用と徴収に関する日本の社会保険労務士制度を紹介した結果、インドネシア政府の負担により、社会保険労務士型の徴収モデル構築に係るパイロットプロジェクトが開始された（10 月）。機構も有識者の派遣や関連分野の個別専門家を活用し、インドネシアの現状に即した仕組みとなるよう助言している。
- **地方開発計画策定・事業実施能力強化（ホンジュラス、タンザニア）**：ホンジュラスでは、地方分権化に伴い委譲される権限や資金を地域開発に適切に活用するため、コミュニティ開発計画の計画や実施手法の開発・導入を支援した。その結果、15 の市連合会による支援のもと 90 の自治体でコミュニティ開発計画を踏まえた市中期開発計画が策定され、関連機関同士の連携による保健や食糧安全保障等のセクタープログラムの事業実施モデル（FOCAL プロセス）が構築された。FOCAL プロセスの全国展開を図った結果、同プロセスに基づき策定された 76 の市開発計画が既に大統領府に認証されている。タンザニアでは、技術協力プロジェクトで構築したコミュニティ住民自身による開発活動を支援する行政サービスを実現するための地方開発交付金制度改革が正式承認された。
- **地域の開発課題に向けた複層的な実施体制の強化（パラグアイ）**：「イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」を通じて、セクター間、国家・地方行政レベル間、官民の間で連携して地域の開発課題を解決する「テリトリアル・アプローチ」の実施体制を強化した。実施機関の農牧省にテリトリアル・アプローチ課が新設され、イタプア県、カアサパ県の両県に県レベルや市連合の開発委員会や開発公社が設立され事業を開始するとともに、各県庁に専属職員が配置される等、パラグアイ側による取組体制が強化さ

れている。

- 紛争影響国における公平性、透明性、包摂性及び住民参加への配慮（シエラレオネ、ウガンダ）：
（No.4-1「平和の構築」参照）
- コミュニティ防災の推進（フィリピン）：（No.11-1参照）

(2) 戦略的な取組

① 障害者支援の推進

- **PMAC2017（2017年1月～2月、タイ）での発信**：マヒドン王子記念財団等と共催し、機構は2つのパラレルセッションを企画した。脆弱層の社会的包摂を進めるための障害者権利条約等の国際法的枠組の有効性や、社会的に疎外される当事者（障害者、女性、高齢者等）が変革の主体となる重要性を、約150人の保健行政関係者や保健セクターで支援を行う開発パートナー参加者に対して発信した。特に、多様な障害当事者のセッションへの登壇は、PMACとしても初の試みとなった。
- **ヨルダン**：「キャリアガイダンス・雇用システム能力向上プロジェクト」を通じ、雇用事務所の環境整備、マニュアルやガイドラインの作成、労働省や雇用事務所職員に対する研修を実施し、16か所の雇用事務所の就労サービスを強化した。事業終了後も全ての雇用事務所でマニュアルが活用されている。雇用事務所から学校、コミュニティの公共施設、SNS、メディア等を通して活発に情報発信を行っており、求職者や求人者からの認知が向上した。
- **タイ・第三国研修**：タイでは、2014年度より障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発に係る知識共創フォーラム（第三国研修）を実施してきた。2016年度は知的障害者分野に係る研修を3か国（カンボジア、ミャンマー、ベトナム、タイ）を対象に実施した。過年度に実施した帰国研修員による活動成果も確認されている。
 - **難聴分野（2014年度）**：タイでは帰国研修員による難聴・聴覚障害者の外来患者に対する対応マニュアル作成（病院参加型）活動で民間財団（損保ジャパン財団）の海外助成金を得た。フィリピンでは、帰国研修員により既存の聴覚障害者団体と連携関係を保ちつつ、同国初の難聴者協会が立ち上げられた。
 - **自閉症分野（2015年度）**：研修終了後のモニタリングで、ベトナムの帰国研修員が、知的障害者に対するリクリエーション活動やイベントを実践したことが確認された。
- **職員向け啓発セミナー**：障害者差別解消法の施行（4月）を踏まえ、機構職員が障害者に配慮した案件を適切かつ積極的に形成できるよう、外部有識者も活用した啓発セミナーを開催した（7月）。

② 高齢者支援の推進

- 介護サービスモデルの開発・実施支援（タイ）：（3-3-2. 保健（1）②オ）参照）
- タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」：（No.2-1「地域・都市開発」参照）

③ 栄養分野の協力強化

2015年のMDGsからSDGsへの移行に伴い、抜本的な栄養改善に向けて保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与によるマルチセクターでの協力が求められている。こうした状況を受けて日本はこれまで以上に栄養改善協力の拡充に取り組んでいる。具体的な事例は以下のとおり。

- **国際機関等と連携したアフリカ地域における栄養改善イニシアチブの立ち上げ**：TICAD VIの際に、アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（NEPAD）と共に「食と栄養のアフリカ・イ

ニシアチブ（IFNA）」を立ち上げた。また、アフリカ開発銀行（AfDB）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際農林水産業研究センター、NEPAD、UNICEF、世界銀行、国際連合世界食糧計画（WFP）、WHO とともに IFNA 運営委員会を発足し、暫定会合を開催した（11 月）。また、対象 10 か国に IFNA への参加意思確認及び案件形成に向けた基本的な説明を行う調査団を派遣した。

- 「**栄養改善事業推進プラットフォーム**」への支援：官民が連携した国際的な栄養事業展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」が設立され、機構は運営委員会共同議長を務めている。約 80 社の食品企業・コンサルタント・NGO 等から約 160 名の参加者を得て設立記念セミナーを開催したほか、カンボジアでは本邦・現地企業の連携強化を目的としたビジネスプログラムを実施している。
- **ビル&メリンダ・ゲイツ財団（ゲイツ財団）との戦略的パートナーシップ強化（栄養分野含む）**：（「3-3-2. 保健」参照）
- 「**栄養改善パートナー**」の立ち上げ：機構ボランティアや専門家等からなる「栄養改善パートナー」を発足し、2016 年 12 月以降、派遣中専門家等にコンセプトを説明するとともに、2017 年 2 月からは派遣前の専門家及びボランティアへの説明を開始している。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>2015 年 9 月に国連総会で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施に向けて、政府として実施している「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」とも連携しつつ、新たな取組の検討及び着実な案件の形成、実施等に期待したい。

<対応>

SDGs 推進本部による SDGs 実施指針作成に対し、機構は SDGs 推進円卓会議の構成員として参加し、指針の本文及び付表（施策）の作成過程において開発協力の知見・経験からインプットを行った。12 月に決定された SDGs 実施指針では、国外向け施策の多くに機構が関与することとなった（ジェンダー、保健、教育、科学技術イノベーション、産業人材育成、食料システム、質の高いインフラ、仙台防災協力イニシアチブ、現代的エネルギー、気候変動対策、森林・海洋資源、平和構築・復興支援・ガバナンス等）。これらの方針を踏まえた新たな取組として、障害者に配慮した学校建設、地域的な感染症対策に係る能力強化、非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上、住民の参加型合意形成による水資源の統合的管理の推進等、国際的にも重要視される新たな課題に対する案件の形成や実施を進めている。

また、SDGs ゴール 17 への貢献として、開発協力における SDGs 主流化、官民連携、開発途上国に対する SDGs 実施体制支援等をリードすることも期待されている。2016 年度は、学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port 立ち上げや、官民連携による栄養事業展開のためのプラットフォーム立ち上げに貢献したほか、長崎大学との研究開発を通じたリフトバレー熱の簡易診断キットの開発成果の社会実装や日本式の医療サービスの国際展開の実現に貢献した。また、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」制度を新設するなど、日本の民間企業をはじめとする様々な担い手との連携を促進し、それら主体との連携による具体的な開発成果を実現させた。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.2	持続的経済成長
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラパートナーシップ、日本再興戦略、国家安全保障戦略、法制度整備支援に関する基本方針、平和と成長のための学びの戦略、グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略、TICAD V 横浜行動計画、持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注1)	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 運輸交通							
道路・橋梁総延長 (km)	220		429	830	726	347	355
鉄道総延長 (km)	120		630	200	260	120	37
空港／港湾の数 (港数)			14/7	3/3	1/5	6/4	2/4
能力向上対象人数 (人)			4,799	839	886	783	799
イ) 都市・地域開発							
マスタープラン策定数 (都市数)	5		7	9	5	4	3
ウ) 資源・エネルギー							
低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数	15				新規	22	23
資源・エネルギー分野の人材育成数	440				新規	1,325	603
エ) 法制度整備・民主化							
法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数 (新規+継続)	1,000				新規	1,700	1,997
支援対象の法令・法案数 (件)			新規	29	33	22	22
支援対象の法令運用・司法実務文書数 (件)			新規	18	27	24	26
オ) 高等教育							
支援対象大学延べ数 (校)	90		96	102	72	65	70
日本の大学での学位取得支援人数	600		585	472	594	861	1,053
事業提携している日本の大学延べ数 (校)	200		153	174	236	262	311
カ) 農業・農村開発 (注2)							
SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数 (2014 年度からの累計人数)	1,800				新規	1,324	1,900
SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数 (2014 年度からの累計人数)	42,000				新規	29,988	42,468
キ) 民間セクター開発							
アフリカにおける産業人材育成人数 (2013 年度からの累計)	35,000				新規	31,754	48,330
②主要なインプット情報 (億円) (注3)			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 運輸交通							
技術協力			112	132	135	161	263
有償資金協力			5,115	5,839	1,536	9,941	8,200
無償資金協力			481	428	441	352	388
イ) 都市・地域開発							
技術協力			45	48	37	53	48
有償資金協力			1,007	3,400	1,565	10,752	4,957
無償資金協力			31	149	208	352	158
ウ) 資源・エネルギー							
技術協力			47	56	58	91	82
有償資金協力			1,852	1,571	3,779	4,157	2,122
無償資金協力			169	56	53	71	84
エ) 法制度整備・民主化							
技術協力			6	8	8	109	94
有償資金協力			-	-	-	-	-
無償資金協力			-	-	-	-	-
オ) 高等教育							
技術協力			40	48	52	65	83
有償資金協力			122	376	-	105	-
無償資金協力			7	1	38	1	66
カ) 農業・農村開発							
技術協力			194	202	191	194	191
有償資金協力			191	135	821	357	1,033
無償資金協力			112	89	122	117	89

キ) 民間セクター開発	技術協力	81	77	90	96	116
	有償資金協力	421	773	617	597	648
	無償資金協力	-	51	-	-	0.7

(注 1) 道路・橋梁、鉄道、空港・港湾は当該年度の承諾案件の計画値を合計しているため、案件形成のタイミングにより年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 「農業・農村開発」のその他のアウトプットは No.3 の「オ) 食料安全保障」参照。

(注 3) 技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力。無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、(中略)

(ロ) 持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて、日本の知見を活用し、運輸交通やエネルギー等のインフラ整備と法制度整備、産業振興・貿易投資促進、ビジネス環境整備等を組み合わせた政策・施策の策定と実施及び人材育成を支援する。支援に当たっては、成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう、格差是正にも配慮する。

- 運輸交通については、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、質の高いインフラ整備に取り組む。特に、成長を続けるアジアのインフラ需要に呼応するとともに、運営管理や維持管理等の技術協力との連携(持続性)、環境社会配慮やジェンダー配慮(包摂性)、道路防災等のインフラや物流の安全性の確保(強靱性)を考慮する。
- 都市・地域開発については、成長著しい都市・地域における環境悪化やスプロール化等の都市問題の抑制に留意しつつ、SDGs への貢献も念頭に、マスタープラン案件の形成・実施に取り組む。特に、機構の提案する「持続可能な都市コンセプト」を、SDGs との関係を整理した上で、マスタープラン案件に適用する。
- 資源・エネルギーについては、SDGs への貢献も念頭に、持続可能な資源・エネルギーへのアクセスの確保に向けた低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援及び鉱業分野の投資環境整備・人材育成に取り組む。特に、地熱開発の協力拡大、島嶼国向けの「ハイブリッド・アイランド構想」の具体化を推進する。
- 法制度整備・民主化については、開発途上国のビジネス環境の基盤形成のため、法・制度の整備や運用支援、人材育成に取り組む。特に、貿易円滑化については、通関電子化の稼働や関連業務プロセス整備に向けた協力を実施する。
- 高等教育については、TICAD V 横浜行動計画(2013-2017)の実現に向けた取組を行うとともに、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成に向けて、開発途上国の拠点大学への協力、開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援を行う。
- 農業・農村開発については、開発途上国農家の自給農業から商業的農業への参画支援を通じ、高付加

価値農産物の自国内外における安定供給と農家レベルの所得向上のバランスある成長の確保を推進する。特に、TICAD VI に向け、PC やスマートフォンを利用したツールの活用や学会発表を通じ、市場志向型農業（SHEP アプローチ）の小農の理解促進及び広域化を加速させる。

- ⑦ 民間セクター開発については、開発途上国のビジネス環境改善や現地企業の競争力向上、地域経済・産業の振興のための協力を行うとともに、これら協力を通じて、アジア・アフリカ地域を含む開発途上地域の産業人材育成に向けた政府政策の実現に取り組む。

主な評価指標

ア) 運輸交通

(定量的指標) 新規案件の計画総延長：道路・橋梁 220km、鉄道 120km

イ) 都市・地域開発

(定量的指標) マスタープラン策定数：5 件

(定性的指標) 「持続可能な都市コンセプト」の案件への適用

ウ) 資源・エネルギー

(定量的指標) 低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数：15 件、資源・エネルギー分野の人材育成数：440 人

エ) 法制度整備・民主化

(定量的指標) 法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数：1,000 人

オ) 高等教育

(定量的指標) 支援対象大学延べ数：90 大学、日本の大学での学位取得支援人数（新規受入）：600 人、事業提携している日本の大学延べ数：200 大学

カ) 農業・農村開発

(定量的指標) SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数：2014 年度からの累計 1,800 人、SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数：2014 年度からの累計 42,000 人

キ) 民間セクター

(定量的指標) アフリカにおける産業人材育成人数：2013 年度からの累計 35,000 人

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：一部の評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、持続的経済成長の基盤となる運輸交通、都市・地域開発、資源・エネルギー、法制度整備・民主化、高等教育、農業・農村開発、民間セクター開発の各分野において、開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に貢献した。その際、「質の高いインフラパートナーシップ」等の日本政府の政策実現や TICAD VI への貢献、各地域の公約を踏まえた ASEAN やアフリカ地域等での開発効果の周辺地域への裨益に留意した事業形成、また、様々な国内リソースを活用した新たな課題への対応や日本の地域活性化への貢献、各分野での具体的な開発効果の実現等の観点から以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 運輸交通

地域の連結性向上への貢献や質の高い運輸交通インフラの実現を目指し、新たに道路・橋梁 355km、鉄道 37km に係る事業を形成した。鉄道総延長は 2016 年度中に先方政府との L/A 調印を見込んでいた 2 件の事業が先方政府内での計画の再検討等の事情により調印に至らなかったが、いずれも質的な観点を十分考慮の上、先方政府機関と調整しつつ事業の再構築を進めており、当初計画に沿って取り組んでいる。

1-1. アジアでは、ASEAN 連結性向上のため、新たに立ち上がった「日・メコン連結性イニシアティブ」等も踏まえ、カンボジアの第一号線の道路や排水設備の改修等の各事業を推進した。カンボジアでは住民移転への適切な対応に係る技術支援を併せて実施し、持続的な都市開発に向けた先方政府の能力強化も推進した。

- ▶ 民間インフラ案件への投融資を実施するための ADB 内の信託基金への出資や、アジアで質の高い公共インフラ整備を促進するための ADB との協調融資に関する事業を形成し、質の高い

インフラパートナーシップの実施に貢献した。

- 機構が支援した第2メコン橋の交通量調査を実施した結果、交通量の増加や周辺住民への社会サービスの改善等が確認され、回廊開発の整備が地域間の連結性向上だけでなく、周辺地域の発展や住民の生活の質の向上にも貢献していることを確認した。
- 過去に実施したネパール「シンズリ道路建設計画」が、土木技術と社会の発展に大きく寄与した画期的事業として、公益社団法人土木学会の土木学会賞の技術賞を受賞した。
- 海の回廊整備では、カンボジアのシハヌークビル港周辺海域で国際規準に則った電子海図の作成を完了した。

1-2. アフリカでは、TICAD V の支援策への貢献や TICAD VI の優先分野とされた経済の多角化・産業化に向けた取組として、5 大成長回廊の整備を中心とした支援を展開した。特に、西アフリカ成長リングでは、M/P 策定支援にあわせ、域内の連結性強化に資する具体的な実現策となるインフラ整備事業を準備・形成した。

1-3. 日本の優れた技術・ノウハウを活用し、質の高いインフラ整備に取り組んだ。

- インドの高速鉄道建設では、日本の優れた技術・ノウハウを活用し、安全認証や技術基準の整備等に係る技術支援を開始した。
- チリでは、オールジャパンによる支援体制の下、耐震橋梁設計基準の最終案を完成した。
- 交通網の運営・維持管理能力強化に向け、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」に関わる大学との連携関係を構築し、道路アセットマネジメントの中核人材育成プログラムを策定した。

2. 都市・地域開発

2-1. SDGs への貢献を念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を行い、3 件の M/P 策定を完了した。年度計画で M/P 策定完了を目指していた 5 件のうち 3 件で外部要因による遅延等が発生したが、環境社会配慮への対応を徹底するなどして着実に事業を実施しており、当初計画に沿って取り組んでいると判断できる。

- ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」を、年度途中で政権交代後のミャンマー政府からの要請を受けて機動的に実施した。迅速に調査を実施して完了したものであり、計画段階では想定していなかった成果を上げた。

2-2. M/P の策定支援にあたっては、「持続可能な都市コンセプト」の適用を念頭におき、東ティモールのディリ都市計画では、事業戦略等の形成上の留意点の一つとして「持続可能性」を設定したほか、タイでは包括的な持続性分析に基づいた M/P 支援を行った。

- 機構が M/P 支援を通じて得たデータや知見を提供し、SDGs 達成にも資する開発途上地域でも適用可能な評価指標（CASBEE 都市-世界版）の開発に貢献した。

3. 資源・エネルギー

3-1. SDGs への貢献を念頭に、低炭素電源やナショナルグリッドに係るインフラ整備支援を 23 か国にて実施したほか、本邦研修での 603 人への研修等をはじめとする人材育成を通じ、エネルギー政策の立案・実施支援や運転・運営維持管理等に係る能力強化を図った。また、日本の最新技術を積極的に活用し、グリッド接続型再生可能エネルギー利用と系統安定化に係る支援や SATREPS を通じた地熱開発のリスク低減に向けた調査と人材育成を行っている。

- アフリカでは、オールジャパンによる地熱開発の取組の発信や、日本政府のコミットメントに対する支援を通じて TICAD VI に貢献した。
- タンザニアでは電力開発 M/P の策定を完了し、アフリカ地域におけるガス火力支援の検討等に活用した。また、TICAD VI 支援策の実現として、遠隔地方部での本邦企業によるオフグリッド太陽光事業への支援を開始した（海外投融資事業）。
- ケニアでは、地熱開発への IPP の参入を含めた新たな開発促進を目指し、ハード・ソフト両面

からの支援を展開した。また、再生可能エネルギーによる地方電化を推進し、累計 53 件の学術論文発表や 200 人以上の太陽光技術指導者の育成、現地の国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）内の再生可能エネルギー専科の設立に貢献した。

3-2. 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」の具体化に向けて 4 件の無償資金協力事業を形成した。また、フィジーを拠点とした周辺 5 か国を対象とした広域技術協力事業を開始した。

- ▶ 沖縄県「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」との連携推進の一環として、沖縄県の知見を活用した本邦研修を実施した。

4. 法制度整備・民主化

1,997 人に対する本邦研修等を含め、法・制度の整備・運用やビジネス環境の基盤形成に係る人材を育成した。特に貿易円滑化支援では、ベトナムで導入された貿易手続き・通関システムの更なる利活用強化に向けた日越共同調査を実施するとともに、ミャンマーでは資金協力と技術協力を通じて、同システムの正式運用の開始に至った。

- ▶ 法整備分野初の取組として UNDP と連携した共催シンポジウムを開催するとともに、今後の連携策を検討した。
- ▶ ベトナムの国営企業改革と銀行セクターの健全化に係る政策提言書の一部が次期 5 年計画や特別法に反映された。
- ▶ TICAD VI に貢献する取組として、NEPAD 等とワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP）ソースブックをサイドイベントで発信し OSBP の推進に貢献した。また、ルワンダ・タンザニア国境の OSBP 施設が開通に至り、1 日あたりの車両台数の増加が確認された。
- ▶ バングラデシュの国家健全性戦略の実施枠組の構築に貢献した。
- ▶ ミャンマーの国営放送の公共放送局化支援により、初の生放送の実現に至った。

5. 高等教育

5-1. 開発途上地域の中核人材育成に向けて、70 か所の拠点大学への支援や、留学制度を活用した人材育成事業による 1,053 人の専門知識の習得支援、日本の大学延べ 311 大学との事業提携により事業を実施した。拠点大学数は年度計画の目標値を下回る実績となったが、中国で 32 拠点を対象にしていた円借款事業の終了に伴う実績の減少であり、当初計画は十分果たしていると判断できる。

- ▶ アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」では、インフラ開発、農業・農村開発に資する行政官の育成を目的とし、当初目標の 500 人を達成した。
- ▶ 大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）では第 1 期の研修員 41 人を受け入れて開始し、地元企業との交流を含む共通プログラムや太平洋諸国セミナーを実施し、沖縄県と開発途上地域との接点拡大を図った。
- ▶ 拠点大学への協力では、オールジャパン体制による支援の下、日越大学が開学に至ったほか、マレーシア日本国際工科院（MJIT）では防災分野の修士プログラムが開講した。

5-2. TICAD V 支援策実現に向けては、ABE イニシアティブで第 3 バッチ 348 人の受入や第 2 バッチ 306 人の本邦企業での実習を行い、開発途上地域の人材受入を通じて受入大学の国際化、地域理解、本邦企業と開発途上地域のネットワーク形成にも貢献した。また、汎アフリカ大学（PAU）支援を行う JKUAT にてアフリカ型イノベーション創出に向けた TICAD VI のイベントを主催した。

6. 農業・農村開発

6-1. TICAD V 支援策実現への貢献として、小農による市場志向型農業（SHEP）アプローチを推進する技術指導者 576 人、小規模農家 12,480 人を育成した。また、SHEP 広域展開を推進するため、PC ゲーム及びスマートフォンアプリの開発や心理学的観点から分析を行い、TICAD VI でそれらの成果を発表した。

- ▶ 従来のように既存の研修に SHEP アプローチを適用する形ではなく、帰国研修員が主体的に実行したアクションプランの取組をスケールアップする形で、新たに技術協力プロジェクトを 3 か国に展開した。

6-2. フードバリューチェーンの構築支援を通じ、高付加価値農産物の安定供給と農家所得向上に資する取組を推進した。

- ▶ キルギスでは、多数の小規模生産者を地元企業や本邦企業との委託生産契約につなげる公益法人 OVOP¹+1 が設立され、地場産業振興のモデル構築に至った。

6-3. ProSAVANA 事業での農業開発マスタープラン策定に対する批判を踏まえ、現地との対話促進や日本国内での NGO との意見交換を継続した。

7. 民間セクター開発

7-1. TICAD V 支援策実現への貢献として、累計 48,330 人の産業人材育成を行った。

- ▶ TICAD VI で表明された「カイゼン・イニシアティブ」を念頭に、サイドイベントを NEPAD と共催し、カイゼンのアフリカへの普及を推進した。
- ▶ エチオピア政府との産業政策対話フェーズ 2 を完了し、さらなる発展形として投資促進や輸出振興等の実施能力支援を含めた産業政策対話フェーズ 3 を開始した。

7-2. 「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に対して 24,988 人の人材育成を達成し、政策目標に向けて着実な実績を上げた。貿易・投資アドバイザーによる各国での投資分析調査に加えて、本邦企業に対する投資セミナーを開催し、アジアにおける投資促進に取り組んだ。

- ▶ ミャンマーのティラワ経済特区では、2015 年 9 月の開業後、各国から計画を大幅に上回る企業進出が検討されていることを受け、経済特区の更なる開発に向けた合意形成に至った。

8. その他

SDGs 達成に向けた新たな取組として、都市交通支援での高度道路交通システム (Intelligent Transport Systems : ITS) の利活用促進や、IoT (Internet of Things) を活用した地熱発電所の運営維持管理能力強化、低炭素エネルギーの開発途上地域への活用検討も行った。

<課題と対応>

2016 年度に新たに打ち出された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や TICAD VI の支援策等の政府政策を踏まえつつ、今後、更に SDGs 達成に向けた支援に取り組む。

3-3. 業務実績

No.2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-3-1. 運輸交通

(1) 具体的な成果

① 国際化・地域化への対応

ア) ASEAN 連結性向上への取組

東南アジア諸国連合 (ASEAN) の掲げる連結性マスタープラン (M/P) に基づき、後発 ASEAN 地域 (ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア) の底上げに配慮しつつ、ASEAN 地域の回廊及び港湾・空港の整備を推進している。2016 年度は「日・メコン連結性イニシアティブ」が立ち上がり、日・メコン首脳会議 (9 月) で ASEAN 連結性向上に向けて優先的に取り組む事業を確認し、事業を推進した。

- **南部経済回廊** : カンボジアでは、国際幹線道路として重要なベトナム国境とプノンペン都心を結ぶ国道一号線に関し、最終区間であるプノンペン都市区間の道路や排水設備等の改修を行い、経済発

¹ One Village One Product (一村一品)

展の促進や都心部の洪水被害の予防に貢献した。なお、住民移転への適切な対応に係る技術支援を併せて実施し、持続的な都市開発に向けた同国政府の能力向上も図っている。更なる開発について合意形成がされたミャンマーのティラワ経済特別区（SEZ）では、ヤンゴン中心部とティラワ SEZ を含むタンリン地区間の交通・物流増に対応するため新橋建設事業の詳細設計を開始した（9月）。

- **東西経済回廊**：円借款事業により 2006 年に開通した第 2 メコン橋における交通量調査を実施した結果、1 日あたりの交通量は 2009 年の 256 台から約 8 倍の 1,947 台に増加したことが確認された。旅客者数の増加に加え、ラオス側の住民の国境を越えた社会サービスの機会拡大にもつながっている。また、ラオスの国道 9 号線上の橋梁 2 橋の改修のための無償資金協力事業（7 月 G/A 締結）の実施にあわせ、国道 9 号線をパイロットサイトとした道路・橋梁維持管理活動の支援を併せて支援し、ソフト・ハードの両面で大メコン圏地域東西回廊の円滑な輸送に貢献している。
- **港湾整備を通じた回廊の機能強化**：カンボジアのシハヌークビル港周辺海域の航海の安全性強化や同港の競争力強化のため、国際仕様に則った電子海図作成を支援した。政府機関や海事機関、船会社、国際機関等に対する国際セミナーを実施し、成果品の電子海図の利活用促進を図った（12 月）。
- **海上保安に係る能力強化**：(No.4-1 参照)

イ) アフリカ地域回廊開発

- **最上流の計画策定**：TICAD V 支援策（2013-2017）も踏まえ、8 月に開催された TICAD VI の優先分野である経済の多角化・産業化に向けた取組として、道路・港湾整備等を含む「質の高いインフラ投資」に力を入れ、5 大成長回廊の整備を中心とした支援を展開している。以下の国際回廊のインフラ整備と産業・港湾開発戦略に戦略的に取り組み、開発効果の周辺地域への裨益を推進している。
 - ▶ **西アフリカ地域成長リング**：国境を越えた広域的な開発計画の策定を継続支援し、地域統合及び魅力的な共通市場形成と投資環境の実現を目指す当該地域の産業開発及び回廊開発を組み合わせた M/P を推進した。ガーナ国道 8 号線改修計画フェーズ 2 及びテマ交差点改良計画の協力準備調査を行ったほか、「ガーナ東部回廊ボルタ川橋梁建設事業」の L/A を調印した（12 月）。また、ブルキナファソではワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画に係る調査を実施した。
 - ▶ **北部回廊（モンバサ～内陸部）**：北部回廊の中継都市であるウガンダ北部のグル市内の道路改修計画にかかる無償資金協力の G/A を締結した（9 月）。20 年にわたる内戦中の維持管理不足の課題を抱える同道路の改修を通じ、地域の復興拠点としての交通機能の回復や生活基盤・経済基盤の改善、南スーダンにと接続する国際回廊の要衝として円滑な物資輸送の実現が期待される。
 - ▶ **ナカラ回廊**：モザンビークでは、ナカラ港運営改善に係る技術協力プロジェクトのフォローアップとして、短期専門家派遣と国別研修を実施したほか、無償資金協力「イレークアンバ間道路橋梁整備計画」の G/A を締結した（6 月）。本計画の対象路線の国道 103 号線は、国土を縦断する国道 1 号線と同国北部のナカラ回廊を最短で結び、農業潜在性の高いナカラ回廊の物流網の改善に資する路線であり、回廊地域の道路・橋梁・港湾の整備・改修による社会基盤や教育環境の改善、熱帯サバンナ農業開発を通じた地域総合開発にも貢献するものである。
 - ▶ **中央回廊（ダルエスサラーム～内陸部）**：ルワンダ国内の物流の要衝であり、タンザニアのダルエスサラーム港に至る中央回廊として位置付けられる「ルスモーカヨンザ区間道路改良事業」の L/A を調印した（7 月）。陸上輸送の円滑化とコスト低減、周辺国の物流活性化も期待される。
 - ▶ **南北回廊**：ジンバブエ国内北部区間のチルドーカロイ間 140km のうち、円滑な交通の支障となっている 13 か所（約 15 km）の改修に係る無償資金協力事業の協力準備調査を行った（10 月）。

ウ) 経済回廊及び国際道路網の整備 (ASEAN、アフリカ地域以外)

- **バングラデシュ・ベンガル湾産業成長地帯構想 (The Bay of Bengal Industrial Growth Belt : BIG-B) 実現への貢献**：国際競争力強化のため、急増する交通需要に対応し、首都ダッカの都市交通インフラ及び南アジア各国を結ぶ交通網の整備を実施している。6月には円借款事業3件に係るL/Aを調印した。
 - ▶ **ダッカ都市交通整備事業 (II)**：バングラデシュ初の都市高速鉄道 (MRT) の建設支援を通じ慢性的な交通渋滞と大気汚染の解消支援に貢献する。
 - ▶ **クロスボーダー道路網整備事業**：アジアハイウェイ1号線等の既存橋の架替えや国境施設の整備等に加え、ダッカーコルカタ間で唯一陸路交通が分断されているカルナ橋の新設を支援する。
 - ▶ **ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (E/S)**：インドにつながるアジア横断鉄道の一部に鉄道専用橋を建設し、将来、増加が見込まれるコンテナ輸送にも対応する。
- **カザフスタン**：欧州とアジアを結ぶジャンブル州の主要国道のバイパス建設と既存道路のリハビリを行った。移動時間の短縮や車両運営コストの削減、道路安全の改善などの成果が確認された。

② 全国交通

ア) 最上流の計画策定

- フィリピン、ラオス、東ティモール、バングラデシュ、キルギス、エチオピアに道路分野の長期専門家を派遣し、道路行政や道路政策に対して助言・指導している。
- フィリピンでは、メトロマニラ、メトロセブ、ダバオの3地域の高規格道路網 M/P の策定に続き、フィリピン全土を対象とした高規格道路網開発 M/P 策定に関する詳細計画の策定を開始した。

イ) 全国交通施設の整備

- **土木学会賞技術賞の受賞 (ネパール)**：1996年に日本の無償資金協力で着工した総延長160kmに及ぶ「シンズリ道路建設計画」が、土木技術と社会の発展に大きく寄与した画期的なプロジェクトとして、公益社団法人土木学会の土木学会賞の技術賞を受賞した。同道路の開通により人とモノの流れが速くなり、経済活動の発展や教育・保健医療の改善にも大きな影響を与えている。
- **高速鉄道建設事業における技術支援 (インド)**：ムンバイーアーメダバード間の高速鉄道建設事業では、事業の詳細設計や入札関連業務に係る技術支援に加え、安全認証制度の整備や技術基準の策定、駅や駅周辺の開発計画等に係る技術支援を開始した。(No.8-2 参照)

ウ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- **道路インフラ資産の長寿命化に係る課題検討**：開発途上地域における橋梁維持管理のあり方に関するプロジェクト研究とともに外部有識者委員会を立ち上げ、日本政府が掲げる「質の高いインフラ」の観点から道路インフラ資産の長寿命化に関する課題の検討を開始した。
- **道路アセットマネジメント中核人材育成プログラム**：技術協力プロジェクト、研修事業、留学制度を活用した人材育成事業を戦略的に実施し、日本のアセットマネジメント技術を活用した維持管理の定着 (質の高いインフラ) を目指した人材育成プログラムを策定 (12月) し、日本政府の総合科学技術・イノベーション会議が実施する「戦略的イノベーション創造プログラム」でアセットマネジメントの最先端の研究を実施する大学との連携関係を構築した。
- **道路維持管理に係る能力向上支援**：タジキスタンでは、ハトロン州を対象とした道路維持管理機材に係る無償資金協力とも連携して舗装点検・補修に係る技術支援を行い、国際道路や国道の舗装性状の改善に貢献した。事業成果であるガイドラインは運輸省公認の下、同省傘下の全組織に配布さ

れ、道路維持管理業務の基礎確立に貢献した。道路維持管理の適正化を通じた道路物流の効率化を目的とした無償資金協力（4月 G/A 締結）でも同事業成果を活用していく。

- **島嶼国を対象とした船舶の維持管理に係る広域支援**：これまで大洋州の島嶼国に対して供与した様々な種類の船舶を長く有効活用するため、同地域の定期維持管理の拠点となっているフィジーに対し、「船舶維持管理・造船アドバイザー」を新たに派遣した（7月）。

③ 都市交通

ア) 最上流の計画策定

- **バングラデシュ・ダッカ都市交通戦略計画策定支援**：ダッカの都市交通全体の M/P を実施し、同国政府により承認された（9月）。同 M/P 策定支援にあわせ、都市鉄道 1 号線及び 5 号線に係る協力準備調査を実施している。

イ) 都市交通施設の整備

- **中米地域初のモノレール整備事業**：「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業（第一期）」（4月 L/A 調印）では、モノレールの車両やシステムの導入を通じて、都市交通機能の改善や二酸化炭素排出削減を図り、同国の持続可能な経済成長に向けた支援を行っていく。（No.8-2 参照）

ウ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- バングラデシュでは、交通信号機等の有効利用や交通規制の強化、市民の交通意識の啓発・向上を行い、ダッカ首都圏の自動車や都市内バス等の公共交通機関の効率的利用を促す「ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト」を実施している。

④ 地方交通

- ミャンマーでは、安定した道路交通の確保や地域格差の是正、貧困削減に貢献するため、無償資金協力による地方道路の整備・維持に必要な建設機材等の整備とともに、全国道路網の整備・維持管理能力強化のための技術協力を開始した。
- インドネシアでは地方道路の維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトの要請を受け、協力内容を検討すべく詳細計画策定調査を実施した。

(2) 戦略的な取組

① 「質の高い成長」に向けた取組の強化

ア) 質の高いインフラパートナーシップへの貢献

- **ADB との連携推進**：2015 年 12 月に締結した「質の高いインフラ投資」のためのアジア開発銀行（ADB）との業務協力にかかる覚書に基づき、ADB と大メコン圏地域での運輸交通インフラ整備に関するリトリートを開催（10月）し、東南アジア地域における支援の方向性の確認や、政府施策に基づく具体的な連携事業の発掘・精緻化に向けた協議を行った。具体的な案件としてミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。また、海外投融資により支援している ADB 内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアの 2 件が承諾に至った。

② 新たな課題への対応

ア) 耐震橋梁設計基準策定への支援（高中所得国への支援の取組）

- チリでは、土木研究所の協力の下、日本の道路橋梁の耐震設計にかかる第一人者（行政、大学、コンサルタント、建設会社）の知見・経験を活用した技術支援の結果、チリの実情に沿った耐震設計

基準の最終案の完成に至った。第16回世界地震工学会議（2017年1月、チリ）では、チリ政府と合同で事業成果や耐震分野における機構支援の在り方等について世界各国からの参加者に発信した。実施中の技術協力「中南米地域防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（2015～2020）を中核とした第三国研修を通じて、中南米諸国に広く普及していく予定。

イ) 情報通信技術（ICT）の利活用促進

- **ITS（高度道路交通システム）分野への取組**：都市化の進行に伴う道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策などの課題に対応するため、ITSを活用した支援に取り組んでいる。ITS課題別研修では、帰国研修員の活動状況をフォローし、ザンビアで現地ニーズに応じたセミナー及び調査を実施した。日本のITS技術の周知と相手国のITSにかかるニーズ等を把握し、日本の質の高いインフラ輸出につながる案件形成に資する取組を実施している。

③ 日本の民間企業等との連携強化

- **アフリカの回廊開発 M/P 説明会の実施**：本邦企業を対象に、北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ地域成長リングに係る説明会を実施した（2017年1月）。幅広い業種から約300名の参加の下、優先プロジェクトのリストやM/P策定を通じて関係を構築した相手国政府の省庁・部局リスト、各国・地域の主な統計データ等を発信した。説明会后、多数の企業よりODA事業への参加等に係る個別の関心事項が伝えられた。（No.5-8、No.9-2参照）

3-3-2. 都市・地域開発

(1) 具体的な成果

急激な経済成長と人口増加により様々な課題に直面する開発途上国において、地域や都市の発展段階や特性を踏まえた協力の展開にあたり、SDGsでも中心課題とされた「持続可能な都市開発」への貢献も念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を推進している。都市開発においてはディリ（東ティモール）、レイ・ナザブ（パプアニューギニア）のM/P策定に加え、ヤンゴン都市圏開発に係る都市計画の改訂支援を新政権樹立後の要請を受けて機動的に実施し、計3件の策定を完了した。なお、当初計画では完了予定であった西アフリカ広域開発M/Pはガーナでの環境アセスメントが外部要因により遅延、カトマンズ都市交通M/P（ネパール）は他案件にて行われている地震リスクアセスメントのデータ解析結果の待機期間が発生し、モンバサ都市開発M/Pは相手国政府側の要望に応じて環境アセスメントによりきめ細やかな手法を採用したことにより、期間を延長して支援を継続している。これらに加え、以下のような観点に配慮した提案を行った。

① 「持続可能性」に配慮した空間計画及び都市・広域インフラ開発計画の策定支援

ア) 「持続可能な都市コンセプト」のM/Pへの反映

- **東ティモール「ディリ都市計画策定プロジェクト」**：持続可能な経済成長を促す開発ビジョンの策定が先方政府からの要請に含まれていた。10月に完成したM/Pでは、2030年を目標年次とした開発ビジョンの実現のため、戦略やプログラム、プロジェクトの形成の際に留意すべき4つ視点の一つとして「持続可能性」を設定した。また、ディリにおける住環境の悪化や自然環境への負荷増大の要因となっている高密度化の緩和のため、衛星都市の形成を提案した。
- **パプアニューギニア「レイ・ナザブ都市開発計画プロジェクト」**：レイ・ナザブ地域は、その大半を慣習的土地が占めることから、2025年を目標年次とする都市開発M/Pを策定するにあたっては、都市開発やインフラ整備に係る土地収用等について、土地所有者である氏族代表等とのパブリックコンサルテーション（計3回）を実施した。都市開発M/Pは2017年2月に完成した。

- ニカラグア「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」:持続可能な都市コンセプトを M/P へ反映させるための基礎資料として、CASBEE（以下(2)②参照）で設定されている指標に係る情報を収集した。その分析を基に M/P を作成中である（2017年5月完成予定）。
- タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」:タイ政府は「持続可能な都市の構築」を国家政策に位置付けており、地方都市の将来ビジョンを踏まえた未来型都市のコンセプトの確立や、その実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を検討している。2016年度は政策コンセプト「Sustainable Future City Initiative」の案が策定され、6つのモデル都市を対象に、包括的な持続性分析（都市プロ研の Urbanscope と CASBEE 都市の評価試行）に基づき、多くのステークホルダーの参加による都市に持続性に配慮した開発計画の策定を支援している。モデル都市での成果を踏まえ、政策「Sustainable Future City Initiative」が最終化される予定。

イ) 公共交通指向型開発（Transit-Oriented Development : TOD）を援用した M/P、開発戦略の提案

- サンタクルス（ボリビア）およびダルエスサラーム（タンザニア）では、都市のスプロール化に対する対応策として公共交通を中心としたまちづくりを提案する方針で、土地利用計画と連携した交通 M/P 調査を実施している。サンタクルスでは、本邦研修に TOD の事例説明を含める等により土地利用と連携した交通ネットワークに対するカウンターパートの理解を促進した。また、ダルエスサラームでは、土地利用計画を所掌する中央省庁を実施体制に組み込み、土地利用に関する情報交換・議論が行える体制を整備した。
- ケニア「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」:モンバサでは、モンバサ島から周辺の大陸側へ都市がスプロールしているとともに、中心となるモンバサ島と大陸側の交通ネットワークが脆弱な状況である。そのため、都市構造計画として中心地の改善と大陸側にサブセンターを計画し、これらのネットワークを強化する都市公共交通の導入を提案した。また、この都市公共交通の6つのステーションにおいて TOD による開発を提案している。

② 「強靱性」に配慮した環境や防災の取組を含む都市開発 M/P の策定支援

ア) 環境対策や防災対策を含む都市開発 M/P の提案

- ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」:ヤンゴンの中心業務地区は 325.6 人/ha と人口密度が非常に高いが、都市の社会基盤が十分整備されておらず、サイクロン・洪水・地震等の自然災害に対して十分な強靱性を有していない。このため、下水・排水システムの改善や、地震時や火災時のための都市オープンスペースの設置等を提案し、防災時の強靱性の強化を目指している。
- ボリビア「サンタクルス都市圏交通マスタープラン調査プロジェクト」(再掲):サンタクルスでは、急速な都市開発に社会基盤整備が追い付いていない。排水不備による道路冠水が交通問題の一つの要因であることから、降雨時にも交通ネットワークを確保するべく、道路冠水対策を含めた交通 M/P の作成を支援している。

③ 「包摂性」に配慮した都市・地域開発の実現

ア) 社会的弱者を含む住民のニーズに配慮した都市開発 M/P の提案

- ヌアクショット（モーリタニア）では、統計などの基礎的な情報が未整備である現況に対して、地図作成や社会調査等から住民の特性、交通目的などを調べる社会調査を実施し、社会的な特性を把握した上で都市開発計画を策定する手法を採用、着手した。
- 東ティモール「ディリ都市計画策定プロジェクト」(再掲):住民ニーズを反映した M/P を作成する

ため、主要開発エリアを中心に、将来都市構造シナリオ選定、環境社会配慮に係るパブリックコンサルテーションを2回にわたって計115名を対象に実施した。

- **ニカラグア「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」**（再掲）：社会的弱者を含む10,000戸を対象に個別訪問調査を行い、住民の都市開発M/Pへのニーズを収集した。
- **タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」**（再掲）：地方都市において、社会的弱者を含む都市開発の在り方を議論している。特に、タイでは高齢者に配慮した街づくりへの関心が高く、それに対応した本邦研修での情報提供や議論も行っている。

(2) 戦略的な取組

① M/Pの相手国の政策・制度等への反映に向けた取組

- **ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」**（再掲）：2016年3月30日に新政権が発足後、日本政府に対し2016年12月までに首都ヤンゴンの都市計画を見直す要請があった。通常であれば1年から1年半かかる調査を、2016年7月より僅か6か月間という短期間で実施するため、国土交通省や機構内関係者（在外事務所、専門家、調査団等）のリソースを総動員し、加えてミャンマー新政権の意向を十分踏まえるために先方政府と週例会議を設ける等、機動的かつ丹念なプロセスにより調査を実施した。

② 持続可能性評価指標（CASBEE都市－世界版）の開発への参画

- CASBEE都市（世界版）検討小委員会（14回）に委員として継続的に参加した。機構が実施中の都市開発M/Pの対象都市のデータの提供や検討小委員会への参加等、国際的な視点からのアドバイスを通して、SDGsに配慮し開発途上国でも適用可能なCASBEE都市（世界版）の開発に貢献した。

③ 持続可能な都市実現に向けた都市間連携の推進

- 持続可能な都市の実現に向けて、過去に都市開発M/P策定支援を行った都市（ウランバートル、ハノイ、プノンペン、ビエンチャン、ディリ、ヤンゴン、マニラ）を対象に、計画実施に向けた知見の共有と都市間ネットワークづくりのため関係者を招へいた（2017年3月）。

④ 外部発信の強化

- JICA都市地域開発の取組にかかる外部関係者の理解促進、プレゼンスの向上のため、TICAD VIでは回廊開発M/P、HABITAT IIIでは地方都市開発の必要性、アフリカにおけるインフラ国際会議では回廊M/Pをベースとした広域成長戦略を発信した。

3-3-3. 資源・エネルギー

(1) 具体的な成果

① 低炭素電源開発とナショナルグリッド（基幹系統）増強、エネルギーアクセス改善への貢献

ア) 高効率火力発電を通じた低炭素電源開発の推進

- **ガスコンバインドサイクル火力（ウズベキスタン）**：円借款事業で建設支援を行っている発電所の運転・保守人材の育成機能強化に係る技術支援にあわせて、訓練用機材（シュミレーターとカットモデル等）を供与した。また、発電設備の効率的な運用・運転や維持管理技術の習得を目的とした国別研修を実施し、機構が支援している発電所を含む4か所の発電所を対象に、3年間で計36人の発電所職員を育成した。研修の様子は日本の業界紙等でも掲載され、対外発信にも寄与した。
- **超々臨界圧石炭火力（バングラデシュ）**：マタバリ地区で実施中の発電所・港湾土木工事等の支援に加え、新たにアクセス道路の建設等にかかる円借款事業を形成した（6月L/A調印）。

- **アフリカ地域におけるガス火力支援の検討**：タンザニアでは、機構が策定支援を実施した電力開発 M/P の結果も踏まえ、ガス火力支援の可能性を検討するための情報収集・確認調査を実施した。また、タンザニアをひとつの具体例として、今後のアフリカ地域におけるガス火力発電開発に際し、日系企業が検討すべき課題も検討した。

イ) 基幹系統増強、配電網拡張による電化促進（分散型電源の活用を含む）

- **基幹系統の増強整備と人材育成**：ミャンマー、カンボジア、スリランカ、インド等では、低損失送電線等の日本の技術を活用した資金協力事業を形成し、基幹送電系統や地方配電網の整備を推進した。同時に、ミャンマー、カンボジアでは資金協力に連携する形で技術協力を通じた人材育成を開始した。また、課題別研修を通じ、電力系統技術や系統運用に係る技術支援を実施した。
- **国際連携電力系統網（パワープール）の構築支援**：アフリカ地域の電力の安定供給体制の構築に貢献すべく、パワープール構築等を支援した。TICAD VI では、世界銀行、AfDB、米国国際開発庁（USAID）等とサイドイベントを開催し、広くパートナーの巻き込みを図った。なお、パワープール化の恩恵を受けにくい小国（シエラレオネ等）に対しても、ディーゼル発電機等による電力供給安定化を支援している。
 - **東部パワープール**：東部と南部をつなぐ要地となるタンザニアでは、東部パワープールを対象とした情報収集・確認調査に先行して、電力M/Pの策定支援を完了した（2017年3月）。
 - **南部パワープール**：南部パワープールを対象に情報収集・確認調査を実施し、現状と課題の把握や優先プロジェクトの選定、日本の優れた技術の活用可能性等を検討した。同時に、域内での電力融通も念頭に、アンゴラ、モザンビークでの電力M/P策定に係る支援に着手した。
- **グリッド接続型再生可能エネルギー利用と系統安定化支援**：国産エネルギーの有効活用と気候変動対策に係るニーズへの対応として、再生可能エネルギーの活用による発電設備容量の増強とグリッド接続による安定的な電力供給をあわせて支援している。
 - **エジプト・ハルガダ太陽光発電**：20MWの太陽光発電所の建設に加え、日本の技術を活用した蓄電池施設の設置を通じ、夜間の電力供給を含む電力供給の増加や系統安定化に係る円借款事業の詳細設計支援を開始した。
 - **モロッコ・スマートグリッド導入支援**：再生可能エネルギーの導入促進に必要な系統安定化対策に関し、日本のスマートグリッド技術や導入経験の活用も視野に入れた情報収集・確認調査を実施している。同調査の一貫として、モロッコ関係者を日本に招へいし日本の技術紹介等を行い、国連気候変動枠組条約の COP22 に関する NHK 全国ニュースの特集で放映された。
- **分散型地方電化の活用**：送配電網拡張から取り残される遠隔地方部の電化促進を民間や大学と連携して支援している。（海外投融資事業は No.14-6 参照）
 - **民間企業との連携（タンザニア）**：TICAD VI 支援策の実現として、Digital Grid 社によるオフグリッド太陽光事業（未電化地域の村落にあるキオスク（小売店）への太陽パネル設置と BOP 層に対する LED ランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等）に対し、海外投融資による支援を決定した（10月投資契約調印）。（No.8-2、No.14-7 参照）
 - **大学等との連携（ケニア）**：ケニアでは日本の大学や民間の協力を得て、国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）をカウンターパートとして再生可能エネルギーによる地方電化推進のための研究・人材育成能力向上を支援してきた。結果、累計 53 件の学術論文発表や同大学の物理学部での再生可能エネルギー専科の設立、計 200 名以上の太陽光技術指導者の育成や関連テキストの国内での標準化等の成果に至った。

ウ) 需要サイドの省エネ促進

- **省エネルギー研修センターの開所（セルビア）**：「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」の成果として、セルビア省エネルギー研修センターが開所した（10月）。なお、同事業成果は日経新聞等でも記事が掲載されたほか、「ヴィシエグラード4カ国（V4）+日本」セミナー（10月）で成果を発信した。
- **産業セクターにおけるエネルギー管理（パキスタン）**：エネルギー消費が多い鋳造業や自動車部品製造業のモデル工場10社に対する省エネ技術指導を行い、実施可能なエネルギー管理効率モデル構築支援を行った。結果、モデル企業合計でモデル企業合計で年間約4,400,000MJ（1,222MWh、1,320万円相当）の消費エネルギーが削減された。優良な改善事例をその他企業にも紹介し、省エネ活動の有効性を発信した。

エ) 最上流の計画策定への支援推進

各国の一次エネルギー事情に応じた最適な電力・エネルギー政策・計画策定をミャンマー、パキスタン、スリランカ、ヨルダン、タンザニア、ナイジェリア、モザンビークに対して支援している。先方のニーズに応えることを基本としつつ、日本の外務省、経済産業省、内閣府等との意見交換や民間企業からのヒアリング等を通じ、日本の優れた技術の活用等による質の高いインフラ投資等に取り組んでいる。

- **電力M/Pの策定と運営体制の構築（ヨルダン）**：経済成長や2011年以降のシリアからの難民流入に伴うエネルギー消費量の増加や近隣国からの電力輸入不足に対応するため、定期更新のための運営体制の構築支援と併せて、国全体の最適な電源供給の実現に向けた長期的なM/Pを策定した。再生可能エネルギーの一層の活用促進を想定した開発シナリオや、省エネ促進、電源の多様化の検討、エネルギーセキュリティ向上のための新規LNG火力や高効率石炭火力の活用を提言した。また、本邦研修を積極的に活用し、より効率的な送電系統ネットワークの構築に係る提言も行った。

② 地熱開発の促進

ア) アフリカ大地溝帯における包括的支援

- **TICAD VI への貢献**：SDGsゴール7達成に向けたサイドイベント「アフリカにおける電力開発～地熱、パワープール、IoTを活用した運営維持管理能力強化～」を開催し、アフリカ各国代表と各ドナーに加え、日本の大学、民間企業、国会議員の参加を得て、オールジャパンとしてのアフリカ地熱開発への取組を発信した。また、日本政府のコミットメント「地熱分野で、2022年までに約300万世帯分の電力需要を賄う」に対し、準備段階から日本政府の検討プロセスを支援した。
- **ケニア**：円借款事業「オルカリアV地熱発電開発事業」の実施にあわせて、電力分野における民間資本（独立発電事業者：IPP）の参入も含めた新たな開発の促進を目指し、地熱資源量調査と地熱発電公社の人材育成を進めている。特に、投資環境整備にかかる支援を更に強化するため、IPP推進アドバイザーを新規に派遣し、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理能力強化にかかる案件形成に向けて、2017年1月より設備診断を実施している。

イ) その他地域における地熱開発の促進

- **インドネシア「地熱開発促進プログラム」の推進**：SATREPS「インドネシアにおける地熱発電の大幅促進を目指した蒸気スポット検出と持続的資源利用の技術開発」による調査・研究と人材育成を実施している。最新の科学技術活用による開発リスクの低減に期待が寄せられている。
- **中南米地域における地熱開発**：ボリビアでは100MWの電力を供給するラグナ・コロラダ地熱発電

所建設に係る円借款事業を実施している。エクアドル、ニカラグアでは、試掘支援を推進している。

ウ) 本邦研修と留学制度を活用した人材育成

- 国内の産官学 35 機関以上の協力を得て、オールジャパン体制により 3 種類の課題別研修（幹部行政官、地熱資源エンジニア、掘削マネージャー）を開始した。また、留学制度を活用し、将来の行政と研究・教育の中核人材を対象に、2014 年から累計 13 名を受け入れ、人材育成を支援している。

③ 島嶼国エネルギー支援

ア) 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」の実施

- 第 7 回太平洋・島サミットを踏まえ、大洋州地域を対象とした「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を実施している。4 件の無償資金協力事業（マーシャル太陽光発電、トンガ風力発電、バヌアツ小水力、ミクロネシアディーゼル発電）を形成しつつ、5 か国（フィジー、キリバス、ツバル、ミクロネシア、マーシャル）を対象に、フィジーを拠点とした広域の技術協力事業「太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」を開始した。
- 沖縄県「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」との連携の一環として、中核人材等を対象に、沖縄県の知見を活用した課題別研修「再生可能エネルギー導入のための計画担当者研修」を実施した。
- 大洋州エネルギー会合（6 月、ニュージーランド）、クリーンエネルギーフォーラム（6 月、フィリピン）等で、国際機関や各国関係者に対し同プログラムを紹介した。

イ) カリブ地域等島嶼国への横展開

- 上記の「ハイブリッド・アイランド・プログラム」に続き、中南米・カリブ海地域でも広域協力（ジャマイカ、バルバドス、セントクリストファー・ネイビス、トリニダード・トバゴ等）の準備を進め、2017 年度からの実施を予定している。

④ 資源の絆プログラム

開発途上国政府の資源分野の人材を育成し、長期的に知日派・親日派を育て、日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」に 2013 年度から取り組んでいる。

- **資源ポテンシャル国を対象とした研修受入**：2016 年度はミャンマー、モザンビーク、モンゴル等から春、秋合わせて 18 名の長期研修員を受入れた（累計 59 名）。
- **学位取得、インターンシップ、短期プログラム、海外フィールド調査等の実施**：9 月に最初の修了生 1 名（モンゴル）が卒業した。留学支援と共に総合的な人材育成を目指し、短期プログラム、海外フィールド調査（年度内 33 件実施）、インターンシップ（年度内 13 件実施）等を実施した。
- **大学との連携強化**：筑波大学が新たな留学生の受入先に加わり、受入大学の総数は 9 校となった。また、北海道大学及び九州大学と共同課程の設置・運用を支援する契約を締結し、留学生の受入体制を強化した（北海道大学 4 月、九州大学 8 月）。

(2) 戦略的な取組

① 「質の高い成長」に向けた取組の強化

- **質の高いインフラ投資の推進**：開発途上地域のニーズを踏まえた上流からのアプローチ強化を目指し、外務省、経済産業省、内閣府等との意見交換や本邦企業からのヒアリング等も実施し、新たに 9 件の M/P 調査策定支援を立ち上げた。
- **民間連携を通じた質の高いインフラ投資の推進**：電力需給逼迫の緩和への貢献や自然エネルギーの

促進のため、自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となるモンゴルのウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡での風力発電所建設に係る海外投融資契約を締結した（9月）。（No.8-2、No.14-6 参照）

- **IoT等の最新技術の活用推進**：ケニア地熱開発（(1) ②ア）参照）

② プロジェクト研究や SATREPS 等による新たな開発課題への挑戦

- **低炭素エネルギー**：低炭素分野での日本の優れた技術とニーズのマッチングを促進するため、プロジェクト研究「先進的低炭素エネルギー技術の開発途上国展開に関する基礎調査」を開始し、「低炭素エネルギー」のブランド化への課題と日本の技術の競合他社に係る分析等を実施した。また、最先端のエネルギー資源の活用推進のため、インドネシアでの地熱発電促進や、ベトナムで高効率燃料電池と再生バイオガスによるエネルギー循環システムの構築に係る SATREPS を実施している。
- **汚染対策**：ザンビアで鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発に係る SATREPS を開始した。北海道大学の獣医学部を中心に農学部、工学部、経済学部等が学部を越えて総合的な汚染対策を検討し、事業化に向けて世界銀行とも連携する予定。

3-3-4. 法制度整備・民主化

(1) 具体的な成果

① 包括的な法整備支援

ア) 「法の支配国家」の実現を担う人材の育成（ラオス）

- 民法、刑事関連法、民事・経済関連法、教育・研修改善の四分野でサブワーキンググループ（SWG）を設置し、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国立大学等の関係者と協働して同国の「法の支配国家」の実現を担う人材の育成を行っている。特に民法典草案については起草作業を支援した。2016年度は、SWGメンバー等（91名）に対する本邦研修や短期専門家12名の派遣を通じた現地セミナーを開催した（72名参加）。

イ) 法務長官府及び最高裁判所の組織的・人的能力向上支援（ミャンマー）

- **本邦研修を活用した関係機関との連携促進**：知的財産関連法支援では、連邦議会の上・下院議員（法案の審議・承認を所掌）と教育省（法案の起草と実施を担当）が本邦研修に共に参加した結果、知財関連法の関連機関間の連携が促進した。
- **オールジャパン体制の構築と支援**：日本の法務省、特許庁、文化庁、日本弁護士連合会による国際支援委員会を形成し、委員による現地セミナー実施等、オールジャパン体制による支援を実現した。

ウ) 民法・民事訴訟法普及支援（カンボジア）

- **カウンターパートのオーナーシップによる自立的な活動の実施**：1990年代末から、民法・民事訴訟法を中心に、市民相互の権利の調整に関する基本的な法令の整備支援や、これら法令を適切に運用するための法曹人材の育成支援を、司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法律経済大学に対して行ってきた。直接的にプロジェクトで育成された人材（裁判官や弁護士等）が講師となり、広く裁判官、書記官、弁護士等に対するセミナー等を自律的に開催（2016年度のプロジェクト終了までに20回以上）し、延べ1,500人を超える法律実務家の民法・民事訴訟法に対する理解促進に貢献した。

エ) 民法典の整備支援（ネパール）

- 2009年より民法の起草及び立法に向けた支援により、法案の議会への提出および議会内の立法委員会での検討を終え、民法典の成立が期待されている。成立に至れば、ネパールのみならず南アジア

初の統一的な民法典となる。2016 年度には、日本への立法議会議員の招へいや、裁判官、検察官、弁護士、行政官をはじめ、市民や NGO 等からの意見を聴取するパブリックコンサルテーションをネパール各地で実施した。

② 金融分野への支援の拡充

ア) ベトナム

- **国営企業改革**：国営企業改革にかかる 5 か年計画（2011～15）に対して、実施機関である財務省、国家資本投資公社、債権債務売買公社の機能強化と能力向上、国営企業の株式化、コーポレートガバナンス強化、事業再生ノウハウ等、日本の経験・知見の移転を通じて国営企業改革の推進を支援してきた結果、次のような成果が得られた。
 - **政策提言書の作成と反映**：国営企業改革に係る政策提言書を、首相、副首相、財務大臣、国家銀行総裁等に提出、説明した結果、同国政府が策定中の 5 か年計画に提言の一部が反映された。
 - **国家資本投資公社の企業支援能力の強化**：対象企業に対するコーポレートガバナンス強化のためのガイドラインや主要なリスク指標等を策定し、2017 年からの施行に結びつけた。
 - **事業成果の自主的な普及・活用**：パイロットとして取り上げた国営企業に対する財務・事業改善支援の成果を踏まえ、社内マニュアルの改訂や社内研修を同企業の社員が自主的に実施している。
- **銀行セクターの健全化**：国家銀行（中央銀行に相当）の金融機関監督機能強化、銀行セクターの再構築のための制度整備支援等を実施した結果、金融監督の手順、手続きを定めた通知制定等、国家銀行による必要な法令・政令の準備が自主的に進んでいる。また、ベトナム資産管理公社では、債権回収機能強化のための法整備や時価取引のためのマニュアル策定に係る支援の結果を踏まえ、不良債権の実質的な処分や不良債権の時価買取への活用が見込まれている。また、銀行セクターの不良債権に係る政策提言書を首相、副首相、財務大臣、国家銀行総裁などに提出して説明した結果、現在国家銀行が策定中の 5 か年計画に提言の一部が反映されるとともに、国家銀行が策定を開始した不良債権処理と脆弱金融機関の再編にかかる特別法にも反映される見込みとなった。
- **金融政策・経済分析予測能力の強化**：国家銀行の経済分析予測能力および金融政策分析・報告体制強化を支援する新規の技術協力プロジェクトを開始した。

イ) ウクライナ

- **国営銀行の制度改革戦略作成、不良債権、債権処理機関に関する国営銀行戦略作成支援**：金融監督機能強化に係る国別研修（7 月、11～12 月）や金融セクターに係る基礎情報収集・確認調査（11 月～2017 年 2 月）を実施した。また、国営銀行部門改革に係る基礎情報収集・確認調査を 2017 年 2 月に開始した。

③ 貿易円滑化支援

ア) 通関電子化の稼働や通関関連業務プロセスの整備に係る支援

- **ベトナム**：無償資金協力により導入された日本のシステムを活用した貿易手続き・通関システム（VNACCS/VCIS）の今後の更なる利活用強化に向けて、日越共同で調査を実施し、同システムの安定運用と利活用改善のために必要な事項を確認した。
- **ミャンマー**：貿易手続き・通関システム（MACCS/MCIS）について、無償資金協力でのシステム開発と並行して、技術協力による人材育成、業務・制度設計、法規程等の体制整備を進めた。同システムは 11 月に正式に運用を開始した。

イ) アフリカ東部 (EAC 諸国) のワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP : One Stop Border Post) 支援

- **TICAD VI への貢献** : TICAD VI のサイドイベント「アフリカ域内の貿易活性化 - 地域経済統合とアフリカの競争力強化にむけて - 」を東アフリカ共同体 (EAC)、NEPAD、世界税関機構 (WCO) と共催した。約 120 名の参加のもと、今後のアフリカ域内の貿易拡大のために必要な官民の取組に係る議論を行ったほか、OSBP ソースブック第二版を正式発表した。
- **ルワンダ・タンザニア国境** : ルスモカヨンザ間の道路改良事業に加え、ルワンダとタンザニアの国境にルスモ国際橋及び国境手続き円滑化のための施設 (OSBP) の建設を支援し、4 月に開通式典を実施した (4 月)。開通後、1 日あたりの車両の台数の増加が確認されている。また、ルワンダを含む東アフリカ 5 か国の OSBP 施設の運用能力向上を支援しており、中央回廊を經由したルワンダへの流通網改善や国境通過車両の通行規制の緩和、越境手続きの円滑化等を図っている。
- **ボツワナ・ナミビア国境** : マムノ・トランスカラハリ国境の OSBP 導入に向けた手順書案及び導入計画案を作成し、その啓発活動を実施した。
- **WCO との連携** : WCO との業務協力協定に基づき、プロジェクト研究「保税運送ガイドラインの作成に係る JICA/WCO 共同プロジェクト」を実施し、アフリカで開催された 2 回のワークショップにて、機構の OSBP 導入の事例や教訓を発信した。またプロジェクト研究「アフリカ貿易円滑化に向けた能力向上に係る JICA/WCO 連携」を立ち上げ、WCO の専門家を活用した現地ワークショップを複数回開催した。

④ ガバナンス強化

ア) 行政官能力向上

- **公務員の政策制度形成・人材育成強化 (ベトナム、カンボジア、ボツワナ、エジプト)** : ベトナムでは、内務省など公務員採用試験改革を担う 13 人に対して日本の公務員採用試験制度を紹介する研修を実施し、新たな公務員採用試験制度を導入する政令策定を支援した。カンボジアやボツワナでは、日本の公務員給与制度に関する本邦研修を実施し、それぞれ自国の公務員給与制度改革を支援している。エジプトでは、計画省やライン省庁の計画部局担当者 27 名に対する本邦研修や、関係者 100 名超を対象にした現地勉強会の開催等を通じ、中期開発計画・実施能力強化を支援した。

イ) 汚職防止能力向上

- **国家健全性戦略 (NIS : National Integrity Strategy) の実施支援 (バングラデシュ)** : 2012 年にバングラデシュ政府が閣議承認した NIS の実施枠組の確立支援を行った結果、行政機関 59 省庁のうち 53 省庁が NIS 行動計画を作成し、また、内閣府に設置されている NIS ユニットの汚職対策の計画立案と活動モニタリング枠組みの構築に至った。特に、一般国民の NIS の認知度が大きく向上した (5%から 81%)。

ウ) 競争法の策定・運用

- **競争法執行体制の整備 (インドネシア)** : 競争法制の一部をなすパートナーシップ法に係る本邦研修及び現地セミナーを実施した。競争当局内に同法の執行を担う新部署が設置される等、執行体制の整備がなされた。また、競争環境の現状把握および政策提言を目的とする市場調査の実施に向け、調査実務に関する本邦研修等により競争環境の改善に資する取組を支援した。

エ) 地方行政能力強化 (No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照)

オ) 公共財政管理

- **地方財政改善の改善 (パレスチナ)** : 固定資産税に係る新評価基準案及び運用マニュアルを策定し、固定資産税局に提出した。今後、内閣の承認プロセス等を経て、適用が開始される予定である。また、承認後の実務に備えた局職員への研修や、固定資産評価システムや GIS の導入支援を行った。

⑤ 民主的制度整備支援

ア) ベトナム

- **国会事務局能力の向上** : 効率的な国会運営や議員活動を補佐する国会事務局能力の向上のための支援を実施している。2016 年度は、ベトナム国会事務総長を招へいし日本の国会の経験等を共有した。また、事務局職員による国会議員の法案作成の補佐に係る能力の強化及び国会の広報活動の強化のため、セミナー・ワークショップ、本邦研修などを計 117 名に対して実施した。

イ) メディア支援

- **公共放送局化支援 (ミャンマー)** : 国営放送局の公共放送局化に際して、正確・中立・公正な情報を国民に届けるためにメディアに必要となる人材育成を目的として、公共放送局化の組織・経営の方針の検討、報道・番組制作・機材管理に関する同局職員の能力強化支援を行っている。2016 年度には、日本の民間放送局の協力の下、報道に携わる職員に対する本邦研修を実施した。また、日本人専門家の指導を受け、生放送ニュース番組も開始された。

(2) 戦略的な取組

① 新機軸・高品質な研修の形成・実施

- **課題別研修「金融規制監督」の新設** : 金融庁が設置したグローバル金融センター (GLOPAAC) と連携し、イラン、スーダン、パキスタン、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、タンザニア等 11 か国から 17 人を対象とした研修を実施した (8 月)。金融庁、日本証券取引所等を視察し、金融機関への適切な規制と経営を監督する体制整備の必要性について理解を深めた。
- **課題別研修「金融政策・中央銀行業務」の新設** : フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの 8 人を対象とした研修を実施した (2017 年 2 月)。一橋大学による講義に加え、日本銀行、金融庁、メガバンク等の金融機関を訪問し、中央銀行の役割と機能、適切な金融政策立案と実施について理解を深めた。
- **課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エクゼクティブ・プログラム」の新設** : 円借款供与国を中心とした 19 か国 23 人を対象に、世界銀行による公的債務管理研修と機構による公共財政管理や偶発債務に係る研修を合同で実施した (7 月)。

② 法務省、日本弁護士連合会等との連携強化

- 法整備支援に係る各機関との恒常的な情報交換や、例年の法整備支援連絡会 (2017 年 1 月) を実施し、より緊密な会合である「法整備支援ネットワーク会合」を初めて主催した (7 月)。

③ 法整備支援に係る国際機関との連携強化

- **UNDP との共催シンポジウム** : 法整備分野での初の試みとして、UNDP との共催シンポジウムをニューヨークで開催し、国連関係者等約 50 人の参加を得た (12 月)。「法遵守の文化 (CoL : Culture of Lawfulness)」の意義や醸成・促進の必要性を共有し、有効な援助アプローチの検討を行った。また、UNDP との面談等も通じて、今後の CoL に係る具体的な連携策を検討した。

- ・ アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）とのセミナー：AALCO のガストーン事務局長が来日した機会を捉え、機構主催のセミナーを実施し、約 50 名が参加した（2017 年 2 月）。機構副理事長とも面談し、両者がより緊密な協力を行う方向性を確認した。

④ 戦略的な広報の実施

- ・ 広報誌での特集：法整備支援分野では初めて JICA 広報誌 Mundi で特集を行った（9 月）。なんぷろ学生サポーターの協力の下、広く知られていない同分野の取組を分かり易く発信した。また、英文広報誌 JICA's World でも法整備支援の特集を行った（2017 年 1 月）。

3-3-5. 高等教育

(1) 具体的な成果

① TICAD V 支援策（2013-2017）実現に向けた取組

ア) アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）の実施

- ・ TICAD V 目標値達成への貢献：「2017 年までに 900 人受入」の目標に対し、2016 年度に第 3 バッチ 348 人を受け入れ、合計 821 人となった（2015 年度末時点で 473 人）。
- ・ 本邦企業でのインターンシップ：第 2 バッチ 306 人が本邦企業 100 社で実習を行った（2015 年度 145 人、65 社）。また、本邦企業との人脈形成等のためネットワーキングフェアを各地で開催し、多数の本邦企業の参加を得た結果、本事業に登録した本邦企業は約 360 社となった。
- ・ 大学における研修生受入：日本全国の 69 大学 143 研究科が研修員受け入れ大学として登録。本邦大学の国際化（学内の英語化、英語コースの増設、書類の英語対応等）にも寄与している。

イ) 汎アフリカ大学（PAU：Pan African University）、エジプト日本科学技術大学（E-JUST：Egypt-Japan University of Science and Technology）等研究機関・大学への技術協力の実施

- ・ PAU 支援：アフリカ連合委員会の構想で設置された PAU に対し、科学技術イノベーション分野での拠点に指名されたケニアの JKUAT を通じて、JKUAT の教育・研究能力向上とともにアフリカ他国の高度人材育成に貢献している。2016 年度は、第 3 バッチとして 78 名がアフリカ各国より入学した（30 か国より合計 204 名）。また、アフリカの開発ニーズに即したイノベーションを行うことを目的とした「ものづくり道場」が同学内に完成した。
- ・ E-JUST：2010 年の大学院開学以降、順調に学生数（2016 年 12 月時点で、修士課程 29 名、博士課程 134 名）、研究実績および修了生数（同時点までに 69 名の修士、84 名の博士を輩出）を伸ばしている。また、アフリカ地域で機構が支援する他の高等教育機関（ケニアの JKUAT、ルワンダ・トゥンバ高等専門学校）からも留学生を受け入れ、アフリカ各国とのネットワークも広がりつつある。

ウ) TICAD VI への貢献

- ・ プレイベントの主催：JKUAT において TICAD VI プレイベント“Higher Education Breakthrough for Human Resources Development and Innovation in Africa”を主催し、学生、大学教員、研究者、民間企業等約 280 人が参加した（7 月）。アフリカ型イノベーション創出や国境や地域を越えたネットワークやリンケージの拡大における高等教育機関の役割の重要性を確認した。

② 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

ア) 開発途上地域の拠点大学への協力

ベトナムの日越大学、マレーシア日本国際工科院（MJIT）等、各国における工学系の拠点大学を中心に、開発途上地域の拠点大学 70 校に対し、教育・研究能力強化のための支援を実施している。

- **日越大学の開学**：2010年の日越共同声明を出発点に、これまでの日越首脳会談での構想を実現するものとして、アジアトップクラスの大学を目指す日越大学が開学した（9月）。第1期生となる72名が入学し、2017年1月には訪越した安倍首相と学長や学生代表らが懇談した。開講したコースは大学院の修士課程の公共政策やナノテクノロジー等の6コースであり、東京大学、筑波大学や大阪大学等の幹事大学6校より10名の長期教員を派遣した。また、幹事大学への研修員受入事業等もあわせて実施し、日本ならではの質の高い教育を提供する。
- **マレーシア日本国際工科院**：防災分野の行政官等の育成を目的とした修士プログラムが開講された。筑波大学、京都大学・防災研究所等による支援を通じ、日本が豊富に有する防災分野の知見・経験の共有を図っている。

イ) 開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援

機構を通じた支援に参画している日本の大学の数は年々増加しており（「2.主要な経年データ」参照）、支援の基盤が強化されている。特に、留学制度を活用した人材育成事業に参画する大学の増加が顕著であり、各拠点大学と日本の支援大学の間でのネットワーク構築、日本の大学の国際化や地方創生にも寄与している。

- **日本の大学と開発途上国の大学との学術交流促進**：東南アジア地域では、AUN/SEED-Netプロジェクトを通じて、ASEANトップ大学26校と日本の大学14校との間でネットワークを構築し、人材育成や国際共同研究を実施している。これまでに、累計1,299名の教員等が高位学位を取得し、700件の共同研究と1,000編の論文発表、600人の大学教員ネットワーク構築（ASEAN400人、日本200人）の成果を上げている。アフリカ地域においては、JKUAT/PAUと日本の大学との協力の下、累計204名の高位学位取得を支援した（上記①イ）参照。
- **留学生の受入実績**：日本の大学の国際化の重要な指標である日本の大学での学位取得支援人数に関しては、2016年度は開発途上地域より1,053人を受け入れた。
 - **人材育成奨学計画（JDS）**：開発途上国の将来の指導者層となることが期待される若手行政官等を対象とした人材育成奨学計画（JDS）を実施している。2016年度は、新たにネパールからの受入を開始し、13か国から266人を受け入れた。これまでに来日した留学生は3,700人となった。なお、2016年度には修士課程を修了したラオスやミャンマー等5か国の留学生を対象に博士課程への受入募集を開始し、11人が日本の博士課程で研究を再開する予定。
 - **大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム**：第7回太平洋・島サミットで表明された大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS：Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State）を開始した。本プログラムでは、大洋州諸国の開発課題の解決に必要な専門知識を有する中核人材の育成のため、日本の大学院での修士課程や省庁・自治体等でのインターンシップの機会を提供する。2016年度から3年間で100名受入の計画で開始し、41名を受け入れた。また、来日に当たり、沖縄にて3週間の共通プログラムを実施し、日本語研修等に加えて沖縄県庁訪問や地元企業との交流も図った。（No.9-2参照）
 - **アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」**：（No.4-1参照）
 - **ABEイニシアティブを通じた日本の大学の国際化**：上記①ア）参照。

(2) 戦略的な取組

② オールジャパン体制による支援体制の構築・運営

- E-JUST、MJIT、日越大学等の大学新設を支援する案件では、日本政府とともに日本の大学や大学

院の協力を得て、オールジャパン体制による強固な国内支援体制の構築を推進している。

- ABE イニシアティブ、PEACE、Pacific-LEADS 等では、それぞれの日本政府の政策にも貢献する形で、日本の大学や大学院等の協力による開発途上地域の若手リーダー層の育成や受入大学の留学生事業の活性化、インターンシップ等を通じた本邦企業と開発途上地域間のネットワーク形成を支援している。また、日本全国の大学に幅広くアフリカ人材を受け入れる仕組みを作ったことにより、開発途上地域の人材受入を通じた地方大学の国際化、地域理解促進、地方創生にも貢献している。

③ 日本式工学教育のジャパンプランドとしての対外発信

- インドネシア・スラバヤ工科大学では、プロジェクト終了にあたり、研究室中心・研究中心の日本式工学教育を導入した成果を論文（事例研究）にとりまとめ、学術誌への発表が決定した。また、E-JUST、MJIIT 等においても、研究室中心・研究中心の日本式工学教育の導入に係る成果や課題のレビューを継続的に行い、各国の文脈に応じた日本式工学教育の在り方を検討している。

④ シリア難民に対する人材育成事業：(No.4-1 参照)

3-3-6. 農業・農村開発

(1) 具体的な成果

① 市場志向型農業の振興による小規模農家の生活向上

ア) TICAD V 支援策への貢献

- **TICAD V 目標値の順調な達成**：TICAD V で 10 か国への展開が政府公約として掲げられた「小農による市場志向型農業 (SHEP) アプローチ」については、2016 年度に新たにカメルーン、ザンビア、ガーナに展開し、計 23 か国への展開となった (2015 年度末で 20 か国)。また、同アプローチを推進する技術指導者を 2017 年までに 1,000 人、同アプローチを実践する小規模農家を 50,000 人育成する目標に対し、2016 年度末時点で 1,900 人の技術指導者、42,468 人の小規模農家を育成した (2015 年度末時点では 1,324 人、29,988 人)。
- **広域研修を通じた新規事業の形成**：SHEP 広域展開は、2014 年度より課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興 (行政官)」コース (3 年間、本邦研修 2 週間+ケニア在外補完研修 1 週間) を開始し、研修員が策定した自国における SHEP 導入アクションプランの実施状況を巡回指導によりフォローアップを通じて支援している。これまでの広域展開は、主に既存の技術協力プロジェクトに SHEP のアイデアやコンポーネントを適用するという形で進めていたが (例：ルワンダ、ウガンダ、タンザニア等)、2016 年度は、帰国研修員が各アクションプランを主体的に実施したことから、その活動をスケールアップすることを目的とする技術協力プロジェクトを新たに 3 件立ち上げた (マラウイ、エチオピア、セネガル)。
- **マラウイ**：SHEP 課題別研修に参加した行政官の発案により、IFAD の支援プログラムの対象地域を SHEP アプローチのパイロット事業実践サイトに選定し、同プログラムの予算を活用して実施した。結果、需要のピーク時の出荷をずらすことで収穫物の販売価格が高くなり、家の改修、バイクや携帯電話の購入など、生活の質が改善した農家が出てきている。
- **レソト**：世界銀行/IFAD の支援プログラムの対象地域で SHEP アプローチを実践しており、同アプローチが他ドナーによる支援とも相互補完的であることが示されつつある。

イ) TICAD VI に向けた SHEP アプローチの小農の理解促進と広域化の加速

- **PC やスマートフォン等の新規性の高いツールの活用**：アフリカの農業普及に関わる普及員・行政

官向けの普及教材として、SHEP のコンセプトを活用した PC ゲーム及びスマートフォンアプリを開発した。これは、直接 SHEP 研修を受講できない普及員・行政官に対しても、ゲームによる疑似体験を通して、SHEP のコンセプトを理解促進できるよう工夫したものである。

- **学術的見地（心理学分野）からの取組**：SHEP の必須コンセプトである「動機づけ理論」を軸に、過去の農業分野の技術協力プロジェクトを事例として、日本人専門家がカウンターパートや普及員、対象農家等に対して取り組んだ「モチベーションを高める工夫」を心理学的観点から分析・考察した。長年の経験に基づく暗黙知を形式知化し、小冊子に取りまとめた。
- **TICAD VI サイドイベントでの発信**：各国の大臣や次官の参加の下、SHEP アプローチの広域展開の進捗・成果や、上記ツールの制作発表を行った。また、SHEP 実施国であるケニア、セネガル、マラウイの行政官から各国の状況に合わせた SHEP 展開事例を発表し、SHEP アプローチの理解と対話促進につながった。

② フードバリューチェーン（FVC）の構築²による農家所得向上の確保

- **農産物の多角化・生産性向上を通じた収入向上**：ミャンマーでは、技術協力事業を通じて質の確保された保証種子の供給体制を確立すると共に、保証種子の利用により単収 10%増や赤米の混入 30%減などの効果を実証した。イラクでは、付加価値作物の栽培技術の普及や、トマト等の現地で需要の高い適正栽培技術の開発を支援した結果、新たな作物の導入や普及が図られ、また新規作物を導入するための技術普及ガイドラインや適正栽培技術のマニュアルが作成された。
- **農産物の安全性と信頼性の向上を通じたバリューチェーン関係者間の連携強化**：ベトナムでは、機構支援を通じて正式に承認された安全野菜栽培に係る技術規範を他地域にも普及・拡大することにより、安全作物の栽培を新興することを目的とした「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」を開始した。生産者だけでなく購買者等のバリューチェーン関係者の安全作物生産と食の安全に係る意識を向上するため、情報交換・共有のためのプラットフォームを設立した。
- **契約農業の導入と市場ニーズに基づくバリューチェーンの構築**：ベトナム「ゲアン省農業振興開発計画策定支援プロジェクト」では、契約農業の導入と関係者の契約遵守の意識を徹底させることを通じて、市場ニーズをベースとしたフードバリューチェーンの構築に取り組んでいる。2016年度は、購買者側（市場）のニーズをもとに抹茶、生姜、パッションフルーツ、ピーナッツ、酒米、ブタ、ニワトリ等を契約農業の対象と設定し、購買者側のニーズに合わせて品質や量を確保するべく実証栽培を開始した。農産物によっては生産者、加工業者、流通業者、販売者のいずれかの間で契約を締結し、パイロット事業を実施している。
- **農業の 6 次産業化を通じた地域振興**：キルギスでは、一村一品アプローチによる小規模ビジネス振興に係る事業では、地方州において小規模生産者のみでは実施できない商品開発や原材料調達、販売促進等の代行支援を行う公益法人 OVOP+1 を設立し、多数の小規模生産者を地元企業や本邦企業との委託生産契約につなげる支援を行った。その結果、裨益者数の増大や技術・意識の向上が図られ、地場産業振興のモデル構築に至った。また、ジョージアでは北海道の農業の 6 次産業化に係る国別研修の参加者により生産・加工・販売と観光を一体化させたアグリビジネスを展開させた。また、ジョージアと北海道の自治体同士での連携協議が実施される等、自治体間の継続した交流にもつながっている。（No.9-4 参照）

² 農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐことにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること。

③ グローバルな経済活性化に向けたグローバル・フードバリューチェーン（GFVC）拡大への貢献

日本政府が推進している GFVC は「開発途上国の農村に雇用を創出する」ことを目的の一つとして、農家が商品作物を生産するための支援や、食品加工から流通、販売に至るグローバルなバリューチェーン全体の改善を目指している。より高付加価値な食品を消費者に行きわたらせることで生産者（農家）がより大きな利益を得られるよう、技術協力事業や課題別研修等を通じて支援した。

- **GFVC 戦略への貢献**：インドネシア、ベトナム、ミャンマー、カンボジアで開催された GFVC 構築のための二国間対話にて、機構の取組に関する情報提供を行った。
- **検査技術能力向上・認証強化等を通じた安全・安心な農産品流通促進に係る支援**：エチオピアでは、農薬検査所の分析官に対する技術支援を行い、主要輸出産品であるコーヒーを含む農産品の適切な残留農薬検査能力を強化した結果、コーヒー豆輸出に係る評価や報告書の解析が可能となった。また、日本向け輸出コーヒーについては、輸出前残留農薬検査で基準値以下であることが確認されたもののみ輸出許可証が発行される仕組みが導入され、事業開始以降、違反事例は発生していない。ガーナでは、カカオ豆の輸出前残留農薬検査を担当している品質管理機関の分析官に対し技術支援を行い、主要輸出産品であるカカオ豆の適切な残留農薬検査能力を強化した。
- **市場ニーズを満たす生乳生産支援**：キルギスでは、生乳生産畜産農家の生乳生産や獣医師による乳牛衛生管理に係る適正技術の確立・普及や、集乳・乳業会社を含めた関係者間の情報共有を通じて、東ヨーロッパ共同体の市場要求を満たす生乳生産や、乳・乳製品輸出促進のための協力を開始した。

④ 三角協力によるナカラ回廊農業開発（Pro SAVANA）の推進（モザンビーク）

2009 年よりモザンビーク、ブラジル、日本の 3 か国が協力してモザンビーク北部のナカラ回廊地域（うちナンプラ州、ニアッサ州、ザンベジア州の 3 州 21 郡）の持続可能な農業開発を通じた地域住民の生計向上を目指す ProSAVANA 事業を展開し、以下 3 件の事業で次のような実績を上げた。

- **農業開発研究**：栽培技術、土壌分析技術等に関する人材育成および組織強化を支援。適正品種の選定、施肥技術の検証、土壌保全技術の検証、マニュアルの策定等を行った。
- **コミュニティ開発モデルの確立**：地域特性や営農規模の違いに応じた農業モデルの確立と普及に向けた実証活動を実施している。
- **農業開発マスタープランの策定**：ナカラ回廊地域の実情を踏まえ、同地域の社会経済開発に資する農業開発マスタープランの策定を支援している。「本マスタープランによって土地収奪が引き起こされる」、「住民・農家の意見をマスタープランに反映する対話のあり方に問題がある」といった批判も踏まえ、現地において現地住民・農家の主導による対話の促進を支援し、日本国内においても国内 NGO と意見交換会を 4 回開催した。

(2) 戦略的な取組

① 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際連合世界食糧計画（WFP）等と協調した取組強化

- **国際機関等との定期的な連絡・協議**：FAO、WFP、国際農業研究協議グループ（CGIAR：Consultative Group on International Agricultural Research）、世界銀行、AfDB の関係者と農業・農村開発分野における連携強化に向けて定期的な協議を実施した。また、CGIAR とは研究成果の現場での活用、TICAD 行動計画の推進等に係る連携強化に向けた連携協力覚書を締結した（4 月）。
- **アフリカ地域における栄養改善イニシアチブの立ち上げ**：(No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照)

② M/P 等の相手国の政策・制度への反映に向けた取組

- **南スーダン**：紛争後の復興段階における総合的な農業セクター開発計画の策定を支援した。主要な

農業セクターの開発アクター（GIZ、CIDA、EU、FAO 等）と計画策定段階から連携し、同計画の実現に向けた資金導入戦略も併せて策定した。今後、国会承認を経て同国の開発戦略文書となる予定であり、開発アクターとともにセクターワーキンググループを活用した実施体制を構築している。

- **マラウイ**：農業開発戦略である農業セクター・ワイド・アプローチの課題横断的なモニタリング・評価（M&E）の枠組み構築と農業省職員の実施能力強化を支援した。KPI（Key Performance Index）の設定や M&E に係る M/P の策定、地方レベルでのデータ収集テンプレートの導入を行った。その結果、上記アプローチのレビュー報告書等で KPI が活用されたことに加え、テンプレートを活用を通じて県農業事務所でのデータ収集に要する時間の短縮（5 日から 2 日）につながり、全国的に試行されることとなった。

③ 開発パートナーシップの推進

- 全国農学部系学部長会議を通じた有識者のリストアップや農学知的支援ネットワークを受託先にした新規研修事業の調整などを通じ、大学と機構のネットワークを強化した。

3-3-7. 民間セクター開発

(1) 具体的な成果

「質の高い成長」の観点から、自立的な経済成長に貢献すべく、ビジネス環境改善や現地企業の競争力強化、地域経済・産業の振興の観点から、以下の取組を実施した。

① ビジネス環境改善

ア) 貿易・投資アドバイザーの派遣

- **TICAD V 支援策への貢献**：TICAD V の公約である 10 名の産業政策・投資アドバイザーの派遣は 2015 年度に達成しているが、2016 年度はさらに 2 か国に新たに派遣した。
- **アジアにおける投資促進**：8 か国に派遣している投資促進専門家により、本邦企業等を対象とした投資セミナーを開催し、219 名の参加を得た（12 月、東京）。また、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡等の地方都市でも投資促進専門家による投資セミナーを開催した。（No.9-2 参照）

イ) 工業団地・経済特区整備・開発支援

- **バングラデシュ経済特区開発**：経済特区開発を所掌するバングラデシュ政府内の実施機関の職員の能力開発に係る研修プログラム案を策定した。また、日系企業の同国への進出を促進すべく、首都ダッカ近郊の短期の経済特区開発計画の策定に加え、円借款事業で支援しているマタバリ超々臨界圧石炭火力発電所の近くに経済特区を開発するための中期的な開発計画も策定した。4 月には同国投資機関からの高官来日の機会を捉え、日本の民間企業を対象としたバングラデシュ投資セミナーを JETRO と共に開催し、経済特区開発等の事業成果を発信した。
- **ケニア・モンバサ経済特区開発**：2015 年度に策定したモンバサの経済特区開発 M/P に基づき、TICAD VI（8 月）では、日本・ケニア両政府のモンバサ開発に係る合意内容に技術的インプットを行った。
- **ミャンマー・ティラワ経済特区開発**：2015 年 9 月のティラワ経済特区の開業後、各国から計画を大幅に上回る企業進出が検討されたことから、経済特区の更なる開発に向け合意形成がなされた（10 月）。海外投融資事業に加えて、ティラワ SEZ 管理委員会への技術支援等を継続しており、投資手続きと各種許認可に係るワンストップサービスは 2014 年 11 月に日系中小企業に対し第一号の投資認可を授与して以来、投資認可 81 社、建設工事着手 63 社、操業開始済 25 社の実績となっている。
- **パレスチナ農産加工団地開発**：日本政府のコミットメントである「平和と繁栄の回廊」構想の中核プロジェクトとしてジェリコ農産加工団地設立・運営支援に係る技術協力プロジェクトを実施して

いる。工業団地フリーゾーン庁の能力向上と農産加工団地への投資促進等を支援し、同庁設置後 9 年目となる 2016 年には全 48 区画中 40 区画で入居予定企業が決定している。終了時評価を実施し、10 年の節目となる 2017 年に向けて、同庁の中長期計画能力策定と入居企業への効果的なサービス提供能力の向上を支援するため、2017 年 12 月までの延長を決定した。

② 現地企業の競争力強化

ア) カイゼン指導・普及等、企業支援能力支援

- **エチオピア・カイゼン**：エチオピアでは過去 6 年間で約 5.4 万人に対してカイゼン研修を実施しており、約 7,500 の職場内の品質管理（QC：Quality Control）活動グループの形成や、これら活動を通じた平均約 37%の生産性向上を達成している。2016 年度には、高度なカイゼン実践のための企業内研修を新たに 6 社で開始した（累計 12 社）。
- **ザンビア・カイゼン**：12 月まで実施した品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクトでは、延べ 53 団体に対するカイゼン指導を通じて、16 人のカイゼンコンサルタントを育成した。うち 10 名がカイゼン実施機関に所属しカイゼン指導を提供する体制整備に貢献した。あわせて、カイゼン普及の包括的 M/P を策定した。
- **タンザニア・カイゼン**：12 月まで実施した品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクトでは、延べ 63 社に対するカイゼン指導を通じて、カイゼンマスタートレーナー13 名とカイゼントレーナー6 名を育成し、あわせて、カイゼン普及戦略案を策定した。第一フェーズの成果を受けて詳細設計を実施（8 月）し、中小企業振興公社による中小企業へのカイゼン普及拡大と大企業を活用した産業界への本格的なカイゼン普及や、これらを実施するカイゼントレーナーの育成を支援していく予定。

イ) 産業人材の育成

- **アフリカ地域に対する政府政策の実現に向けた取組**：新たにタンザニア、ザンビアを TICAD 産業人材育成センター有力候補国として選定し、TICAD V 支援策の目標 10 か所達成に向け大きく貢献した（これまでに 9 か所を設立済）。また、TICAD VI の首相スピーチでも取り上げられた「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の具体的な立上げに向け、NEPAD と協議した（2017 年 1 月）。また、産業人材の育成では、TICAD V 支援策である 2013 年度からの累計 30,000 人を達成した上で、累計 48,330 人の育成を達成している。
- **アジア地域に対する政府政策の実現に向けた取組**：「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」への貢献として、日本センター事業やインド「包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト」等を通じ、24,988 名の産業人材を育成した。
- **職業訓練を通じた人材育成支援**：地域の産業ニーズに合致した人材育成のため、施設整備と技術支援を組み合わせた事業を形成・実施した。
 - ▶ **コンゴ民主共和国**：在職者・求職者双方の人材開発を担う国立職業訓練機構に対し、国内第一の経済圏であるカタンガ州のルブンバシ校の施設・機材の拡充に係る無償資金協力の G/A を締結した（4 月）。これは実施中の技術協力プロジェクト「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」（2015 年－2020 年）と連携して同国の産業人材育成を支援するものである。
 - ▶ **アンゴラ**：ヴィアナ職業訓練センターの 3 つの新しい訓練コース（建築施工科、構造物鉄工科、建設測量科）のカリキュラム・教材を開発し、指導員の能力向上やコースの実施運営能力向上を目的とした技術協力を開始した。これは 2010-2011 年に実施した無償資金協力との相乗効果を図りつつ同国のアンゴラの質の高い人材育成に寄与するものである。

③ 地域経済・産業の振興

ア) 観光セクターの開発支援

- **パレスチナ・官民連携による観光振興**：住民主体の観光事業（CBT：Community Based Tourism）に留意した観光開発の展開に向け、観光プロモーションの強化や観光振興手法の確立を支援した。日本の旅行会社を対象とした視察ツアーの実施や各国での観光セミナーの実施支援、パンフレット策定等を通じて観光プロモーション活動の領域の拡大に貢献した。また、地方での観光案内所や交通標識設置等のインフラ整備や、パイロットプロジェクトを通じた対象地域の観光戦略策定を支援した。今後、これらの成果を活用しつつ、専門家派遣による支援を継続していく予定。
- **エジプト・博物館建設による観光振興**：円借款で建設を支援している大エジプト博物館の運営・展示能力強化を目的とした技術協力「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」を開始した。また、技術協力「大エジプト博物館開館支援合同保存修復プロジェクト」を開始し、博物館に展示される予定の考古品の移送や保存修復を支援した。

イ) 一村一品等の地場産業振興支援：(3-2-6. 農業・農村開発参照)

(2) 戦略的な取組

① 産業政策対話等の上流レベルの取組と現場レベルでの産業育成／投資環境整備による包括的な支援

- **エチオピア・産業振興プロジェクト**：政策研究大学院大学の知見を活用した首相、経済閣僚、実施機関との産業政策対話（フェーズ2）を完了し、エチオピアの5か年計画の策定支援を含む支援の成果や政策事例示集を取りまとめた。また、エチオピア政府首相等からの要望に基づき、産業振興プロジェクト（フェーズ3）を開始した。本フェーズは、①産業政策対話に加え、②投資促進・工業団地開発に関する実務支援、③シープレザーを中心とする輸出振興実務支援の3つのコンポーネントで構成し、ハイレベルとの政策支援と現場レベルでの実施能力支援を一体化させた技術協力案件とした。中長期的な視点での取組と現場でのインパクトを達成すべく5年間の大型案件として立ち上げ、第1回の産業政策対話を実施した（2017年2月）。

② 案件形成・実施段階における本邦企業、地方自治体、研究機関等の参画の促進

- **メキシコ自動車分野の協力**：技術協力「自動車人材育成プロジェクト」では、日系自動車産業の人材ニーズに対応した「日本型ものづくり」の考え方と手法を取り入れた「自動車産業コース」のカリキュラムを完成させた（4月）。国立職業技術高校の4つのモデル校で、第一期生306名が入学してコースが開講した（8月）。モデル校の教員育成や実習機材調達等を進めるとともに、日系企業を中心にモデル校の教育を支援（インターン受入や教育内容への助言等）する連携審議会を設立した（4月）。あわせて、日系自動車産業にとって優先度の高い現地調達拡大に係る課題に対し、メキシコ部品サプライヤーのビジネスマッチング拡大と有望なメキシコ部品サプライヤーの育成を目的とした「自動車産業クラスター振興プロジェクト」に係る詳細計画策定調査を実施した（12月）。
- **ミャンマー日本センター**：ビジネスコース修了生に対する本邦研修に際し、中小企業基盤整備機構との共催でビジネスセミナー及び商談会を東京及び福岡にて開催した（セミナー参加者は計110社、商談計239件）。また、延岡市とは、商工会議所及び行政と連携し、ビジネス交流会を実施した他、市民レベルでの交流も行った。（No.9-2 参照）

③ TICAD VI への貢献

- **カイゼン**：TICAD VI の首相スピーチにおいて、NEPAD と連携したカイゼンの全アフリカへの普及

(カイゼン・イニシアティブ) が表明された。また、サイドイベントでは、NEPAD 等とカイゼンセミナーを共催し、アフリカ政府関係者、外国援助関係者等 200 名余が参加した。各国の産業振興関連機関の長や国際的な研究者を招き、ジャパンブランドとして作成したカイゼンのパンフレット配布、現地メディア等を通じた機構のカイゼン分野の支援実績等を発信した。他ドナー及びアフリカ諸国政府関係者からアフリカ産業振興の有効な取組として評価された。(No.5-2 参照)

④ 相手国と日本との人材育成・交流拠点としての日本センター事業のさらなる戦略性強化

各国に設置されている日本センターを確固たる人材育成交流拠点とした協力を推進している。ベトナムでは9月より新たな協力を開始した。

- **日系企業との連携**：日系企業による現地の優秀な人材確保のため、就職説明会をベトナム、ラオス及びカンボジア等で開催し、日系企業等 111 社に対して約 2,890 名の求職者が参加した。
- **留学フェアの開催**：日本への留学希望者を対象とした留学フェアをモンゴル、ラオス、カザフスタン、カンボジア、キルギスの 5 か国で開催し、日本からは延べ 32 機関が参加した (10～11 月)。来場者は全体で約 3,600 名となった。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発協力大綱の重点課題である「質の高い成長」に向けた、各分野での取組の強化が期待される。また、M/P の策定など上流計画への支援を踏まえ、日本政府と連携し、相手国首脳・中核機関との政策対話を通じて相手国の政策・制度等に反映していくことに期待したい。

<対応>

1. 「質の高い成長」に向けた各分野での取組

- **運輸交通**：「質の高いインフラパートナーシップ」への貢献として ADB との連携を推進した。道路インフラ資産の長寿命化に関する研究や ITS 技術の活用推進等を実施した。また、「戦略的イノベーション創造プログラム」の大学との連携関係を構築し、道路アセットマネジメント中核人材育成プログラムを策定した。
- **エネルギー**：各省庁等や本邦企業からのヒアリング等を実施し、新たに 9 件の M/P 調査策定支援を立ち上げた。モンゴルでは民間企業による風力発電所建設事業に係る海外投融資を開始した。
- **高等教育**：ABE イニシアティブ、PEACE 等の留学制度を活用した人材育成事業を通じ、日本の大学等の協力による開発途上地域の若手リーダー層の育成や受入大学の留学生事業の活性化、インターンシップ等を通じた本邦企業と開発途上地域間のネットワーク形成を支援した。

2. M/P の政策・制度への反映に向けた取組

M/P の策定にあたっては、日本政府とも連携しつつ、相手国首脳等との政策対話を通じて具体的な政策・制度等に反映されていくよう取り組んだ。

- **アフリカの回廊開発**：M/P の紹介とともに M/P 策定を通じて得た開発途上地域の関係機関に係る情報を本邦企業に共有し、相手国政府との事業化に向けた対話促進に貢献した。
- **ミャンマー**：新政権からの要望に機動的に対応し、新政権の意向に即したヤンゴン都市圏開発に係る M/P の策定を実現した。
- **南スーダン**：総合的な農業開発セクター開発計画の策定の支援にあわせ、GIZ や FAO 等と連携し、同計画の実現に向けた資金導入戦略も併せて策定した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.3	地球規模課題への対応
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、仙台防災協力イニシアティブ、日・ASEAN 防災協力強化パッケージ、美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)、二国間クレジット制度 (JCM)、「緑の未来」イニシアティブ

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1)	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 防災							
防災分野の人材育成数 (人、直接+間接人数+課題別研修参加人数) (2015 年度からの累計人数)	18,000				新規	16,283	39,776
直接的に能力向上の対象となった人数 (() 内は各年度の終了案件対象人数)			1,135 (111)	1,626 (423)	1,890 (219)	3,928 (703)	5,028 (121)
間接的に能力向上の対象となった人数 (() 内は各年度の終了案件対象人数)			9,298 (2,439)	26,191 (19,732)	9,322 (2,013)	11,673 (1,835)	17,514 (3,623)
イ) 気候変動							
気候変動緩和・適応策に係る人材育成数 (2014 年度からの累計人数)	4,700				新規	3,500	5,100
ウ) 自然環境 (注 2)							
REDD+事業実施国数 (か国)	12				新規	13	13
森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積 (ha)			8 万	398 万	158 万	2,566 万	380 万
支援を通じて植林を実施した面積 (ha)			1,433	420	434	680	350
直接的・間接的に能力向上の対象となった人数 (行政官、地域住民)			104 17,682	4,362 31,610	1,166 5,918	6,348 27,120	794 4,788
エ) 環境管理 (都市環境改善)							
協力事業対象都市数 (都市)	98					新規	154
協力案件数 (件)					新規	147	63
人材育成数 (人)					新規	1,551	7,497
(下水道)							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数			11	11	2	8	1
技術協力プロジェクト等による支援都市数			27	34	25	40	44
能力向上対象人数 (人)			260	426	255	387	2,212
本邦研修者数 (人)			181	170	339	225	311
(廃棄物管理)							
無償資金協力・円借款での施設整備関連支援件数					新規	1	0
廃棄物管理支援都市 (技術協力プロジェクト等による支援都市数)			71	90	86	98	78
能力向上対象者人数 (人)			740	999	698	760	1,322
本邦研修者数 (人)			105	405	364	179	276
オ) 食料安全保障 (注 1)							
支援を通じて整備された灌漑面積 (ha)			116,393	6,597	-	192,212	11,819
直接的に能力向上の対象となった人数 (人)			60,549	192,206	112,477	16,068	23,326
CARD 関連の本邦研修員数 (人)	70				新規	82	83
②主要なインプット情報 (億円) (注 2)			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
ア) 防災							
技術協力			58	59	54	68	50
有償資金協力			1,206	51	397	598	-
無償資金協力			113	61	57	55	40
イ) 気候変動							
技術協力			165	196	192	178	105
有償資金協力			6,301	5,467	4,810	13,431	8,239
無償資金協力			263	225	187	106	171
ウ) 自然環境							
技術協力			45	53	51	59	46
有償資金協力			8651	-	114	-	207
無償資金協力				3	-	-	-
エ) 環境管理 (都市環境保全)							
技術協力			68	66	71	90	69

有償資金協力	436	128	156	2,335	209
無償資金協力	28	29	10	16	17

オ) 食料安全保障 (注3)

(注1) 自然環境の一部指標等については、当該年度に終了した実績に、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注2) 技術協力は当該年度の支出実績を、有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。

(注3) 「食料安全保障」のインプットは項目 No.2 「カ」 農業・農村開発」参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

- 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を支援する。

- ① 防災については、事前の防災投資、より良い復興 (Build Back Better) 等を重視すると定めた仙台防災枠組の実施を推進するため、各種ワーキンググループ (用語定義や指標、実行計画策定) へのインプットを継続するとともに、日本政府のコミットメントである仙台防災協力イニシアティブの実現に貢献するため、事業を着実に実施する。
- ② 気候変動については、政府が掲げる気候変動分野の人材育成、二国間クレジット制度 (JCM) 等の政策推進に貢献するために、気候変動緩和・適応策に係る人材育成、JCM パートナー国の能力開発支援、開発途上国の国別貢献策 (NDC) 作成・実施能力強化支援等を行う。
- ③ 自然環境については、持続的森林管理を通じた地球温暖化対策 (REDD+)、森林等生態系を活用した防災・減災、持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上及び保護区・バッファゾーン管理を通じた生物多様性保全のため、政策・制度の改善、衛星等を利用した資源情報の整備、行政組織及び行政官の能力向上及び住民参加型・協働型管理の手法開発と普及実践を支援する。特に、豊富な熱帯林を有する東南アジア、アマゾン、コンゴ盆地の3地域を中心に REDD+に係る制度構築支援、違法伐採広域監視、情報整備に重点的に取り組む。
- ④ 環境管理については、急速な成長と人口増加に伴う外部不経済が顕在化しつつある開発途上国都市部に対して、住民生活の環境改善のための廃棄物管理能力、水環境管理能力及び大気汚染管理能力の向上に係る支援に取り組む。また、持続可能な社会経済システム、低炭素化社会の構築のための仕組みづくりを支援する。
- ⑤ 食料の安全保障については、将来の人口増加を念頭において食料安全保障に貢献するために、穀物等主要作物の生産性向上を主眼とした優良な案件を形成、実施する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、気候変動の観点から灌漑整備を支援する。また、水産資源管理の推進と養殖の振興により、水産資源の持続的な利用を図る。

主な評価指標

ア) 防災	(定量的指標) 防災分野の人材育成数：2015年度からの累計 18,000 人
イ) 気候変動	(定量的指標) 気候変動緩和・適応策に係る人材育成数：2014年度からの累計 4,700 人
ウ) 自然環境	(定量的指標) REDD+事業実施国数：12 か国
エ) 環境管理	(定量的指標) 協力事業対象都市数：98 都市
オ) 食料安全保障	(定量的指標) CARD 関連の本邦研修の研修員数：70 人

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針「(平成 27 年 5 月 25 日改訂) 及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平成 27 年 3 月外務省) に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果(目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与) を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、地球規模課題への取組を通じ、①日本政府の国際公約・政策への大きな貢献(防災分野公約の前倒し達成等)、②先方政府による自主的取組につながる持続可能性の向上を実現(ネパールでの BBB コンセプトの普及、ブータンでの洪水被害減少、スーダン等での廃棄物管理体制の向上等)、③国際的な援助潮流の形成をリードし、他国を巻き込んで日本のプレゼンスと開発効果を大きく向上(防災グローバルターゲット指標、アフリカ廃棄物管理分野ネットワーク化等)、④気候変動対策の推進に貢献(インドネシア JCM 等)、⑤先方政府からの高い評価の獲得(ブラジル国家勲章等)等の観点から、開発効果やインパクトの発現と国際援助潮流の形成に大きく貢献し、以下のような特筆すべき成果を上げて持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献した。

1. 防災

1.1. 仙台防災枠組 2015-2030 に基づき、防災主流化を目指した人材育成、事前の防災投資の促進、より良い復興(Build Back Better) 等を推進した。

- ▶ 仙台防災協力イニシアティブの下、累計で 39,776 人の人材育成を行い、2015 年から 4 年間で 4 万人の人材育成という公約に対し半分の 2 年間でほぼ達成に近い成果を上げ、公約の実現に大きく寄与した。
- ▶ ブラジルでは、防災人材育成実績が高く評価され、国家統合省より最高位の国家勲章が贈られた。
- ▶ 事前の防災投資について、ベトナムで策定支援した統合洪水管理計画が 2 省で防災投資省に正式に承認された。
- ▶ BBB に関し、4 月のエクアドルでの地震発生後の緊急援助や被災調査の過程でそのコンセプトを発信しつつこれを包含するシームレスな支援案件の形成につなげたほか、ネパールでは 2015 年のネパール・ゴルカ地震後の復興プロセスで先方政府に提案した BBB コンセプトに基づき ADB との連携により学校再建等を進めた結果、ネパール政府主導で再建住宅への補助金支給の基準として盛り込まれる等、同国で BBB コンセプトが普及した。
- ▶ 米州防災閣僚会議やアジア防災閣僚級会議、ASEAN 防災委員会、アジア太平洋地域会合、国際女性会議等において、日本の経験や機構の防災協力の国際的な発信を主導的に行った。このような国際的な発信の結果、米州防災閣僚会議で機構は発表者として選ばれた 2 つの二国間援助機関の 1 つとなった。

1.2. 仙台防災枠組のグローバルターゲットの指標・用語策定については、日本政府による政府間協議における指標の妥当性検討等を継続して支援した。

- ▶ 日本が議論をリードする中、日本が提案した指標が全て盛り込まれる形で 11 月のグローバルターゲットの指標の策定・合意に至り、我が国主導による防災分野の国際的な援助潮流の形成に大きく貢献した。

1.3.気象・水文観測能力の強化においては、気象衛星ひまわりの画像を活用した気象観測・予測能力の強化や日本の海岸保全対策を活かした協力等、日本の強みをいかした支援を行った。

- ▶ アフガニスタンでは、世界銀行等との連携により水文気象データの復元・整備に係る貢献が高く評価され政府表彰を受けるとともに、全国水審議会議でのリーディングドナーとしてのプレゼンスの発揮等、主要機関としての位置づけを築いた。
- ▶ ブータンでは、洪水警報システムの整備と事前訓練の支援の結果、豪雨による洪水被害者が出ず、ブータン政府より感謝状が発行されるといった成果につながった。

2. 気候変動

1,600 人の人材育成、二国間クレジット制度 (JCM) や「国が決定する貢献 (NDC)」の作成支援 (ベトナム等) 等を行うことで、2014 年の国連気候サミットにおける日本政府のコミットメントや、美しい星への行動 2.0 の達成、パリ協定の実施に貢献した。

- ▶ インドネシア政府の JCM に係る取組を着実に支援した結果、JCM 史上初のクレジット発行がなされた。その他にも新規の JCM プロジェクトの登録や、方法論・改定方法論の登録に至っている。
- ▶ 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 22 回締約国会議 (COP22) のサイドイベントでは、機構が重点的に支援してきた開発途上国の実施機関関係者と共に NDC 実施に向けた取組状況等を発信し、各国における NDC の実施促進や域内協力の推進に貢献した。また、気候変動の影響に関する損失・被害のためのワルシャワ国際メカニズムにおいても、防災分野の知見を基に制度構築の議論に貢献した。
- ▶ 緩和策として、パキスタンでは、製造業等の産業セクターにおけるエネルギー管理効率モデル構築支援を行い、モデル企業合計で年間約 4,400,000MJ (1,222MWh、1,320 万円相当) の消費エネルギーの削減を実現したほか、優良な改善事例を其他企業にも広く紹介することで、省エネ活動の面的拡大に貢献した。

3. 自然環境

持続的森林管理を通じた地球温暖化対策 (REDD+) の推進、森林資源情報の整備、違法伐採広域監視を中心に取り組み、パリ協定の実施にも貢献した。

3.1.REDD+について、13 か国で REDD+行動計画の策定・実施等を支援した。

- ▶ ベトナムの 5 省で REDD+行動計画が策定され、円借款事業形成や世界銀行との連携に至った。
- ▶ 日本の REDD+プラットフォームに係る取組を推進し、加盟団体が設立時の 44 から 84 に増加した。

3.2.森林資源情報整備では、10 か国で国家森林情報システムや温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証 (MRV) の体制構築を支援した。

- ▶ ベトナムでは、タブレット端末を利用した森林モニタリングシステム (アプリ) を開発し、15 省で導入されるに至り、同国の森林管理業務の改善につながった。

3.3.違法伐採広域監視に向け、4 月に宇宙航空研究開発機構 (JAXA) と協定を締結し、熱帯林早期警戒システム (JJ-FAST) の開発、データの公開を行った。

- ▶ UNFCCC の COP22 で、JJ-FAST を活用したアマゾン地域、アフリカ地域のデータを発表した結果、システムの革新性や通年監視を可能とする有効性に開発途上国や国際機関等の多くの注目が集まり、メディアでも多数報道された。

3.4.持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上及び保護区・バッファゾーン管理を通じた生物多様性保全に向けた支援を行った。

- ▶ TICAD VI では「サヘル・アフリカの角砂漠化対処・レジリエンス強化イニシアティブ」サイドイベントを開催し、同イニシアティブを発足させた。また同イニシアティブを通じたアフリカの貧困撲滅と世界の安定化に向けた取組を加速、国連砂漠化対処条約 (UNCCD) 局長と機構

理事で共同声明を発表した。

- ▶ ウガンダの湿地保全モデルの構築・推進を推進した結果、ラムサール条約と生物多様性条約の達成に寄与するものとして各条約事務局より評価された。
- ▶ 中米統合機構、中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）、南部アフリカ経済共同体（SADC）、湾岸海洋環境保護機構（ROPME）と連携し、中米やアフリカで地域協力を推進した。

4. 環境管理（都市環境改善）

154 都市において廃棄物管理能力、水環境管理能力及び大気汚染管理能力の向上に係る支援に取り組んだ。水環境管理能力の向上においても、地方自治体と連携し日本の技術を活用した協力を展開し、開発途上国の能力向上に寄与した。

- ▶ TICAD VI では、アフリカ廃棄物管理に係るサイドイベントを環境省や国連環境計画（UNEP）、ケニア政府等と共催した。環境副大臣、横浜市長、国連人間居住計画（UN-HABITAT）副総裁等を含め 180 名以上の参加があり、アフリカ諸国、国際援助機関、日本の自治体等との間の協力ネットワークの構築に貢献した。また、SDGs 達成に向けた地域的な協力を継続するため、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の立ち上げに向けた準備を国際機関やアフリカ各国と協働して進め、2017 年 4 月の正式発足に主導的な役割を果たした。
- ▶ スーダンやパレスチナ、モザンビーク、ドミニカ共和国における協力では、廃棄物の収集率及び廃棄物料金の徴収率の向上や、先方政府による廃棄物戦略の策定等、先方政府のオーナーシップを引き出しつつ、廃棄物管理能力の向上に大きく貢献した。
- ▶ 北九州市、大阪市、横浜市等地方自治体と連携し、日本の技術を活用した協力を推進した。

5. 食料安全保障

5.1.アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）における国家稲作振興戦略に関し、研修（83 人）や技術協力を通じて支援した。

- ▶ ケニアによる稲作支援では、中心農家の所得が 136%増加する等の効果を生んだ。

5.2.農民の気候変動に対するレジリエンスの向上にも取り組んだ。

- ▶ ザンビアでの灌漑への支援の結果、作付面積、農業産出額、農家の農業所得の改善が確認された。また、エチオピアでインデックス型農業保険の導入を図る技術協力事業を形成した。

5.3.水産資源の管理に関し、持続的な利用の仕組みづくりを支援した。

- ▶ チュニジアでは支援した水産資源の共同管理手法が多くの漁民に根付く等の効果が発現した。

<課題と対応>

SDGs の達成や国際社会及び日本の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し、持続可能かつ強靱な社会の構築を支援するための事業を着実に形成、実施する。

3-3. 業務実績

No. 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-3-1. 防災

(1)具体的な成果

① 災害リスクと損失の削減を目指す「仙台防災枠組」の推進

ア) 災害リスクの理解と防災主流化を推進するための人材育成

- 仙台防災枠組に係る取組：各国の中央防災機関を含む関連組織の能力向上に向け、39,776 名の人材を育成し、日本政府の仙台防災協カイニシアティブ（4 年間で 40,000 名の人材育成等）を半分の 2 年間でほぼ達成するに至った。とりわけ、中央防災機関を含む行政官、技術者を対象とした 15 件の本邦研修で防災主流化の講義を行い、各国での防災と他の開発セクターの連携強化を図った。併

せて、防災施策を立案する上で重要な「災害統計」の理解促進を図るためのモジュールを研修に取り入れ、災害統計の主流化や意識啓発に取り組んだ。

- **防災の主流化の理解促進**：スリランカ、バングラデシュ、ネパール、モンゴル、中南米諸国等の防災関係機関等の高官を招へいし、日本の防災の経験とそれが反映された仙台防災枠組に係る研修を通じ、各国での防災の主流化を促進した。その結果、スリランカでは政府内で防災の主流化の検討がなされ、コロombo都市圏を対象とした洪水対策マスタープラン調査の要請につながった。
- **ブラジル**：土砂災害を対象に、リスク評価・リスクマップに基づく都市計画案、災害予警報体制及び災害観測・予測システムの構築を支援している。2016年4月からパイロット活動を開始しており、対象2州・3市で30名以上に対してハザードマップの作成及びリスク評価の実施手法の研修を行った。先方の主体的関与を引き出す協力手法と人材育成実績が高く評価され、2017年2月に機構理事長が国家統合省より防災分野の最高位の国家勲章「国家市民防衛勲章」が授与された。

イ) 費用対効果の高い事前の防災投資の促進

- **事前の防災投資の推進**：防災リスク削減のための事前の防災投資は、災害後の対応・復旧よりも費用対効果が高いとの考えの下、各種災害対策に係る計画策定、予算確保や投資を支援している。
- **ベトナム**：統合洪水管理計画の策定を支援した結果、フエ省及びクアンビン省において当面の防災投資省の統合洪水管理計画として承認された。さらにフエ省では、統合洪水管理計画の一部をなすダム統合管理を推進するため、無償資金協力の形成に向けた協力準備調査を実施した。
- **タイ**：チャオプラヤ川流域総合治水管理計画として提案された外郭環状放水路を、別途計画されている外郭環状道路と一体的に整備する計画策定を支援した。工業団地などの資産が集積するバンコクを洪水から防御するための計画であり、防災投資として高い効果が見込まれている。
- **バングラデシュ**：「災害リスク管理能力強化事業」を開始し、主に沿岸部で堤防等の生活インフラの復旧、復興支援等を実施し、被災後の災害リスク低減に貢献している。

ウ) 被災に備えた応急対応と復旧・復興への準備

- **エルサルバドル**：「災害復旧スタンドバイ借款」を供与し、災害時の復旧に必要な資金需要に迅速に対応する備えを行うとともに、実施中の技術協力、無償資金協力案件等の目標、成果をポリシーマトリックスに加えて進捗確認を行うことで、関係部局の能力強化や防災の主流化を促進している。

エ) 被害の再現を防ぐ「より良い復興 (Build Back Better、BBB)」の導入

- **ネパール**：2015年4月に発生したゴルカ大地震では、発災直後から復興ニーズの調査及びその結果を踏まえ、BBBのコンセプトに基づく住宅再建、学校再建等の支援に取り組んでいる。耐震基準を満たした再建住宅の技術仕様の提案や政府高官へのBBBコンセプトの説明が功を奏し、ネパール政府による再建住宅への補助金支給の基準として採用された(4月)。これを受け、同技術仕様の被災地での普及、必要な技術の習得のための啓発、研修等を展開した(2,000名以上の石工や6,500名以上の住民へ研修を実施)。また、学校再建においてもBBBのコンセプトに基づき教育省、ADBと協働して全50種の学校建築のプロトタイプを策定し、地震に強い学校建築の普及に貢献した。また、地震による土砂災害の現地踏査及び科学的解析を行ってハザードマップを作成し、災害リスクを考慮した土地利用を含む復興計画の策定を支援している。
- **エクアドル**：2016年4月の地震発生後、緊急援助として物資供与を行うとともに、6月に地震被災調査を実施した。同調査やセミナーを通じ、BBBのコンセプトを含む日本の知見を共有するとともに、地震と津波に強い街づくりに向け、BBBのコンセプトを踏まえて地震・津波被害の軽減や強靱

性を持った街づくりを支援する技術協力プロジェクトを形成し、2017年度から開始する予定である。

オ) 緊急援助からのシームレスな支援

- **派遣中の専門家との連携による緊急援助の実施**：スリランカ洪水（5月）、ミャンマー地震（8月）、インドネシア地震（12月）等において、現地派遣中の専門家から情報を得ることで迅速かつ正確に災害情報・支援ニーズを把握し、緊急支援を実施した。
- **ネパール**：ゴルカ大地震にて緊急援助活動を実施したシンドパルチョーク郡とグルカ郡をその後の復興支援の優先支援対象地として選定し、住宅再建支援、復興計画策定支援、クイックインパクトプロジェクトによる公共施設再建や農業を中心とした生計活動再建支援等をシームレスに展開した。また、カトマンズ盆地にて将来の地震災害リスクの把握・対策に向けた事業を実施している。
- **シームレスな支援の経験共有**：Aid & International Development Forum Asia Summit（6月）及び国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）アジア大洋州地域演習（7月）において、機構の国際緊急援助及び防災支援を発表し、発災前からの平時の備えの重要性、応急対応から復旧・復興へのシームレスな支援を通じた持続的な開発の経験を共有した。

② 気候変動への適応

ア) 気象・水文観測能力の強化

- **予警報及び訓練による減災効果**：ブータンで7月に豪雨で河川の水位が上昇した際、「氷河湖決壊洪水を含む洪水予警報能力向上プロジェクト」で供与した洪水警報システムが正常に作動し、機構が支援した事前訓練に従い住民が避難した。結果、被害が発生せず、政府より感謝状が発行された。
- **資金協力と技術協力の連携**：フィリピンでは無償資金協力により設置した洪水予警報システムの運用・維持管理手法の習得のために技術協力を実施した。また、スリランカでは無償資金協力によって設置した総合気象観測装置を用い、気象観測・予警報能力の強化を目的とした技術協力を実施する等、効果の拡大に向けた連携を行った。
- **アフガニスタン**：水文気象観測施設整備を進める世界銀行と連携し、水文気象観測や収集データ整備に係る能力強化支援を行っている。これまでの協力で、戦時中に失われた1979年からの約30年の水文気象データの復元を支援していることが今後のアフガニスタン国全土の水資源開発等の基礎になること、機構や事業関係者が複数の関係機関の連携を促進し成果を達成したこと等が認められ、大統領が議長「土地と水に関する最高評議会」にて、大統領等政府要人が列席する中表彰を受けた。また、水資源分野では機構が政府のPreferred Donorとして議論をリードしており、大統領が出席する第4回全国水資源会議（2017年3月）では、開発協力機関で唯一機構がスピーチの場を与えられる等のプレゼンスを確保している。加えて、カウンターパートをPEACEプロジェクト（No.4-1参照）と連携して研修し、復帰後にプロジェクトの推進役となることで、オーナーシップを重視した事業推進につながり、技術協力事業と留学制度を活用した人材育成事業の好循環が醸成された。

イ) 気候変動の影響を考慮した事業デザインの導入

- **気候変動の影響を考慮した事業デザイン**：インドネシアではムシ・ブランタス川で将来の気候変動が河川流量に及ぼす影響を評価し、水資源管理計画への反映を支援する予定である。
- **ASEANにおける取組**：ASEAN 10か国の災害リスク削減と気候変動適応の統合を推進するため、各国の取組状況の評価と優良事例の抽出・共有化を図る基礎情報収集・確認調査を開始した。

(2) 戦略的な取組

① 日本の経験、知見（ジャパンプランド）を用いた協力の実施

- **日本の知見を踏まえた協力**：災害多発国として日本が有する災害対策の経験・知見を用いた協力を実施している。2016年度は SATREPS を 11 件実施し、特にメキシコでは海底観測機材を設置し、東日本大震災の発生前と同様のデータを取得して地震の発生メカニズムを共同で研究している。メキシコでの研究結果を日本の南海トラフ地震対策にも活用する予定である。
- **気象衛星ひまわりの活用**：ひまわりの観測データを用いて、アジア・太平洋地域でより精度の高い気象観測・予報能力の強化に向けた協力を実施した。具体的には、フィジー、バヌアツ、ソロモンにてデータ受信機供与計画の策定と調達を行うとともに、ひまわり観測データの気象予報や衛星画像解析の活用について技術支援を実施し、観測・予報能力の向上につなげた。また、気象庁や世界気象機関が実施中の事業と連携することで、アジア・太平洋地域全体の能力向上に貢献した。
- **日本の海岸保全対策の知見をいかした協力**：日本の自然環境に配慮した海岸保全対策に係る知見をもとにした技術協力をセーシェル、モーリシャス、ツバルで実施した。ツバルで試行した環境に配慮した養浜工法を、他ドナー等と連携して大洋州各国への普及展開を図っている。また、課題別研修「島嶼国における持続性の高い海岸保全対策」を形成し、小島嶼地域である沖縄における自然条件に則した持続的な海岸保全の事例を 2017 年度より発信していく予定である。

② 他の開発機関、国際機関との連携による仙台防災枠組の推進

- **仙台防災枠組に対する貢献**：国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) が主催する仙台防災枠組 2015-2030 の 7 つのグローバルターゲットの指標・用語策定に係る政府間協議に継続して参画した。その中では日本が議論をリードしつつ指標の妥当性検討を支援し、17 か国と共に妥当性検討結果に基づき提案した結果、日本の提案した指標が全て盛り込まれ、2016 年 11 月の策定・合意に向けて貢献した。また、UNISDR が主催する「グローバルプラットフォーム（2017 年 5 月にメキシコで開催予定）」の 15 のワーキングセッションのうち 6 つの準備チームに参加し、日本の知見を発信している。
- **機構の経験の発信**：パラグアイで開催された「米州防災閣僚会議」において、UNISDR との調整のもと仙台防災枠組における日本の経験及び機構の防災協力を本会議で発信した（二国間援助機関では機構とドイツ国際協力公社 (GIZ) のみ）（6 月）。また 11 月にインドで開催された「アジア防災閣僚級会合」において、中央及び地方防災計画に係るセッションを主催し、インドネシア国家防災庁副長官及びモンゴル国家非常事態庁長官から機構の支援による成果が発表された。機構事業のカウンターパートの政府高官からの発表であり、被支援国の立場から機構事業の成果を発信することで、先方政府のオーナーシップの更なる醸成及び機構のプレゼンス向上に貢献した。
- **世界銀行との連携**：ハイレベルダイアログを通じて防災分野における連携を確認したほか、世界銀行が主催する各種セミナー等に登壇し、機構の知見の発信に努めた（5 月）。
- **災害統計グローバルセンターとの連携**：東北大学災害科学国際研究所と UNDP が連携して運営する災害統計グローバルセンター (GCDS : Global Center for Disaster Statistics) の会議、及びインドネシア、ミャンマーにおける調査に参加し、両機関が有する災害統計データの蓄積、分析や利活用に係る知見を活用して GCDS の協力方針の策定支援を行うとともに、機構事業を通して仙台防災枠組の指標モニタリングにも貢献している。また、GCDS との連携による研修事業を通じて開発途上国における災害統計の主流化に取り組んでおり、2016 年度は 5 コースを実施した。
- **ASEAN 防災委員会との連携**：ASEAN 防災委員会の枠組みの下、強靱な都市づくり、災害リスク削減と気候変動適応の統合に係る協力を実施している。また、ASEAN 防災委員会の予防と減災ワー

キンググループ会合を機構がホストし、同会合で機構の支援を発信した。

③ 国連で採択された「世界津波の日（11月5日）」と日本の経験の共有

- **世界津波の日**：中南米 5 か国より 19 名の中央防災機関の高官を招へいし、国土交通省主催の宮崎県細島港津波防災訓練に参加するとともに、内閣官房主催の「世界津波の日フォーラム」に登壇し、日本の協力により学んだ事例等を報告した。チリでは国土交通省との同時津波訓練を支援し、バルパライソ市にて 10 万人が参加する訓練を行った。インドネシア、ペルーでは津波防災セミナーを主催し、これまでの津波防災協力や日本の経験を共有するとともに、約 680 名が避難訓練に参加した。さらに、ニカラグア、トルコ、メキシコ等では津波防災イベントに参加し、日本の津波の経験を紹介した。
- **市民の理解促進に向けた取組**：津波防災での機構の取組に係る市民の理解促進に向け、地球ひろばにて公開セミナーを開催した。また地球ひろば及び JICA 関西で津波防災に係る写真展を開催した。
- **津波防災に係る協力**：SATREPS を含む技術協力 14 件の案件形成・実施を通じ、津波観測・伝達能力、研究能力の向上に寄与した。エクアドルでは、4 月に発生した大地震において、同国の各機関が技術協力プロジェクトにて作成した情報解析・伝達手順に基づき震源解析や津波予測を行った。

④ ジェンダーに配慮した防災

- 各国によるジェンダーと多様性の視点に立った防災計画の策定を支援するため、複数のアジア太平洋地域会合やアジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス等に参加し、ジェンダーと災害リスク削減にかかる機構の取組や課題を紹介し、具体的に取り組むべきアクションについて討論した。その結果、スリランカでは、災害時に救助の男性が駆け付けても女性が家から出てこなかったという課題に対応するため、災害管理省の職員が各集落に配置されている女性・子ども省のローカルスタッフに対して災害時の避難誘導研修を行うことが決定し、正式に予算化された。また、12 月に 6 か国から 17 名の行政官・市民団体関係者を招へいし、課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施した。さらに、同月に国際女性会議（WAW!2016）サイドイベントとして、国際シンポジウム「平和構築と災害リスク削減におけるジェンダー主流化の促進：女性の参画とリーダーシップ発現に向けて」を開催し、機構の取組を発信した（No.7-1 参照）。

3-3-2. 気候変動

(1) 具体的な成果

① 気候変動分野の人材育成

- 2014 年の国連気候サミットにおける日本政府の気候変動分野人材育成コミットメント達成への貢献に向け、1,600 人の人材を育成した。特にタイでは、東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクトの活動として、東南アジア諸国の関係者向けに、タイ政府、国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）事務局と連携し、「気候変動と持続的な開発」に係るセミナーを開催した。

② 二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）推進への貢献

- **インドネシアにおける JCM の推進**：「低炭素型開発のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プロジェクト」を通じ、インドネシア側の JCM 事務局の能力強化を支援した。クレジット発行に関するガイドラインや方法論策定等を支援した結果、過年度登録済みの 2 件について 5 月に史上初のクレジット発行がなされた。また 6 月及び 2 月に新規プロジェクトが各 1 件（計 2 件）新た

に登録された。また、2件の新規方法論と1件の改定方法論について承認された。

③ 開発途上国の「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)の作成・実施支援

- ベトナム：「国としての適切な緩和行動(NAMA: Nationally Appropriate Mitigation Action)策定及び実施支援プロジェクト」において、ベトナム政府が UNFCCC 事務局に提出した「国が決定する貢献」に記載されている43項目の温室効果ガス排出削減施策の実施に活用し得る技術オプション(本邦技術含む)の洗い出し、評価、優先度づけを行う調査を開始した。緩和施策の具体化・実施可能性の検討と関係省庁の理解促進・意識向上を通じ、ベトナムのNDCの実施促進に貢献している。

④ 気候変動の緩和への貢献

- エネルギー管理を通じた省エネルギーの推進(パキスタン、セルビア)：パキスタンでは、エネルギー消費が多い鋳造業や自動車部品製造業のモデル工場10社に省エネ技術指導を行い、実施可能なエネルギー管理効率モデル構築支援を行った。結果、モデル企業合計で年間約4,400,000MJ(1,222MWh、1,320万円相当)の消費エネルギーが削減された。優良な改善事例を其他企業にも紹介し、省エネ活動の有効性を発信した。また、セルビアでは、「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」の成果として、セルビア省エネルギー研修センターが開所した(10月)。
- 再生可能エネルギーを中心とした低炭素電源開発の推進：SDGsゴール7にも貢献するため、モンゴルにおける再生可能エネルギー分野で初の海外投融資ドル建て案件であるツェツィー風力発電事業、ケニア、インドネシア、中南米等地域における地熱開発事業、エジプトにおける大規模太陽光発電事業、ウズベキスタンやタンザニアにおける高効率ガス火力発電の活用促進といった取組により、低炭素電源の開発を一層推進した。(No.2-1「資源・エネルギー」参照)

(2) 戦略的な取組

① 日本政府の政策への貢献

ア) 日本政府が発表した「美しい星への行動2.0」への貢献

- 2つの柱のうちのひとつである「途上国支援」で掲げた気候変動対策支援拡充への貢献として、2016年度は27件(総額1.15兆円)の気候変動(緩和・適応)関連円借款を承諾した。うちインフラ整備型の緩和策案件8件による温室効果ガス削減効果推計値の合計は118.3万トン/年にのぼる。一例として、タイでは「バンコク大量輸送網整備事業(レッドライン)(III)」に係る円借款事業のL/Aに調印し、道路交通から都市鉄道交通へのモーダルシフト推進を支援した。

イ) 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第22回締約国会議(COP22)における発信

- 計8件のサイドイベントを国内外の機関と共催し、機構の気候変動対策支援への取組を発信した。うち1件では、機構が重点的に気候変動対策を支援してきたタイ、ベトナム、インドネシアから専門家と相手国政府カウンターパートが発表者/パネリストとして登壇し、NDCの実施に向けた各国の準備状況や課題を共有し、今後の対策を議論した。これにより、これら主要国におけるNDCの実施促進、域内協力の推進に貢献した。また、COP22で日本政府が発表した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」の事例として、機構の再生可能エネルギーの導入・電力システムの改善、インフラ整備によるレジリエンス強化、測定、報告及び検証(MRV: Measurement, Reporting and Verification)に係る人材育成及びグリーン成長に係る制度構築支援の取組を共有し、日本の気候変動対策に係る開発途上国支援の実績を発信した。

ウ) 気候変動の影響に関する損失・被害（ロス&ダメージ）のためのワルシャワ国際メカニズム（WIM¹）への貢献

- 日本を代表するメンバーとして WIM 執行委員会（Executive Committee）の会合に 3 回出席し、機構の防災分野の知見を基に WIM の政策策定、実施運営に貢献した。

② 気候変動影響に特に脆弱な小島嶼国への支援拡充

ア) 大洋州島嶼国における気候変動人材育成の拠点整備

- サモアに拠点を置く太平洋地域環境計画事務局（SPREP）内に、大洋州地域における気候変動分野人材育成等の拠点として太平洋気候変動センターを建設する無償資金協力の G/A が締結された（2017 年 2 月）。

イ) 小島嶼国の適応能力強化支援

- 「21 世紀のための日・シンガポール・パートナーシッププログラム」（JSPP21）の下、8 月に第三国研修「小島嶼国向け気候変動適応戦略」をシンガポールで実施した。機構からは SPREP に派遣中の大洋州気候変動アドバイザーを講師として派遣し、大洋州各国の間で関心が特に高い緑の気候基金（Green Climate Fund）等の国際気候資金の動向に関する講義を新たに追加した。

3-3-3. 自然環境

(1) 具体的な成果

① 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+²）

ア) 森林政策・REDD+制度構築

- **森林政策・REDD+行動計画の策定・実施支援**：国家政策上の調整を踏まえた森林政策及び REDD+実施のための枠組みに相当する国家 REDD+戦略／ロードマップ、準国レベル REDD+行動計画等の策定・実施を 13 か国で支援した。
- **JCM に係る側面支援**：日本の気候変動への貢献策である JCM について、インドネシア、ラオス及びカンボジアにおいて民間事業者と中央省庁や援助機関との橋渡し等の側面支援を行うとともに、将来のクレジット需要を見込み 4 か国で排出削減のポテンシャル調査を行った。また、環境省と連携してアジア 6 か国の行政官を本邦に招へいし、「グリーン経済開発による REDD+の推進」をシンポジウムにて共有し、UNFCCC の COP22 でも同様の発信を行った。また、日刊工業新聞社と連携し、民間企業の参加を促進するための連携イベント「地球温暖化対策と途上国の森林保全（REDD+）～日本企業のビジネスチャンスとは～」を開催した。
- **REDD+支援による効果**：ベトナム「持続的自然資源管理プロジェクト」により省レベルの REDD+の作成を支援したことで、省レベルの REDD+アクションプランの策定が進み、2016 年度末までに 5 省で策定が進むとともに、資金面では円借款及び世界銀行との連携につながった。また、インドネシア西カリマンタン州では州レベルの F-REL（森林からの参照排出レベル）を開発した。

イ) 森林資源情報整備

- **MRV 体制整備**：気候変動枠組条約における REDD+の技術要件を踏まえ、国家森林情報システムお

¹ Warsaw International Mechanism for Loss and Damage associated with Climate Change Impacts

² 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries (REDD)」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したものの。

よび温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証（MRV）に関し、国家森林情報システムの整備やMRVの体制構築等を10か国で支援した。特にベトナムでは、現場の森林官向けにタブレット端末を利用した森林モニタリングシステム（アプリ）を開発し、現場でのデータ入力を迅速化することで、森林管理業務が改善するとともに、同システムが15省で導入された。

- **森林モニタリングシステムの標準化**：事業の効率化や質の向上、機構のプロジェクトと課題別研修の連携強化のために、コンサルタント業界、研究機関、大学等研修員受入先等と公開勉強会を3回開催し、機構事業で支援する森林モニタリングシステムの標準化に向けて作業した。

ウ) 違法伐採広域監視（宇宙航空研究開発機構との連携）

- **JJ-FASTの開発とデータ公開**：効率的な違法伐採監視に向け、4月にJAXAと協定を締結し、日本の地球観測衛星「だいち2号」のレーダー画像を利用した「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム」（略称：JJ-FAST）の開発に着手し、11月にアマゾン地域、12月からアフリカ地域（一部）のデータを公開した。これらをUNFCCCのCOP22にて発信した結果、レーダー画像であるため雲が多い熱帯地域でも通年監視が可能となるうえ、携帯端末で簡単に森林変化が見られる革新的なシステムには開発途上国や国際機関等の注目を集め、メディアでも多数報道された。
- **JJ-FASTの普及**：TICAD VI サイドイベント（8月）やペルーでのアマゾン諸国を招へいたセミナー（12月）を通じ同システムを普及するとともに、違法伐採対策の強化に向け情報共有を行った。

オ) 官民プラットフォームの活動実施

- **森から世界を変える REDD+プラットフォーム**：分科会、セミナー、シンポジウム等の開催を通じてREDD+に関する国際的動向や各機関の取組を共有するとともに、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークキング・サービス等を通じてREDD+情報を日本国内へ発信している。2016年度は、セミナー・シンポジウムを9回開催し、合計1700名以上が参加し、REDD+に関する情報を共有した。このような情報発信に努めた結果、加盟団体数は84（設立時44）と倍増した。また、REDD+特派員を公募・4名選抜の上、インドネシア現地視察を行った他、ソーシャルネットワークやイベント等を通じてREDD+の理解を向上した。

② 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Solutions for Disaster Risk Reduction）

- Eco-DRR について、経済評価等を通じこれまでの実績や効果、Eco-DRR 実施上の留意点を整理したハンドブックを作成するとともに、新たな事業をマケドニア、イランで形成した。

ア) 住民参加型森林管理による流域管理の強化

- ホンジュラス、パラグアイにおいて、現地電力会社が保有するダム流域管理を強化するための技術協力を行った。ホンジュラスでは、流域管理に係る普及手法ガイドラインが作成され、今後同国内の3つの水力発電所でも同ガイドラインが活用されることが見込まれている。

イ) 森林火災対策

- インドネシアでコミュニティレベルの森林・泥炭火災予防や泥炭地の管理強化の支援を開始した。インドネシアの森林火災については、多くの民間企業がビジネスチャンスを探っており機構の民間連携事業にも多くの応募があることから、公開報告会を実施して関係者と情報を広く共有した。

③ 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

- **アフリカの貧困撲滅・平和と安定のための砂漠化対処イニシアティブ**：TICAD VI において、UNCCD、

ケニア政府、セネガル政府と共同で、サヘル・アフリカの角地域の国々の経験・知見共有、ネットワーク強化、資金へのアクセス改善などを目的とした「サヘル・アフリカの角砂漠化対処・レジリエンス強化イニシアティブ」サイドイベントを開催し、170名以上が参加してイニシアティブが発足した。また、これを受け、2月には同イニシアティブを通じてアフリカの貧困撲滅と世界の安定化に向けた取組を加速するため、UNCCD 事務局長と機構理事による共同声明を発表した（NHKでも放映）。2月にケニア、3月にセネガルで地域会合を実施し、参加国がアクションプランを作成した。今後、FAO や地球環境ファシリティ（GEF）等のパートナーと協働し、関係者のネットワークの構築、優良事例の共有、GEF や GCF 等の開発資金の獲得等に向けて連携策の具体化と開発途上国の取組の支援を行っていく予定である。

④ 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

- **海域保全の促進**：生物多様性条約 COP13 において、UNEP 等とサイドイベント”Ecosystem Approach in the ROPME Sea Area”を共催し、ペルシャ湾での海洋環境保全への貢献について発信した。
- **湿地保全と農業開発の両立**：ウガンダ「湿地保全プロジェクト」を通じて農業開発と湿地保全の両立が図られ、湿地の賢明な利用モデルが構築、推進された。同事例は上記 COP13 でも発信され、ラムサール条約と生物多様性条約双方に貢献するものとして両条約事務局から評価された。

(2) 戦略的な取組

- **地域協力の促進**：中米統合機構（SICA）の地域協力に関する基礎情報収集調査を行い、広域プロジェクトの形成を支援した。その他、中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）、南部アフリカ経済共同体（SADC）、湾岸海洋環境保護機構（ROPME）との地域協力を継続して実施している。これらの取組を通じ、地域における機構のプレゼンスを向上させるとともに、セミナー等の共催等を通じ地域機関加盟国間の交流促進に貢献している。
- **寄附金受入れによる相乗効果**：ブラジルで実施中の「”フィールドミュージアム”構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト」に関し、伊藤忠商事より受け入れた寄附金によりアマゾン熱帯林の研究拠点の関連施設を整備することとした。これによるプロジェクト成果の拡大が見込まれる。

3-3-4. 環境管理（都市環境改善）

(1) 具体的な成果

① 廃棄物管理能力の向上

ア) 統合的廃棄物管理・3Rに関する基本方針の検討と発信

- **ポジションペーパーの策定／改訂**：支援対象国・地域の廃棄物管理の発展段階をより意識し、実状・ニーズに応じた適切な案件形成・実施を進め、統合的廃棄物管理や3R（Reduce, Reuse, Recycle）体制の構築を推進した。特に、SDG ゴール 12（持続可能な消費と生産のパターン確保）の取組に向けたポジションペーパーを新規作成し、廃棄物協力に係るポジションペーパーを改訂した。また、「日本の強み」を発信できるよう、紹介事例の更新と教訓の反映を行った。
- **TICAD VI における発信**：TICAD VI のサイドイベントとして「アフリカ廃棄物管理セミナー」を UNEP、UN-HABITAT、ケニア/ナイロビ郡、環境省と共催した。アフリカ 9 か国の廃棄物担当行政官及びケニア、南スーダン、スーダンの首長、高官のほか、環境副大臣や横浜市長など 180 名以上の参加があり、アフリカの廃棄物問題と SDGs 対応に必要な取組にかかる意識喚起、アフリカ諸国－国際援助機関－日本関係機関自治体間の協力ネットワーク化などの成果があった。この結果を基にアフリカ 24 か国、UNEP、UN-HABITAT、アフリカ地域持続可能な開発目標センター（Sustainable

Development Goals Center for Africa)、環境省、横浜市が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」の立ち上げに向けた準備を行い、2017年4月の正式発足に主導的な役割を果たした。今後、このプラットフォームの下、フォローアップとして廃棄物管理分野のSDGs達成に向けた地域的な協力を継続して取り組む予定。

イ) 公衆衛生の改善

- **スーダン**: 無償資金協力による収集施設整備(収集車両及び整備工場)と廃棄物収集に係る技術協力を一体的に行うことにより、首都の廃棄物収集率が約65%から約80%に改善した。また、同国で広く親しまれている日本のサッカー漫画「キャプテン翼」のステッカーを収集車に貼ることで収集車両のプレゼンスを向上させ、ゴミ収集の必要性を市民に啓発した。さらに、住民組織への啓発活動によりゴミの定時定点収集への協力を促したことで収集効率が向上した。加えて、中継基地や最終処分場で廃棄物量を記録し、ゴミの収集・埋立量を正確に把握することで、廃棄物管理計画全体の見直しが可能になった。
- **モザンビーク**: マプト市において、廃棄物課題の分析、収集・運搬、財務管理の各能力向上に加え、3Rの導入支援を実施した。その結果、不法投棄等問題の通報・改善システムが確立され、収集漏れや不法投棄等が減り収集率が向上した。料金徴収においては料金の見直しや大規模排出者の事業者のデータベース管理による徴収の徹底により体制が改善され、徴収率が約6倍改善した。

ウ) 環境負荷の低減・汚染防止

- **パレスチナ**: ヨルダン川西岸地区の廃棄物管理能力向上のため、東京都等の事例を参考に、小規模自治体の共同体による廃棄物管理体制の強化のための計画策定を支援している。地方自治庁長官らの本邦招へい等を通じ、廃棄物管理に係る理解を深めたことで国家廃棄物管理戦略の改訂につながり、2017年上半期に正式認可される見込みである。また、共同自治体が法的に位置付けられ、行政法人格を有し計画策定・実施・財政権限を担うこととなった。さらに、ジェリコ市では支援の結果、ごみの再資源化制度が導入され、パイロット事業として再資源化が促進されるとともに、今後制度の地域が拡大する予定である。
- **ドミニカ共和国**: 中央政府による自治体向け統合的廃棄物管理計画策定に係る指針やガイドライン、マニュアルの作成や廃棄物管理に係る人材育成、中央政府と地方自治体の廃棄物管理体制の構築を支援した。その結果、モデル自治体における総合廃棄物管理計画作成が進み、国全体での管理体制の基盤が形成されるとともに、モデル自治体の1つでは、同自治体の市長のイニシアティブにより、複数の地方自治体による効率的な廃棄物管理を目的とした自治体連合が形成された。

エ) 3R (Reduce, Reuse, Recycle) を通じた循環型社会の構築

- **インドネシア**: 「3R及び廃棄物適正管理のためのキャパシティ・ディベロップメント支援プロジェクト」では、政省令案や市条例案の策定支援、廃棄物量/組成データ管理システムの構築、アクションプランの策定を支援した。同国では「廃棄物管理法」の運用に必要な政省令、地方条例(市条例等)が十分に成立しておらず、内容の整合性が図られていなかったが、中央・地方政府の相互連携と理解を促進し、必要となる政令・条例案を作成することで、廃棄物管理の責務を担う関係機関の廃棄物管理政策・戦略策定能力の強化に寄与した。
- **大洋州**: 大洋州11か国を対象とした「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト(J-PRISM)フェーズ1」では、地域や対象各国の廃棄物の優先課題への対処を通じ、大洋州島嶼国の廃棄物管理に係る人材育成と制度基盤を強化してきた。その結果、新たな戦略(Cleaner Pacific 2025)が策定

されるとともに、収集、最終処分、3R など廃棄物管理の特定分野のローカル専門家が育成され、地域の特性に準じた各国の廃棄物管理担当官を対象とした実践的な廃棄物管理ガイドブック等も作成された。各国で廃棄物管理に係る政策や計画策定、自治体レベルの収集運搬・最終処分場の改善、容器デポジット制度やリサイクルの促進、環境教育の普及・拡大等の成果が発現した。

- **マレーシア**：「E-waste 管理制度構築支援プロジェクト」では、廃電気・電子機器廃棄物（E-waste）のインベントリ調査結果に基づくベースライン・インベントリを構築した。9月に回収、リサイクル、レポート、料金設定・収集に係るガイドラインの第一案を作成し、意見聴取や合意形成に向けたワークショップを開催した。4つのガイドライン案の実効性の検証に向けたパイロットプロジェクトを実施しており、同ガイドライン案の天然資源環境省環境局（DOE）による最終承認を通じて、2018年に施行予定の「E-waste 管理規則」に同内容が盛り込まれる見込みである。

② 水環境管理能力の向上

- **カンボジア**：「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」を通じ、下水道の整備が遅れている同都での整備推進の鍵となる、雨水/排水マスタープランが策定された。同マスタープランでは、将来的な人口密度や経済成長予測等をもとに下水処理場整備地区と浄化槽を含む分散型污水处理施設整備地区を提案するとともに、早期に下水処理場の整備が必要な区域に関して、国土交通省、北九州市からの助言に基づき下水処理施設に係る日本の技術の活用可能性も検討しながらプレ F/S を実施した。また、同プロジェクトを通じて国土交通省－カンボジア公共事業運輸省間の覚書締結に間接的に貢献した。
- **ベトナム**：「下水道計画・実施能力強化支援プロジェクト」では、ニーズ調査を基に下水道行政機関の研修・事業実施支援・研究開発に係る機能の整理と運営計画を策定した。また人材育成と適正技術開発を進めるため、日本の下水道事業団をモデルとした組織・制度づくりが着手された。
- **スリランカ**：「下水道セクター開発計画策定プロジェクト」では、都市化と水需要の増加により増加する未処理排水による水環境汚染を改善するため、全国 79 都市のうち下水処理施設整備の緊急性の高い都市の優先順位付けと、優先 5 都市における都市下水道マスタープラン策定を支援した。
- **パレスチナ**：「ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト」では、終了時評価の提言事項の実施と効果発現のためプロジェクトを 10 か月間延長し、各戸接続の促進と徴収率向上への取組を継続した結果、パレスチナ側による予算の拡充にもつながり、各戸接続数が大幅に改善された。

③ 大気汚染管理能力の向上

- **中国**：「オゾン及び微小粒子状物質（PM2.5）抑制のための計画策定能力向上プロジェクト」では、本邦研修を通じて、日本の大気汚染対策に係る法体系や排出規制、車両等の移動発生源に焦点を当てたインベントリ整備・モニタリング等を紹介するとともに、企業における対策現場の視察を通じ、PM2.5 の対策に係る知見を深めた。
- **モンゴル**：「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ 2」を通じて、大気汚染状況の情報公開や、排出源における測定、監査、指導及びデータ管理等を支援し、関係機関の大気汚染対策能力強化に貢献した。先方政府は予算が厳しい中ボイラー等の排ガスモニタリングを継続し、今後の対策の基礎となるデータが収集された。

④ 持続可能な経済社会システム・低炭素化社会構築のための仕組みづくり

- **タイ**：「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力向上プロジェクト」では、タイ国家温室効果ガス管理機構（TGO）による気候変動国際研修センター（CITC）設立と、タイ国内や東南アジア諸国向

けの研修実施を支援した。本邦研修を通じ、TGO 職員は低炭素社会構築及び気候変動に強靱な社会づくりに関する日本での取組を学ぶとともに、本邦関係機関との将来的な協力や連携のため意見交換し、CITC の持続的な運営や今後の研修の方向性を含む戦略策定に活用可能な知見を得た。

- **ベトナム**：「クアンニン省ハロン湾地域のグリーン成長推進プロジェクト」では、グリーン成長実現に資する政策枠組みと優先アクションプランの実施に向け、産官学民を挙げて琵琶湖を環境保全と地域経済の成長の核と位置付けた滋賀県の「琵琶湖モデル」を参考に、案件を開始した。

(2) 戦略的な取組

① 日本の技術・ノウハウを活用した協力の推進、自治体・民間の技術・ノウハウの活用及び連携強化

- **下水道技術**：ベトナム・ホーチミン市では、大阪市職員から地方自治体の有する管渠維持管理マネジメント等に関する助言等を得つつ、下水道管路更生工法を用いた老朽下水管の修復を行う無償資金協力事業の協力準備調査を開始した。「パナマ首都圏下水道事業運営改善プロジェクト」では、案件形成時より横浜市と連携し、同市が持つ下水処理施設、アセットマネジメント等に関する知見を案件計画に反映させたほか、同市が国交省とともに水・環境インフラに関する技術・政策を海外に発信する目的で整備した水・環境ソリューションハブを活用した本邦研修の受入や、専門家の活動への助言等を得た。カンボジア「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」において、一般財団法人北九州上下水道協会から専門家が派遣され、自治体の持つ下水道技術がマスタープランの策定に反映された。これがきっかけとなり、2016年3月には北九州市－プノンペン都の姉妹都市協定が締結され、北九州市－プノンペン都公共事業運輸局間でも包括連携協定が締結された（2017年2月）。フィリピンでは、自治体連携無償「メトロセブ汚泥処理施設建設計画」の協力準備調査の実施に向けた現地調査に横浜市が参画し、急速に発展拡大した都市における生活排水処理や汚泥処理に係る横浜市の経験に基づく助言等を得た。（No.8-3 参照）
- **廃棄物処理技術**：鹿児島県志布志市が実施主体の草の根技術協力事業「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」では、焼却炉を所有しない自治体として取り組んでいる徹底的な分別による廃棄物減量化を推進し、大洋州地域で実施中の「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」と連携した。特に、バヌアツのルーガンビル市の市場における有機ゴミコンポストに対して志布志市のノウハウを用いた指導を行い、運営維持管理が適切に実施されるに至った。
- **気候変動対策**：「バンコク都気候変動マスタープラン 2013－2023 実施能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査に横浜市が参画し、部署横断的な体制の構築等の好事例の紹介等の支援を得た。

3－3－5. 食料安全保障

(1) 具体的な成果

① サブサハラ・アフリカ地域全体での米増産に向けた取組

- **CARD における米増産目標への貢献**：2008年に機構が主導して立ち上げたアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）イニシアティブは、サブサハラ・アフリカ地域全体で米の増産（2008年前後のベース1,400万トンから2018年の2,800万トンへ倍増）を目標としている。2016年度も引き続き目標達成に向け支援を継続するとともに、2018年のCARDターゲット年を前に、CARDの取組の成果と今後のサブサハラ・アフリカにおけるコメ分野の支援の方向性を見出すための終了時レビューの準備を行った。
- **CARDの振興に向けた研修**：83人に対して本邦研修を実施し、年度計画の目標値を達成した。
- **TICAD VI における発信**：「CARDの進捗と今後のアフリカにおけるコメの開発」をテーマにサイ

ドイベントを開催し、機構研究所と共同研究を行った神戸大学の塚教授より、萌芽しつつあるアフリカにおける Green Revolution 等について紹介した。また、機構からのインプットを元に「農民 6 万人及び普及員 2,500 人に稲作技術の普及」を行うことが TICAD VI 支援策に盛り込まれた。

- **米増産に係る協力成果**：ケニア「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト」を通じ、稲作を中心とした営農体系を提案、灌漑水管理のガイドラインの整備と普及を行った結果、中心農家の所得が 136%増加した。筑波で実施した CARD 研修には 13 か国 26 名が参加し、稲作関連技術等の研修に加えて他国の国家稲作開発戦略の実施状況や課題等の事例からも学びを得て、国家稲作開発戦略の実施促進や関連技術分野の問題解決に向けたアクションプランを作成した。

② 気候変動に対応した持続可能な農業の推進

- **灌漑の適切な維持管理に向けた協力**：効率的な水利用および灌漑施設の適切な維持管理を促進する 5 件の技術協力プロジェクト、3 名の政策アドバイザー専門家、1 件の国別研修を実施・開始した。特に、ザンビアでの技術協力プロジェクトが支援した農家では、自らが建設する簡易堰による灌漑の結果、非灌漑地区に比べて、作付面積、農業産出額、農業所得の改善が確認された。
- **レジリエンスの向上**：気候変動に対する農民の対処能力の向上に向け、ケニアにおいて気候変動に対する牧畜コミュニティのレジリエンス向上を図る技術協力プロジェクト 1 件を開始した。また、エチオピアにおいてインデックス型農業保険の導入を図る技術協力プロジェクトを形成した。また、気候変動に伴いアフリカで近年頻発する干ばつに対する機構の対応方針の検討を開始した。

③ 海洋資源の保全と持続可能な利用

ア) 沿岸漁業の水産資源管理

- **水産資源の持続的利用に向けた支援**：沿岸の水産資源の持続的利用の仕組みを構築するため、日本の経験に基づき漁民と行政の共同管理方式を活用した協力を実施している。また、SDGs ゴール 14 の達成に向け、最大持続生産量レベルの推定や違法・無報告・無規制漁業 (IUU: Illegal, Unreported and Unregulated fishing) 対策も支援した。
- **カリブ地域**：カリブ地域 6 か国では、漁民組織形成、操業の資格及びルール of 合意形成や漁獲情報の収集等浮漁礁漁業の共同管理を支援し、グレナダでは 9 割の漁船の参加が得られた。
- **チュニジア**：沿岸資源の保全管理のための魚礁の設置、水産資源／生態系、漁業操業、社会経済に関する情報の地理情報システム (GIS) への統合と、魚礁で困った漁場の漁民による共同管理を支援した。同漁民の資源管理への参加意識と現状の問題への認識が向上し、行政も参加する関係者の委員会で沿岸水産資源管理計画が合意、実施されている。また、支援した 7 か所全てで半数以上の漁民が共同管理手法に参加し、現在も漁民組織を中心に実施されている。
- **パヌアツ**：大洋州地域において開発や乱獲、気候変動等により状況が悪化している沿岸資源の適切な管理に向け、これまで 2 期の協力を通じて確立してきたコミュニティベースによる代替生計向上手段の確保支援を包含した統合的沿岸資源管理アプローチのモデルを体系化した。同国全土への普及に加え、近隣のメラネシアや大洋州諸国への導入に向けて第 3 期の協力を開始した。
- **モロッコ**：気候変動や海洋汚染により漁獲量が不安定な状況下、水産業が重要産業である同国の水産資源調査の精度の向上を目指して、日本の技術を活用した調査船を建造する円借款「海洋・漁業調査船建造事業」の L/A に調印した (1 月)。
- **東ティモール**：優良な漁場を有するものの密漁による被害が大きいという課題を受け、IUU 漁業対策の政策担当者向けの研修を行い、法規、組織、取締りの方法及び装備等、日本の事例を共有した。

IUU 漁業対策の全体を政策担当者が理解し、取るべき対策の検討の着手につながった。

イ) 内水面養殖の振興

- ・ 貧困層の生計向上・栄養改善のために、カンボジアでの技術協力で成果が確認された農民（養魚家）同士で技術の普及を図る「農民間普及方式」による内水面養殖を支援している。ミャンマーでは、2014 年から累計 488 人の農家に種苗を配布し、2016 年度の生産量は約 25 トン増加した。さらに、同方式をアフリカ地域でも普及するため、ベナンとコートジボアールでも協力を開始した。

ウ) 養殖業の持続性向上のための研究開発

- ・ 近年急速に生産量が増加している養殖業の持続性を向上させるために先進的な知見を有する大学と連携し、開発途上国での養殖技術の研究開発を支援している。タイで実施している SATREPS では、バイオテクノロジー技術を活用した育種技術、感染症防除技術、低魚粉餌料の研究開発を行い、同プロジェクトで開発されたエビ類の魚病の診断法は、同国で広く利用されるとともに、2016 年 9 月には国際獣疫事務局で標準的な診断法として採用された。

(2) 戦略的な取組

① 大学等研究機関との連携による革新的技術の導入

ア) 衛星画像を活用した事業効果指標の収集・推定方法の開発

- ・ 衛星データを用いた稲作灌漑面積や作物歴などの事業効果指数の推定を目的とした調査研究を JAXA と連携しつつ実施した。その調査過程を踏まえて衛星画像を用いた事業効果指標の収集・推定方法を一般化した。今後、一般化した指標収集・推定方法を活用し、衛星画像を用いて高い精度で労力の少ない指標測定を技術協力プロジェクトに取り入れていく見込みである。

② 機構のアプローチの有効性の実証と国際社会への発信

- ・ セラード開発に係るインパクト調査研究：ブラジルにおけるセラード開発の社会経済インパクト調査研究を通じて日伯双方の有識者のペーパーを取りまとめた。今後、書籍化する見込みである。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項> 防災分野において、仙台行動枠組 2015-2030 の実施に向けた防災の主流化を引き続き推進する等、各分野別の政策に沿った案件形成、実施に向けた取組を期待する。

<対応>

仙台防災枠組 2015-2030 の優先行動の 4 本柱（①災害リスク理解、②災害リスクガバナンス、③防災投資、④より良い復興）に貢献する事業の実施と案件形成に取り組んだ。また、日本政府による「仙台防災協カイニシアティブ」に掲げられた 4 万人の人材育成に貢献するため、国内外で技術協力を展開した。他にも、気候変動分野では日本政府のコミットメントである「美しい星への行動 2.0」に関連する協力、森林分野では JAXA と連携した衛星による森林伐採監視システムの導入や REDD+ の推進、環境管理分野では下水道や廃棄物管理で日本の地方自治体と連携した協力、食料安全保障分野ではアフリカにおける食料増産や気候変動に対応したインデックス型農業保険の導入等、日本政府の政策に沿って日本の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.4	平和の構築
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、国家安全保障戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
平和構築支援を展開した国数			40	32	39	40	41
②主要なインプット情報（注）			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
技術協力（億円）			153	140	130	170	153
有償資金協力（億円）			770	755	202	2,769	1,291
無償資金協力（億円）			362	132	286	207	178

（注）技術協力は当該年度の支出実績、有償資金協力、無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p>
<p>中期計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容につき省略）</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるという機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。
<p>年度計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>（二）平和の構築</p> <p>① 信頼される政府を目指した政府の基礎的能力の構築を念頭に、公正性、透明性、女性や少数民族等社会的弱者への配慮を含む包摂性等を重視しつつ、地方行政能力の向上や社会資本の復興等に向けた支援を行う。なお、アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等治安や政情等により事業実施の難易度が高い国においても、研修事業や国際機関・第三国との連携等、機構の有する援助手法及びネットワークを通じた創意工夫により、政府職員等の能力向上を図る。</p> <p>② 強靱な社会の形成を目指した社会統合・エンパワメントを念頭に、コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援等を行う。</p> <p>③ 難民の流入による影響を受けている国・地域の負荷軽減支援を行う。特に、国際情勢を注視しつつシリア周辺国が難民に対応するための支援を行うほか、ザンビア等の長期化した難民の現地統合に向けた支援を行う。</p> <p>④ 国連安保理決議 1325 号に基づく行動計画のモニタリング等の分析を踏まえ、紛争影響地域での支援におけるより適切なジェンダー配慮に必要な情報の抽出、取組強化にむけた検討を行う。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>指標 4-1 平和構築への取組状況</p> <p>（定性的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等における地方行政能力の

向上や社会資本の復興に向けた支援の実施

- ・コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援の実施
- ・シリア難民対応の事業、難民の現地統合その他の取組に係る支援の実施

3-2. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、政府の基礎的能力の構築、コミュニティレベルでの生計向上支援、難民対応支援を行い、開発協力大綱が掲げる平和で安定な社会の実現に貢献した。その際、政府の基礎的能力の向上や社会資本の復興（アフガニスタン PEACE 等）、政府に対する信頼の醸成や異なる民族間での関係改善（フィリピン・ミンダナオ、コソボ等）、渡航制限下での事業の継続（南スーダン、ソマリア等）、各地での難民対応支援（シリア難民、ヨルダン政府のスクーク債発行の IFN Deals of the Year 受賞）等の観点から、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 政府の基礎的能力の構築

1-1. 信頼される政府を目指した政府の基礎的能力の構築に向け、アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等において地方行政能力の向上や社会資本の復興を支援した。

- アフガニスタン中核人材育成支援の PEACE プロジェクトは、目標 500 名を上回る 514 名の受入を実現、帰国研修員の 88% が政府に復職、国家計画策定等に関わる人材を輩出している。
- ソマリアでは国内での事業展開が治安情勢上難しいため、国際機関（FAO）と連携して研修員を選定しつつ、ケニア、タンザニアにおける職業訓練分野（建築、水産）の人材育成パイロット事業を実施した。

1-2. 行政の能力強化において公平性、透明性、包摂性にも留意して事業を実施した。コートジボワールでは異なる背景を持つ住民の参加と包摂性に配慮したインフラ整備を通じ、住民間の関係改善につながる仕組みを例示したところ、同国政府機関や住民からもその有効性が評価され、継続・定着に向けた追加支援を強く要請された。

- シエラレオネの地方開発支援ではエボラ出血熱で停滞した地方開発事業の再興を支援し、パイロットプロジェクトの選定基準を設けることで、行政プロセスの効率化と透明性の向上に貢献した。
- ウガンダの地方行政能力向上支援では社会的弱者の状況を把握するための調査を実施し、今後のパイロットプロジェクトの選定において活用して包摂性への配慮を強化する予定。
- パレスチナでは、インフラの劣化等が著しい難民キャンプにおいて、幅広い住民の参加を得て透明性を確保しながら行う生活環境改善プロジェクトに着手した。

1-3. 本邦関係者の渡航に制限のあるアフガニスタン、ソマリア、マリ、南スーダン等においては、現地で活動する国際機関と連携しつつ、本邦や第三国での研修を活用しながら事業を継続して開発効果の確保に努めた。

- ソマリアでは、FAO と連携し研修員を選定し、第三国での人材育成パイロット事業を実施した。
- 南スーダンでは、日本人所員が治安上退避せざるを得なくなり、事業実施の難易度が上昇したが、ナショナルスタッフにより本邦研修や第三国研修を継続的に実施した。

1-4. 治安維持能力強化については、フィリピンやスリランカにおいて巡視艇等を供与するとともに研修事業等により人材育成を行い、海上保安能力向上に貢献した。またカンボジア地雷除去センター（CMAC）においてイラク向け研修を開始、さらに今後のコロンビアにおける地雷除去に向け、コロンビア側実施機関と CMAC 間でのネットワークを強化し、今後の支援につなげた。

2. コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援

- コミュニティレベルの生計向上について、フィリピン・ミンダナオでは先方実施機関の能力向上支援がその後の自主的な農業・農村開発の技術の普及につながるとともに、元戦闘員や女性等にも平和の配当が受けられる状況を構築し、社会の安定化に貢献した。
- コソボでは、政治レベルで緊張関係にある二つの民族を同時にコミュニティ開発のための本邦研修に参加させることなどを通じ、研修からの帰国後の民族間の関係改善にも寄与した。

3. 難民対応支援

シリア難民の受入国であるヨルダン、トルコ、レバノンに対する負荷軽減のための支援や、社会的弱者を対象とした支援を実施した。ザンビアでは UNHCR、UNDP が支援しザンビア政府が進める元難民（アンゴラ、ルワンダ）の現地統合（定住）プロセスへの支援を開始した。また、ウガンダに多数流入している南スーダン難民への対応準備を行った。

- 世界人道サミットで人道と開発の連携に係る発信を行った結果、G7 伊勢志摩首脳宣言や9月の「難民及び移民に関する国連サミット」で採択されたニューヨーク宣言にもその考え方が反映された。
- ヨルダンにおけるスクーク債発行への支援が評価され、同債券が IFN Deals of the Year を受賞した。
- ヨルダンの難民ホスト・コミュニティ支援として、世界銀行グローバル譲許的資金ファシリティとの連携による緊急医療支援に係る無償資金協力を形成、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）及び EU による支援が決定された。
- シリア復興を担う人材育成のためのシリア難民向け本邦受入プログラムを国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と共同しつつ準備を進め、募集を開始した。
- ウガンダ北部における南スーダン難民の流入状況への対応として、基礎的な情報の把握、新規案件形成の準備に取り組んだ。

4. 紛争影響地域での支援におけるより適切なジェンダー配慮に必要な情報の抽出、取組強化

アフリカにおける国連安保理決議 1325 号に基づく取組を促進する重要性を TICAD VI のサイドイベントで国際社会に発信した。また、コートジボワールやフィリピン・ミンダナオ、コソボ等の事業で女性の事業への参画を促進した。個別事業では社会調査等を通じて女性を含む社会的脆弱層の状況を確認している他、地域開発のステークホルダーとしての女性グループの同定等に努めた。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、引き続き社会、人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関の能力強化等を支援すべく、着実な事業形成と実施を行う。また、難民関連事業についてはシリア周辺国への支援に加え、2016 年度後半に急激に増加した南スーダン難民に関し、最も流入人口の多いウガンダ北部での支援展開に向け、案件形成のための基礎調査の実施、UNHCR 等の国際機関との連携に取り組む。

3-3. 業務実績

No.4-1 平和構築への取組状況

1. 具体的な成果

(1) (信頼される政府を目指した) 政府の基礎的能力の構築

① 紛争影響国における行政の能力強化

- コートジボワール:「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」は「社会インフラ整備事業の実施を通じて紛争影響コミュニティにおける住民の関係が強化される」とのプロジェクト目標をほぼ達成して終了した(6月)。インフラ整備事業に当たり、行政と住民が民族や宗教の違いを超えたプラットフォームを作り、合意形成を行うことで行政と住民間の関係強化に寄与した。また、「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト

ト」についても最終セミナーを実施し、各カウンターパートによる今後のアクションプランを全体会合にて共有した（2017年2月）。9月に実施した終了時評価では、ニーズとデータに基づく客観的かつ透明性のある計画策定への取組や、パイロットプロジェクトを通じた学校・給水施設の設置等の目に見える成果を産出したことで行政と住民の関係性の改善に寄与するなど、有効性やインパクトの面で高い評価が確認され、これらの取組の継続と定着に向けた追加支援が強く要請された。

- **シエラレオネ**：「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」において、適切なニーズの把握・分析と事業への反映及び事業モニタリングのための地方行政官向け地域開発ハンドブック改訂版作成を支援し、3月に公開された。2017年度以降、全国での活用に向け地方自治・地域開発省による普及活動が行われる見込み。
- **ソマリア、マリ**：治安情勢上ソマリア国内での事業実施が難しいため、第三国であるケニア、タンザニアで職業訓練分野（建築、水産）の人材育成パイロット事業を実施した。研修員の選定にあたっては、ソマリア国内で活動しているFAOと連携し、機構の技術協力による支援経験のある機関から人材を選定することで、開発効果の確保を目指した。また、同じく治安情勢に課題のあるマリについてもセネガル等での第三国研修の形成を開始した。
- **アフガニスタン**：2011年度に開始した「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」では、フェーズ1最終年度の2016年度に新たに71名を受け入れ、累計の受入数は514名となり、当初目標の500名を達成した。学位を取得した研修員は221人に上り、うち88%が復職している。帰国した研修員から運輸省企画部門長として五か年戦略の策定に携わる者や、駐日アフガニスタン大使館の書記官を務める外交官等、中核人材として活躍する者が出てきており、また都市計画省やカブール市でインフラ整備に携わる女性修了生も輩出している。来日中の農業分野の研修生に対しては、アフガニスタンでNGOとの連携の下事業展開している日本の伝統的な治水・灌漑技術の理解を促進するため、福岡県での集合・実地研修を実施した。同研修には水・エネルギー省副大臣や同省が支援を受けている世界銀行の「灌漑修復・開発プロジェクト」スタッフも参加し、広く関係者の理解を促進した。さらに、「水文・気象情報管理能力強化プロジェクト（HYMEP）」専門家からの事業紹介も行いドナー・NGO・プロジェクト間の連携も促進した。参加研修員はHYMEPのカウンターパートとして同僚の指導にあたることを期待されている（No.3-1「防災」参照）。
- **南スーダン**：7月の騒擾以降、日本人スタッフは拠点をウガンダに移し、南スーダン国内にはナショナルスタッフのみを配置して、本邦研修や第三国研修を継続的に実施した。なお、無償資金協力による施設建設等は停止中である。

② 紛争影響国における行政の能力強化における公平性、透明性、包摂性（女性、少数民族、社会的弱者等）や住民参加への配慮

- **シエラレオネ**：「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」では、エボラ出血熱の流行を抑え込む措置として人々の集会や移動が制限されたことによって停滞してしまった地方開発事業の再興を支援した。膨大なニーズと限られた予算の中でのパイロットプロジェクト選定の基本基準を、エボラ復興・開発との関係、県の開発計画との整合性、技術面整合性の3点とすることで合意した。支援を通じ、プロジェクト選定の理解促進に加え、各担当者に裏付けとなるデータの不足や管理の甘さ、県議会と県のセクター事務所間の連携の在り方等、今後地方開発を進める上での気付きを与えたほか、行政プロセスの効率化や透明性の向上に貢献した。
- **ウガンダ**：地方行政官の育成とコミュニティ開発を目的とした「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」を開始し、アチョリ地域で開

発した計画策定ツールの活用に係る行政官研修を実施した。また包摂的な地方開発を進めるべく、対象地域の長期化傾向にある難民や社会的弱者の状況等を調査した。調査結果は対象地域の行政機関が進めるコミュニティ開発活動推進のためのパイロットプロジェクト選定に活用する予定。

- **コートジボワール**：アビジャン都市圏で、2010年の騒擾で多数の死傷者が発生した地域における信頼醸成のための支援展開を検討する中で、住民及び住民組織からの聞き取りを含む基礎調査を実施し、紛争予防配慮を行うために必要な情報を整理し、新規案件の計画に反映した。住民組織からのヒアリングでは可能な限り女性の団体を加えた。

③ 紛争影響国における社会資本の復興に向けた協力

- **ウガンダ**：北部地域における内戦の結果損傷したグル市内の道路に関し、舗装の剥離や路肩の崩壊、雨季の浸水による交通障害などを解消するため、無償資金協力「ウガンダ北部グル市内道路改修計画」のG/Aを締結した（9月）。
- **スリランカ**：内戦の影響で国内移転を余儀なくされたジャフナ大学農学部の整備を目的とした無償資金協力「ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画」のG/Aを締結した（5月）。研究棟、試験圃場等の建設及び機材の整備を通じ、同大学農学部の収容学生数が増大し、農業関係者への研修の拡充や農畜産分野の効率的・効果的な研究を可能とすることを目指している。加えて、新たに農業実習も開始することで、当該地域に適した技術開発や農業普及等のサービスが改善され、紛争影響地域の農業生産性や農業従事者の生計の向上に寄与することが期待される。
- **パレスチナ**：難民発生後約70年が経過し、キャンプのインフラ劣化や失業・貧困等の経済問題が深刻化している西岸地区のパレスチナ難民キャンプを対象として、幅広い住民の参加を得て透明性を確保しつつ生活環境の改善を検討・実施する取り組みを開始した。
- **フィリピン・ミンダナオ**：紛争の影響により社会資本の整備が遅れ、配電率が他地域に比して著しく低い地域を対象とし、電力供給の安定化を通じて地域経済の活性化を図るため、配電事業改善のための無償資金協力のG/Aを締結した（3月）。

④ 地雷・不発弾除去や、海上保安・警察等の治安維持能力の改善

- **カンボジア地雷除去センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）**
 - 新たにイラク向け第三国研修をカンボジアにて開始し、25人の行政官を育成した。イラク政府は特に武装勢力からの奪還地における速やかな地雷・不発弾等の除去と住民の安全な帰還を重視しており、本研修受講後に各行政官はかかる計画策定、実施監理を担うことが期待される。
 - コロンビアで2016年11月に署名された政府と反政府勢力（FARC）の和平合意を受けた迅速な支援として、地雷除去にかかる2017年度からの第三国研修開始に向け、コロンビア・ボゴタにてコロンビア対人地雷包括的行動局（DAICMA）、CMAC及び機構の共催による地雷除去セミナーを実施し、DAICMAとCMACとのネットワーク強化を支援した。
 - ラオスではCMACとの南南協力による計画策定能力や機材管理能力の強化に加え、データシステムや事業の運営管理方法の改善等による、不発弾除去機関の能力強化を進めた。
- **フィリピン**：「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズII）」のL/Aに調印した（10月）。フィリピン沿岸警備隊の船舶調達への協力を通じ、海難救助や海上犯罪への迅速な対応能力の向上が期待される。
- **海上保安政策研修**：海上保安政策の企画立案に係る高度な能力を養成することを目的として2015年度より政策研究大学院大学・海上保安庁・日本財団と協働して開始した「海上保安政策プログラ

ム」(修士号取得)の後半部分として海上保安大学校における講義が行われ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムのミッドキャリア職員8名が参加し、全員が修士号を取得して帰国した。各人の能力強化だけでなく、ASEANの4か国の中核人材間、また日本の専門人材との間でネットワークが構築され、共通認識が醸成された。

- **マレーシア**：海上法令執行庁の法執行能力強化を目的に、日本の海上保安庁と連携して鑑識技術や船舶運用に関する技術支援を行った。さらに事業成果を活用し、ジブチの海上保安庁の職員に対する研修を実施した。
- **スリランカ**：無償資金協力「海上安全能力向上計画」のG/Aを締結した(6月)。沿岸警備庁が現在保有する沖合まで航行可能な巡視艇は特に南部及び西部で不足しており、本事業により哨戒範囲が現在の約2.5倍となる。また新たに油水回収能力(約15m³/h/隻)も備わり、迅速かつ的確な海難救助、密輸等の海上犯罪予防に加え、船舶からの油流出事故等の対応能力向上にも寄与する。
- **マリ**：マリ国家警察に対して、国連PKOミッションの警察部隊と連携し、テロ及び組織犯罪に関する研修を初めて開催した。警察の能力強化を通じ、警察が国民からの信頼を回復することを目指して実施され、テロ対策を主要テーマとしつつ倫理、人権、ジェンダーなどの講義も併せて行い、警察官の意識改革、基礎的能力向上に貢献した。

(2) (強靱な社会の形成を目指した) 社会統合・エンパワメント

① コミュニティレベルでの生計向上支援

- **フィリピン・ミンダナオ**：「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」において、これまで行政サービスがほとんど行われず、中央政府に対する不信感も強い地域において、現地関係者との協議を重ね、地元自治体職員等の協力も得て、フィリピン政府が設置している技術機関を通じた稲作技術指導を開始した。元戦闘員や女性等、これまでに農業指導を受けたことのない脆弱層が参加、平和の配当・開発の恩恵を受けられる状況を構築した。
- **ボスニア・ヘルツェゴビナ**：「地方開発を通じた信頼醸成プロジェクト」により農業・農村開発事業、市役所の能力強化、コミュニティ開発事業の実施体制強化を支援した。その結果、農業生産性の向上や受益者の所得向上につながったほか、受益者選定プロセスの公平性・公正性を担保したことで民族間の関係改善、共同体の安定性向上に寄与した。
- **コソボ**：地域における生計向上や農業振興等を担う行政官やNGO職員を対象とし、アルバニア系(多数派)・セルビア系(少数派)間の政治的緊張が続く中、双方から研修員を選んで本邦研修を実施した。地方振興の事例を多数見学したうえで帰国後の活動計画立案を指導したところ、帰国後、民族の垣根を超えた情報交換ネットワークが自主的に構築され、新たな交流・協働に向けた動きが形成された。

② コミュニティレベルでの紛争管理能力の強化支援

- **ネパール**：「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2」を通じ、各ドナーやNGOがそれぞれ実施しているコミュニティ調停プロジェクトの実施状況を連邦・地方開発省が把握するために必要なデータベース構築を支援した。また、これに基づき機構の新たなコミュニティ調停支援の対象地を選定した。並行して、機構の支援経験をまとめ、他ドナーやNGOからのヒアリングを経て同省が作成した「コミュニティ調停ガイドライン」を正式承認する手続きが政府内で進行中である。

(3) 難民ホスト・コミュニティ、現地統合等支援

- **スーダン**：南部白ナイル州コスティ市の浄水能力を向上するための無償資金協力「コスティ市浄水場施設改善計画」の G/A を締結した(10月)。同市には南スーダンやダルフル地方からの難民、国内避難民が流入し、人口が約 21 万人(2008年)から 2024年には約 38 万人に増加すると推計されている一方、浄水場の老朽化が著しいため、人口増加に伴う給水需要に対応できていない。本事業により、難民を多く抱える同市で安全な水が安定的に供給されるとともに、公衆衛生の向上や生活環境の改善が期待される。また本事業に加え、給水施設の維持管理を担う人材の育成に関する技術協力も実施しており、ハード・ソフト両面から給水インフラ改善に取り組んでいる。
- **ヨルダン・イラク**：ヨルダンは、パレスチナ、イラク、シリア難民を受け入れた結果、4年間で人口が約 1.5 倍に増加し、政府の財政負担も急増している。また、イラクでも治安維持費の増加や国内避難民への緊急支援に対する支出増加などを受けて財政が悪化しており、行財政改革が喫緊の課題となっている。かかる状況下、2015年度にイラク・ヨルダン向けに供与した「財政改革開発政策借款」では、IMF プログラムへの協議への参加や、世界銀行と協働して案件形成を行い、二国間援助機関単独では困難な改革支援の促進につながった。また、世界銀行と機構がそれぞれ強みのある分野で技術協力を行うことで同政府の能力向上に貢献するとともに、イラク政府財務省の組織改革にもつながった。
- **ヨルダン**：
 - 円借款「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」の L/A に調印した(12月)。難民の増加により財政、エネルギー需給の双方が逼迫している同国に対し、金融・ビジネス環境分野支援及び電力料金システムの導入や再生可能エネルギーの更なる活用を支援することで、ヨルダン政府の財政負担の軽減や難民受入・公的サービス供給の維持への貢献が期待される。
 - ヨルダン政府がドナーからの援助に加えて自立的な資金調達手段を確保することを目的に、イスラム民間開発公社と連携してヨルダン政府のイスラム金融債(スーク)の発行を支援した。同国の財政的な難民受入能力の向上に貢献し、本スーク発行によりヨルダン政府は「IFN Deals of the Year 2016」(世界中のイスラム金融情報を網羅する「Islamic Finance News」が毎年発表する、年間で最も優れたイスラム金融取引に贈られる賞)のソブリン部門を受賞した。
 - 2014年から日本の障害当事者を短期専門家として派遣して支援してきた、同国のシリア難民障害者によるグループが「障害者サービスガイドブック」を完成させた。必要とする支援の情報にアクセスできずに孤立しがちな難民障害者と、彼らを支援する団体とを結びつけるための情報をまとめたもので、5月には現地 NGO などの支援団体を対象にガイドブック披露ワークショップを開催した。これ以外にも、障害当事者である機構専門家の支援を受けたシリア難民障害者が、現在はお互いを助け合うグループを形成し、他の障害者を支援すべく障害平等研修、ピアカウンセリング、スポーツ等の活動を行っている。
 - シリア難民ホスト・コミュニティ支援として、世界銀行グローバル譲許的資金ファシリティとの連携による緊急医療支援に係る無償資金協力を形成した。優先事業の提案と詳細設計を実施した結果、フランス開発庁(AFD)、ドイツ復興金融公庫(KfW)及びEUによる支援が決定された。
- **ザンビア**：元難民の現地統合支援について、12月に所管省庁が内務省から副大統領府に、また国連機関の取りまとめ機関が UNHCR から UNDP に交代するに先駆け、支援ドナー・ザンビア政府関係者主催の現地ワークショップに参加し、移管後の現地(新移住地)の人員体制への助言等を行

った。また、「元難民現地統合支援アドバイザー」専門家を2017年度から派遣すべく準備した。

(4) 国連安保理決議 1325 号（女性・平和・安全保障）への対応

2. (6) TICAD VI サイドイベント、1. (1) ②コートジボワール、2. (2) ①フィリピン・ミンダナオ支援参照。

2. 戦略的な取組

(1) プログラム・アプローチによる取組

- **フィリピン・ミンダナオ支援**：大統領選挙に伴い一時的な和平プロセスの停滞が見られたが、人々の和平への期待を維持すべく、目に見える支援として稲作技術の普及や末端行政機関の能力強化（技術協力）等とともに、民間セクター支援として一次産品の製造事業者に対する産業クラスター支援（技術協力）、アグリ・ビジネス振興のための円借款供与（49.28 億円）、配電網の改善（無償資金協力 7.71 億円）等、様々な協力を組み合わせて実施した。（以下 2. (2) 参照）
- **ヨルダンにおける難民支援**：1. (3) 参照。シリア難民の大量流入への対応に関し、迅速かつ効果的な支援を行った。

(2) 地域格差是正に向けた取組

- **フィリピン・ミンダナオ支援**：
 - 長年の紛争の影響により、同国他地域に比べて貧困率の高いフィリピン・ミンダナオにおける和平・新自治政府樹立に向けたプロセスを切れ目なく支援し、地域格差是正に取り組み、紛争再発予防・平和の定着に貢献した。特に、外部からの支援や行政によるサービスがほとんど届いていなかった地域の住民を対象とした社会調査・ニーズ確認調査を実施、バンサモロ開発庁（BDA）とムスリム・ミンダナオ自治区自治政府（ARMM）との関係構築にも配慮しつつ、稲作や野菜栽培等の農業技術研修を開始し、これまでに農業技術支援を受けたことのない、女性を含む脆弱層の人々の研修参加、生計向上に貢献した。
 - 昨年度までに行った BDA を仲立ちとした農業生産性向上支援の結果は、BDA が独自に技術普及を開始する等の成果につながった。
- **ミャンマー少数民族地域支援**：地方に暮らす少数民族、帰還して来る少数民族、中央・州政府が共に計画を策定するプロセスを支援した。
- **その他紛争影響国**：スーダン（ダルフール地方）、コートジボワール（中部）、ウガンダ（北部）、コロンビア（各地における一村一品運動支援）等の紛争影響国で、特に強く影響を受けた地方と首都圏との格差を是正するため、行政のサービス提供能力等の強化支援を実施した。紛争中に 10 年間公共サービスが停滞したコートジボワール中部では、パイロット事業として全 77 か所の給水設備の改修・新設、全 11 か所の学校の増築・改修・建て替えを行いつつ、地方行政官の人材育成、制度化への提言を行った。また、ネパールでは、司法機関へのアクセスが限られる地方部に対して重点的にコミュニティ調停の普及を図った。

(3) 国際機関連携

- **国際機関連携無償資金協力**：UNHCR、UNDP 等との緊密な連携の下、外務省が行った国際機関連携無償と歩調をそろえて技術協力による取組が行われるよう調整した。（2. (6) 参照）

(4) 知見の体系化、平和構築アセスメントの実施

- **平和構築アセスメント**：ミャンマー、シリア、ミンダナオ（バンサモロ地域）で平和構築アセス

メント（PNA：Peacebuilding Needs and Impact Assessment）を改訂、またコロンビアの改訂にも着手した。実施マニュアルである「PNA ハンドブック」は、より現場で使いやすいよう具体的な調査方法や注意すべき事項を加えて改訂した。また、PNA 及び平和構築における評価をテーマとして外部コンサルタント向けの能力強化研修を実施し、平和構築分野に関心を有するコンサルタント会社との間での評価・モニタリング等に関する意見交換も行った。

- **プロジェクト研究**：プロジェクト研究「長期化する難民状況」の報告書を作成した。また課題別指針「平和構築支援」を改訂した。

(5) 中核人材育成

- **シリア難民留学生事業の開始**：シリア危機により就学機会を奪われたシリア難民に教育機会を提供し、シリアの復興支援や平和構築に貢献する人材の育成を目的とし、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。案件形成に際して UNHCR と連携し助言を得ることで、家族手当の支給やカウンセリング、生活面の支援を盛り込む等、難民に配慮した制度設計を行った。また、候補者の選定に当たっては、UNHCR からも募集案内や募集書類の受領等において連携を行った。なお、女性の参加について当初妊婦の参加を推奨しない点を要項に掲げたことで、外部より難民の状況を配慮していないという指摘を受け、速やかに再検討のうえ同要件を削除する対応を取った。
- **アフガニスタン PEACE**：(1. (1) ①参照)

(6) 平和構築に係る情報発信

- **米・ブルッキングス研究所での発信**：同研究所主催のセミナー「Securing Development in Insecure Places」で機構理事長が基調講演を行い、パネル討論に参加。日本政府が打ち出している「人間の安全保障」は SDGs にも通じるものであり、機構は国家の安定と保護の能力強化とあわせて人々のエンパワーメント（能力強化）を支援していくこと等を発信した（4月）。
- **世界人道サミットでの発信**：サイドイベント「人道支援と開発援助の連携 - 難民・国内避難民のための解決策を見出す協働アプローチ」を、Solutions Alliance（米国、スウェーデン、EU、日本、UNHCR、UNDP、世銀等の他、コロンビアやザンビア等難民受入国、国際救助委員会（IRC）や IKEA 等が参加）や日本政府と共催した（5月）。機構理事長より、開発協力機関である機構の難民・国内避難民支援における比較優位、受入国・社会のオーナーシップの尊重、難民・国内避難民に生産活動に携わる環境を提供することの重要性等を発信した。同サイドイベントで強調された難民・国内避難民と受入コミュニティの共存を可能とする環境づくりを目的とした「人道と開発の連携」の理念は、G7 伊勢志摩首脳宣言や、9月の「難民及び移民に関する国連サミット」で採択されたニューヨーク宣言にも反映された（No.7-1 参照）。
- **ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所との共同研究**：2015 年度より平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性参画促進のアプローチに係る共同研究を実施し、その成果をまとめたポリシーペーパーを「国際女性会議（WAW!2016）」のサイドイベントで発表した（No.7-1 参照）。
- **TICAD VI での発信**：サイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進が平和な社会を創る：アフリカにおける課題と可能性」を、英国政府及び同国国際開発省（DFID）、赤十字国際委員会（ICRC）との共催にて開催し、アフリカ各国の政府関係者や国際機関係者、ケニアの市民社会組織等から約 100 名が参加した。機構理事長は開会挨拶にて、紛争がいまもアフリカの女性を苦しめている一方、女性こそが紛争の解決を促し、国づくりの源泉となるとの認識を紹介した。またアフリカにおける国連安保理決議第 1325 号とその関連決議の実施を促進していくことの重要性

を共有した。紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表は、本サイドイベントの意義・取組推進の重要性についてコメントした（No.18-1 参照）。

- **紛争と脆弱に関する国際ネットワーク会合**：DAC/INCAF（The International Network on Conflict and Fragility：紛争と脆弱に関する国際ネットワーク）会合に出席し、難民支援への開発機関の対応の在り方に関する議論等に参画した。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国連安保理決議 1325 号を受けた日本政府の行動計画である「女性・平和・安全保障に関する行動計画」（平成 27 年 9 月）を踏まえ、紛争影響国支援におけるジェンダー配慮を更に実施することが期待される。

<対応>

TICAD VI のサイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進が平和な社会を創る：アフリカにおける課題と可能性」において、同決議とその関連決議の実施を促進していく重要性を国際社会に発信した。個別事業においては、社会調査等の実施を通じて女性を含む社会的脆弱層の状況を確認しているほか、地域開発のステークホルダーとしての女性グループの同定等に努め、コートジボワール、ウガンダ、フィリピン・ミンダナオ、コンゴ等の事業において女性の参画を特に促進した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.5	事業マネジメントと構想力の強化
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報	達成目標	基準値	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
外務省に共有・説明を行う事業計画作業用ペーパー数	110				新規	130	116
◎国別分析ペーパー策定数 (累計)	50	10 (2011)	20	31	39	49	52

◎ : 2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>(i) 我が国の ODA は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ、現地 ODA タスクフォース等を通じ、各国との友好関係や人の交流の増進、国際場裡における我が国の立場の強化等、我が国外交政策を戦略的に展開していく上での ODA の積極的な活用を図る。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実実施指針等の策定を促進する。</p> <p>(iv) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。</p> <p>(v) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。</p> <p>中期計画</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・地域別の分析、課題・分野別の実実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。 <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>(i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて、国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー、課題・分野別の実実施指針等の策定を促進する。</p> <p>(ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し、効果的な活用を推進する。</p> <p>(iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し、現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー (中期目標期間終了までに 50 ヶ国程度) 及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。 ● 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。 ● 多様な関係者から得られる情報 (関連する知識・ノウハウ) を活用し、現地 ODA タスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。 <p>年度計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <p>① 事業の戦略性の強化及び予見性の向上のため、外務省－機関間で、協力プログラムにおける事業展開</p>

<p>の方向性に関する検討を促進する。</p> <p>② 戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果を取りまとめ、内外に発信する。また、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。</p> <p>③ SDGs にて求められる開発協力の効果向上に向けた取組の必要性を踏まえ、開発途上国の主体性の下で進められる、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける課題対処能力の向上（キャパシティ・ディベロップメント）のプロセスを支援する。</p> <p>④ SDGs 達成に向けた南南協力に関する国際的な議論の動向を注視しつつ、三角協力の意義と有効性について国際社会に向けて発信し、三角協力への理解を促進する。</p> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>① 事業の戦略性強化のため、国別・地域別の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた国別分析ペーパーを策定、活用する。</p> <p>② SDGs 採択に伴い、SDGs に規定される目標に関する組織的な取組を推進する。特に、SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向け、分野・課題別の分析及び実施方針等の策定・改訂とその活用を推進し、新開発課題への対応能力を強化する。</p> <p>③ ナレッジマネジメントネットワークの推進により、ナレッジを蓄積し、活用できる体制を拡充する。また、機構内部でのナレッジの共有、外部への発信機能を強化する。</p> <p>④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、各種事業を通して得られた情報をタスクフォースメンバーに共有するとともに、各省や本邦企業等、機構以外の幅広い主体との連携強化を図りつつ、日本の開発途上国支援活動が強化されるよう取り組む。</p>
<p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省に共有、説明を行う事業計画作業用ペーパー数：110 か国分 ・国別分析ペーパー策定数：累計 50 개국 <p>(定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織全体及び分野・課題別の各種戦略文書への SDGs に向けた対応の記載

<p>3-2. 年度評価に係る自己評価</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、SDGs 達成に向けた機構全体及び各ゴールに対応した協力量針の策定や各国の現況分析をいち早く実施し、プログラム・アプローチ等による戦略的な事業形成を推進する等、日本政府の SDGs 実施指針策定や外交政策の形成立案と実施に大きく貢献した。また、国内外の新たなステークホルダーと関係を構築し、SDGs 達成に向けた構想力発揮に必要な体制をより一層強化した。さらに、相手国政府や国際機関とのこれまでの連携関係を基盤とした戦略的な取組を行った結果、今後に向けた発展的な活動や対外的な受賞にも結実するなど、以下のような成果を上げた。</p> <p>1. 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組</p> <p>外務省－機構間で 116 か国分の事業計画作業用ペーパーを検討し、160 の「強化プログラム」を中心に今後の事業展開の方向性を深化させた。また、技術協力と資金協力を組み合わせたプログラム・アプローチを継続、推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 7 月に政権交代のあったモンゴルでは、外務省の国別開発協力量針の改正に合わせて行った JICA 国別分析ペーパー（JCAP）の改訂を通じ、機構より提案した新たな協力方向性（案）が、「日本とモンゴルの中期行動計画（2017－2021 年）」の内容に反映された。 ➤ 栄養分野の戦略性強化に向けて、「栄養改善事業推進プラットフォーム」及び栄養改善イニシアチブ（IFNA）の立ち上げに主導的な役割を果たし、国際的な栄養改善に貢献するための事業推進体制を構築した。 ➤ 高速鉄道建設事業（インド）では、事業の開発計画策定や基準検討といった支援に加え、中長期的な観点から不可欠と考えられる高速鉄道の運用等に関する人材育成や日印の協力体制構築
--

にも留意し、技術協力等の各種スキームを戦略的に活用する創意工夫を行った。

2. 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組

機構全体および SDGs の各ゴールに対応したポジション・ペーパーをいち早く策定・公開し、SDGs 達成に向けた取組の発信や SDGs の理解促進に取り組んだ。また、回廊開発や SHEP、カイゼン等の協力コンセプトを TICAD VI サイドイベント等で発信した。

- 新たな業界との協力関係も構築しつつ、産学官や市民社会との情報・意見交換や SDGs 実施指針の具体的施策に位置付けられた JICA 債の活用を通じ、SDGs や SDGs 達成に向けた機構の取組等の理解促進に広く取り組んだ。
- TICAD VI やダボス会議等の国際会議で SDGs に係る機構の取組を発信した。TICAD VI では、機構理事長の議事進行により、4 人の国家元首やスティグリッツ教授（コロンビア大学）等を登壇者に迎え、ハイレベルパネルを開催した。
- 第 10 回母子手帳国際会議を主導し、機構理事長より母子手帳の難民支援での有用性や WHO との母子手帳の国際ガイドライン策定について発信するとともに、各国の優良事例を共有した。
- エチオピアでは、これまでの産業政策対話の成果や政策事例集を取りまとめ、投資促進や輸出振興等に係る実務支援を含めた産業政策対話を新たに開始した。
- 中米統合機構（SICA）事務総長等との直接対話を通じた中米地域での協力が評価され、「中米経済統合プロセスへの貢献・功労者勲章（通称：ジャガー勲章）」が機構に授与された。

3. 総合的能力開発（CD）支援の推進、三角協力の取組

SDGs 達成に貢献するものとして、各事業で具体的な取組や国際的な発信を推進した。

- 国連が発行した事例集「持続的開発のための南南・三角協力の優れた取組」にて、SDGs に貢献する南南・三角協力の事例として、CARD やきれいな病院等の機構の協力事例が取り上げられた。

4. 国別分析ペーパー等の策定及び活用促進

JCAP は累計 52 か国分の策定を完了した。また、新規に策定した JCAP においては SDGs への貢献の視点を盛り込む等、内容の充実を図った。

5. 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用

SDGs 全体及び各ゴールに対応したポジション・ペーパーを策定した。また、新たに 3 分野・課題の課題別指針や 2 分野・課題のポジション・ペーパーを策定した。新たな課題への対応として、アフリカにおける栄養改善の取組方針を「IFNA 宣言」として取りまとめ、TICAD VI で発信した。

- 日本政府の SDGs 推進本部による SDGs 実施指針作成に際し、SDGs 推進円卓会議の構成員として指針の本文及び付表（施策）の作成過程に貢献した。
- 開発途上国の SDGs 目標の作成支援（インドネシア）、アフリカ 54 か国を対象とするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定支援等の先進的な取組を行った。

6. 機構内のナレッジマネジメントの推進

ナレッジマネジメント・ネットワーク（KMN）や職員等を対象とする研修を通じ、SDGs 達成に向けた機構内の取組を推進した。

- SDGs 達成に向けて今後重要な取組となる SDGs の指標の策定に係る議論への参画（防災）に係る取組事例を KMN で共有・討議した。

7. 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有

現地 ODA タスクフォースや拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、アフリカ地域の回廊開発にかかるセミナー等の開催などを通じ、機構の事業等から得られた情報を共有した。

<課題と対応>

SDGs への貢献を明確化する等、事業構想力をより一層強化するため、SDGs に係るポジション・ペーパーを活用し、重点的に取り組む協力プログラムの選定と実施を行い、その内容・成果の国際的な発信に取り組む。

3-3. 業務実績

No.5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

機構は、相手国政府の開発政策・計画や同政府との政策協議等を踏まえ策定された外務省の国別開発協力方針及び JICA 国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）に基づき、事業計画作業用ペーパー等の作成と外務省との検討を通じ、国・地域別の分析を通じて開発課題の明確化を図っている。また、各地域・国で達成すべき具体的な開発目標と、その達成までの協力シナリオを設定し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせて事業を形成・実施していく「プログラム・アプローチ」を推進している。（各事業形態の実施に向けた取組は No.14 参照）

1. 戦略性の高いプログラムの形成・実施に向けた取組

- **外務省と機構間での事業展開の方向性に関する検討の促進**：外務省が国別開発協力方針を策定している 110 か国に関する事業計画作業用ペーパーの作成と外務省との共有を行う当初目標に対し、2016 年度はこれを上回る 116 か国分の事業計画作業用ペーパーを共有し、外務省との事業展開に係る相互理解の促進と予見性の向上を図った。また、協力プログラムレベルでも、約 160 に絞り込んだ「強化プログラム」を中心に、今後の事業展開に関して意見交換（35 か国・1 地域分）し、事業計画作業用ペーパーに基づく事業展開の方向性の議論を深化させた。
 - ▶ **モンゴル・事業展開計画の方向性の検討**：モンゴルの政権交代（7 月）を踏まえた外務省の国別開発協力方針の改定に際し、機構の JICA 国別分析ペーパーの改訂を合わせて実施するため、内容や時期を外務省とすり合わせた。その結果、JCAP 改訂による新たな協力の方向性（案）のうち、農牧業振興、環境に優しい安全な都市の開発、地域開発政策・戦略の強化等が『戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017-2021 年）』に反映された。
- **栄養分野の戦略性強化**：2015 年のミレニアム開発目標（MDGs）から SDGs への移行に伴い、抜本的な栄養改善に向けて保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与によるマルチセクターでの協力が必要とされる中、官民が連携した栄養事業展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」の設立を主導した。設立準備段階においては、一般財団法人食料産業センターとともに作業グループメンバーとして準備会合を重ね、各種イベントも実施した。設立後、機構は運営委員会共同議長を務めている。また、NEPAD とともに、AfDB、FAO、IFAD、国際農林水産業研究センター、NEPAD、UNICEF、世界銀行、WFP、WHO といった関係機関を巻き込みつつ、栄養改善イニシアチブ（IFNA）を立ち上げた。加えて、ゲイツ財団との間での国際保健・栄養分野での連携を強化するための業務協力覚書の締結（5 月）や、機構ボランティアや専門家等からなる「栄養改善パートナー」を発足させた。これらの戦略的な連携により、国際機関等との栄養関連情報の共有、現地政府との情報交換のみならず、民間企業の技術も活用しつつ戦略的に国際的な栄養改善に貢献するための事業推進体制が構築された。（No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照）

2. 戦略性をより高めたプログラムの形成・実施の事例

技術協力、無償資金協力、有償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの形成・実

施に加え、課題分析を踏まえた相手国とのプログラム効果拡大に向けた協力の方向性の検討、プログラム全体の評価を通じた協力方針や新規事業の検討等を行うことにより、より戦略性の高いプログラムの形成・実施を行っている（その他分野・課題別の取組は No.1 から No.4 参照）。

- **高速鉄道事業における構想力を発揮した取組（インド）**：インド国内初となるムンバイーアーメダバード間の高速鉄道建設事業では、事業の詳細設計、安全認証制度の整備、技術基準及び駅や駅周辺の開発計画等の策定といった支援に加え、中長期的な観点から不可欠と考えられる高速鉄道の運用等に関する人材育成や日印の協力体制構築にも留意し、技術協力等の各種スキームを活用して一体的に取り組んだ。例えば、2020年までの高速鉄道研修所の設立に向けた研修プログラム等の策定に着手したことに加え、インド鉄道省若手職員に対する本邦研修プログラムを提供した。また、日印の鉄道関係企業間の協力を加速するため、日印鉄道企業交流会を開催した（5月）。
- **ミャンマー「集約的農業推進プログラム」**：2015～2016年度にかけてプログラム形成に向けた調査を実施した。ミャンマー国内で優先的に集約的農業を推進する地域を特定し、円借款事業2件（農業所得向上事業、農業・農村ツーステップローン事業）、技術協力1件（イネ保証種子流通促進プロジェクト）をサガイン地域シュエボー郡で実施することとし、資金協力と技術協力を組み合わせて農作物のバリューチェーン全体の効率化を図る取組を実施している。
- **ウガンダ「コメ振興プログラム」**：2008年より、技術協力、無償資金協力、課題別研修、JOCVの派遣を組み合わせ、稲作振興のための研究開発や普及に係る能力強化を実施している。プログラムでは、天水依存からの脱却とコメの安定生産の確保を目指しているが、近年の気候変動を踏まえ、プログラム全体の開発効果拡大のため、開発調査型技術協力を実施した。調査結果を踏まえて灌漑分野における協力の方向性を先方政府と整理、確認した（12月）。その結果、無償資金協力によるハード面の整備のみならず、政策立案、生産・販売、人材育成・能力強化等に技術協力プロジェクトを通じて包括的に取り組む必要性を合意した。検討中の灌漑政策案の最終化を含め、先方政府及び実施機関の自助努力の拡大に道筋をつけることができた。
- **ガーナ「アッパーウェスト州母子保健サービス強化プログラム」**：技術協力と資金協力等と連携させて母子保健関連指標の改善を進めている。2016年度にプログラムの終了時評価を行い、プログラムの目的が比較的高いレベルで達成されていることを確認した。技術協力と資金協力、人材育成奨学計画（JDS）や本邦・現地での研修による多様な人材育成事業との連携、個別専門家による中央政府に対する協力と技術協力プロジェクトによる現場レベルでの協力の連携等、様々な相乗効果が確認された。また、同国の基本的保健医療計画・サービス（CHPS：Community-Based Health Planning and Services）政策を具現化し、各地域で質の高い母子保健サービスを継続提供するアプローチの有効性が再確認され、アッパーウェスト州を越えた他の州や、中央政府の政策レベルへの効果の普及も認められた。指標設定や構成案件の選定の改善等、後継プログラムの形成や他国でのプログラム・アプローチに向けた教訓・示唆も得た。評価結果を踏まえ、地理的な拡大や、サービスの拡大（栄養や高齢化等の課題への対応等）、財政的持続性の確保を含めた案件を形成する予定。

No.5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 事業成果の発信

(1) 国内外の政策（開発協力大綱／SDGs）等を踏まえた事業成果の発信強化

- **SDGs 達成に向けた取組の発信**：SDGs ポジション・ペーパーをいち早く策定・公開し、国際会議や国内外の説明会やイベントを通じ、機構のSDGsへの取組の発信やSDGsの理解促進を行った。
 - **産学官や市民社会との情報・意見交換**：日経BP社主催の東京サステナブル会議、環境省SDGs

ステークホルダーズ会合、科学技術外交アドバイザー・ネットワーク主催会合、SDGs 市民社会ネットワーク主催イベント、吉本興業での講義等を実施し、新たな業界との協力関係も構築しつつ、産学官や市民社会に対して幅広く SDGs の理解の促進を図った。

- ▶ **社会貢献債（JICA 債）の活用**：SDGs ターゲット 17.3（追加的資金源の動員）に貢献するものとして、SDGs 実施指針の具体的施策に社会貢献債（JICA 債）が位置づけられ、投資家に対し SDGs の意義や機構の SDGs に向けた取組を発信した。（No.9-2 参照）
- ▶ TICAD VI、ダボス会議等の国際会議（計 4 件）や東京サステナブル会議、UNDP との民間連携セミナー等国内イベント（計 26 回）で、SDGs への取組を発信した。
- **ジャパンブランド等を活用したグローバルな展開・発信**：日本の強みや機構の協力コンセプトやこれまでの経験等を活用し、開発途上地域での展開や国際会議での協力成果の発信を行った。
 - ▶ **母子保健（母子手帳）**：第 10 回母子手帳国際会議を主導し、38 の国と地域から約 400 名の参加を得て各国間の優良事例の共有を行ったほか、機構理事長より母子手帳の難民支援の有用性の発信や WHO との母子手帳の国際ガイドラインの策定を発表した。（No.1-1「保健」参照）
 - ▶ **日本の水道事業の経験**：プロジェクト研究の成果を自治体に発信した。（No.1-1「水」参照）
 - ▶ **回廊開発**：本邦企業にアフリカの取組を発信した。（No.2-1「運輸交通」参照）
 - ▶ **SHEP**：TICAD VI サイドイベントにて、広域展開の進捗・成果や普及ツールの制作発表や、SHEP 実施国からの導入事例を発信した。（No.2-1「農業・農村開発」参照）
 - ▶ **カイゼン（KAIZEN）**：TICAD VI サイドイベントで、NEPAD とカイゼンセミナーを実施し、ジャパンブランドとして作成したパンフレットの配布や支援実績の発信を行った。（No.2-1「民間セクター開発」参照）
 - ▶ **防災**：災害多発国としての日本の経験・知見を用いた協力を実施している。（No.3-1「防災」参照）
 - ▶ **下水道、廃棄物処理**：自治体の知見を活用した協力を実施している。（No.3-1「環境管理」参照）
 - ▶ **理数科教育、みんなの学校、特別活動**：No.1-1「教育」参照。
 - ▶ **日本式工学教育**：No.2-1「高等教育」参照。

(2) 開発途上国政府や様々なアクターと協働したハイレベルの事業成果発信・対話の促進

- **TICAD VI でのハイレベルパネルの開催**：機構理事長の議事進行により、安倍総理、カガメ大統領を始め、4 人の国家元首やスティグリッツ教授（コロンビア大学）等を登壇者に迎え、150 名が参加した。アフリカの長期的な開発ビジョンである「アジェンダ 2063」に向けて直面する課題と展望をテーマに議論した。理事長はナイロビ宣言に基づいた日本と国際社会の支援実施の必要性を強調した（No.6-1 参照）。
- **政策対話の機会の活用・発展**：政策研究大学院と共にエチオピア政府と 2009 年より 2016 年までの 2 フェーズにわたって産業政策対話を実施し、政府高官との深い信頼関係の構築や同国でのカイゼンの取組の推進等に貢献してきており、同国の 5 か年計画の策定支援等の成果や政策事例集を取りまとめた。これら成果も踏まえ、投資促進、公共団地開発、輸出振興等に係る実務支援を含めた産業振興プロジェクトとして産業政策対話を開始した。（No.2-1「民間セクター開発」参照）
- **大臣レベルとの直接対話を通じた地域協力の推進**：日本と中米 5 か国の外交関係樹立 80 年となった 2015 年より、中米統合機構（SICA）の事務総長（大臣レベル）以下、各セクター機関の代表（大臣レベル）との間で直接対話を開始し、5 つの重点分野における地域協力を推進してきた。その結果、物流・ロジスティックスやインフラ気候変動対策への各種の取組が評価され、「中米経済統合

プロセスへの貢献・功労者勲章（通称：ジャガー勲章）」が機構に授与された（10月）。

2. PDCA サイクル強化（項目 No.19-2 参照）

No.5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

Capacity Development（CD）とは、開発途上国が主体的に個人、組織、社会等の能力を総体として向上させる過程を指し、機構は開発途上国自身の内発性を尊重しつつ開発途上国のCDを側面支援することを重視している。SDGsにおいてもターゲット17.9「能力構築」で「開発途上国における効果的且つ目的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援の強化」が求められており、機構のCD支援に係る知見・経験をいかした事業を展開している。

1. 開発途上国政府主導のキャパシティ・アセスメントの能力向上

- フィジーでは、同国を中心とした周辺国に対する協力を効果的・効率的に展開すべく「南南協力実施能力強化プロジェクト」（2014年1月～2017年1月）を実施し、周辺国のニーズアセスメントによる実施メカニズムやノウハウを蓄積し、研修実施能力の向上を図った。

2. 複数スキームを組み合わせた包括的なプログラム型の能力向上

- ラオスでは、無償資金協力「国道9号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画」（2011年～2016年）を実施するとともに、公共事業・運輸省関係者の道路維持・橋梁維持管理能力の向上を目的とした技術協力「道路維持管理能力強化プロジェクト」（2011年9月～2017年9月）を実施している。同プロジェクトでは、国道9号線の補修工事等を行うなどして無償・技協の一体的な支援に取り組んでおり、ラオス側関係者間で舗装道路の改修を含む維持管理技術能力の開発・強化が図られた。

3. 戦略的に絞り込んだターゲットに対する能力向上

- 地方開発計画策定・事業実施能力強化（ホンジュラス）：（No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照）

No.5-4 三角協力の取組状況

機構は、日本が戦後間もなく南南協力を実践して援助国への道を歩き始めた経験やその有用性から、南南協力を促進する三角協力を長年にわたって実施してきている。SDGsは、南南協力と三角協力を開発途上国の能力構築の効果的手段と位置づけており、特に三角協力は、SDGsの各ゴールへの貢献や、開発途上地域の人材及び資源の活用を通じたナレッジの共有や課題解決策の共創、日本の協力成果の地域やグローバルレベルでの普及・展開、三角協力を携わる国や機関との連携促進等の観点からも、SDGsの達成に大きく貢献しうる。機構は、三角協力を通じて重要な開発課題へ効果的に取り組むとともに、国際場裡において三角協力の重要性を訴えている。

1. 重要開発課題への効果的な取組としての三角協力の活用

- **SDGsへの貢献**：5月に国連が発行した事例集「持続的開発のための南南・三角協力の優れた取組（Good Practices in South-South and Triangular Cooperation for Sustainable Development）」には、SDGsの各ゴールに貢献する世界各国・機関が実施する南南・三角協力の事例が掲載されており、SDGs達成を推進する先進的な取組として、例えば以下の機構の事例が取り上げられた。
 - ▶ ゴール2（飢餓をなくす）：CARDとネリカ米新興計画プロジェクト
 - ▶ ゴール3（保健と福祉）：アジア・アフリカ知識共創プログラム「きれいな病院」
 - ▶ ゴール15（地上の資源）：ケニア「半乾燥地持続的小規模灌漑開発管理プロジェクト」
- **南南協りに携わる開発途上国の能力強化支援**：機構は、パートナーシッププログラムの締結国をは

じめ、南南協力を携わる開発途上国の能力強化を支援している。

- ▶ モロッコ：2014年9月から2016年9月までモロッコ国際協力庁に個別専門家を派遣し、同国の三角協力の体制強化を支援した。結果、水産、都市給水、農業分野において、仏語圏サブサハラアフリカを中心に三角協力案件の円滑な実施促進に寄与した。
- ▶ フィジー：インドネシア政府による南南協力機関の設立を支援する「南南協力・三角協力能力強化支援プロジェクト」の活動を参考に、2014年1月から2017年1月まで技術協力プロジェクトを実施し、フィジーが行う近隣大洋州諸国を対象とした技術研修の実施を支援した。結果、ニーズ調査やモニタリング・フォローアップ等を含む研修実施マニュアルが作成され、フィジー政府の南南協力の実施能力が強化された。
- ▶ 国連南南協力事務所（UNOSSC）及びブラジル協力庁と共催し、40か国が参加した南南・三角協力実施に係るマネジメント能力強化研修（2015年3月）の報告書が出版された（2017年3月）。

2. SDGs 実施における三角協力の重要性に係る国際的な発信（No.6-2 参照）

No.5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

1. JICA 国別分析ペーパー（JCAP）の策定

- 新規に3か国（メキシコ、ドミニカ共和国、チュニジア）のJCAP策定を完了した。企画部が四半期ごとに進捗を密に管理して計画的に策定を進め、新規策定のJCAPに対するSDGsへ貢献する姿勢に関する記載の追記や他国の好事例の共有等を通じ、内容の充実を図った。
- 新規策定数は累計52か国となり、年度計画の目標値（50か国）を達成した。今後は各国の開発計画・政策の変更、日本政府の国別開発協力方針改訂のタイミングを捉えて改訂する予定。

2. 協力方針検討等におけるJCAP活用事例

JCAP策定を通じた分析や協力の方向性に沿った新規案件の検討を行うため、各案件の検討の際に作成する案件計画調書にJCAPの分析内容との整合性を明記している。また、JCAPの策定作業を通じて、機構内の関係部署や先方機関と今後の方向性に係る協議や意見交換を実施するとともに、外務省との事業展開の方向性に関する検討にも活用している。

- **機構内外との協議を通じたJCAP改定（モンゴル）**：機構内では本部の関係部署や在外事務所、国際協力専門員と共に計10回にわたる協議を課題別に実施した。今後のモンゴルに対する協力で想定される各課題分野の位置づけを確認し、①機構協力の成果・課題のレビュー、②モンゴル政府の政策や開発ビジョンや他ドナーによる協力等に係る動向の把握、③今後の支援方策の検討を行った。また、モンゴル政府の援助窓口（大蔵省）との意見交換や、主要ドナー（世界銀行、ADB、UNDP）とも意見交換を行い、今後の協力の方向性を機構内外の関係者との共通認識を形成した。

No.5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 組織全体及び分野・課題別の各種戦略文書におけるSDGsに向けた対応

- **SDGs ポジション・ペーパー（総括編及びゴール編）の作成**：SDGs達成への貢献に向けて組織全体で取り組むべく、全在外事務所長を含め機構内でSDGsへの取組方針を議論した。同議論を基にSDGsポジション・ペーパー（総括編及びゴール編）を作成した。
- **SDGs実施指針策定への貢献**：日本政府のSDGs推進円卓会議に構成員として参画し、SDGsポジション・ペーパーを活用しつつ、SDGs実施指針の施策へ機構が重視する取組を反映した。
- **国・地域レベルのSDGsに係る計画策定支援**：インドネシア政府によるSDGs計画策定支援（SDGs

ナショナルターゲット・指標の設定、モニタリング・評価メカニズムの構築等)を開始したほか、アフリカ 54 か国をカバーするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画の策定を支援した。

2. 分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

機構は、協力の分野・課題ごとに、開発課題の全体像、業務実施上の留意点や協力の方向性を示すため、「課題別指針」を策定している。2016年度は、新たに3分野・課題（運輸交通、都市・地域開発、市民参加）の指針を改訂した。累計で35件の指針を策定し、外部公開している。

また、課題別指針の対象課題のうち、特に重要な課題・分野への機構の協力の基本方針を対外的に示すため、簡潔なポジション・ペーパーを作成している。2016年度は、2分野・課題（気候変動対策、スポーツと開発）及びSDGs全体および9つのゴールについてポジション・ペーパーを作成した。

- **TICAD VI に向けた栄養分野での取組**：栄養改善に係る国際潮流や各種イニシアティブ、研究成果等を参考に、アフリカにおける栄養改善の取組方針を「IFNA 宣言」としてまとめ、TICAD VIにて公表した。また、主要ドナー等の取組事例より IFNA モデル事業を取りまとめ、機構ウェブサイトにて公開した。(No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照)

No.5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構は、援助機関としての専門性と事業構想力を強化すべく、事業や調査研究等から得られた知見、教訓をナレッジとして蓄積し、それらの活用を図る「ナレッジマネジメント」を推進している。また、新たに策定された世界共通の目標であるSDGsについて、機構内の理解促進を図ると共に、同目標への貢献を最大化すべくナレッジの共有・蓄積を進めている。

1. 職員の基礎力向上・専門性向上

- **SDGs の職員等の理解促進**：SDGs の職員等の理解を促進するため次のような研修を実施した。
 - コアスキル研修 JICA アカデミー「SDGs への取組」：職員等延べ100名が受講
 - 在外事務所ナショナルスタッフ向けSDGs勉強会：計3回、50拠点、330名参加
 - SDGs ポジション・ペーパー策定に伴う機構内説明会：計6回、52拠点、280名参加
 - 大学との人事交流職員・OB連絡会での説明会：計1回、17名参加
 - 民間連携事業とSDGsに関する説明会の実施：計3回、170名参加
 - SDGs 策定プロセスに参画した外部有識者（慶應義塾大学蟹江教授）による講演会（6月）：50名参加
- **職員向け啓発セミナーの開催（障害者支援）**：(No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照)
- **国際機関との連携による職員向け勉強会**：世界土地ドナーグループの土地ガバナンスに係る取組として実施している課題別研修「合理的・持続的な農地利用」の講師としてUSAID、ドイツ国際協力公社(GIZ)及びFAOの有識者が来日した機会を捉え、機構職員向けのナレッジ勉強会を開催した。

2. 機構のナレッジの創造・共有・活用

- 2013年度からナレッジの創造・共有・活用の推進や対外発信の強化、職員の専門性強化などを目的に19分野・課題でナレッジマネジメントネットワーク(KMN: Knowledge Management Network)を設置して活動している。KMNのマネージャーを集めた定期連絡会を年10回開催し、SDGsに係る各KMNでの取組事例等を共有・討議した。主だった事例は以下のとおり。
 - **SDGs の指標に関する国際的な議論の参画**：防災分野における「仙台防災枠組2015-2030」に関

する指標・用語集ワーキンググループでの機構主導による議論の経緯・進捗や、各国の統計整備状況や将来の活用展開、上記ワーキンググループと SDGs 指標の統計委員会との連携上の課題等を機構内で共有した。

- ▶ **国際協力の心理学**：日本人専門家がカウンターパートや普及員、対象農家等に取り組んだ「モチベーションを高める工夫」を SHEP アプローチの「動機づけ理論」を題材として心理学的観点から分析・考察し、形式知化した取組を機構内で共有した。(No.2-1「農業・農村開発」参照)
- KMN メンバー577名(10月1日現在)を組織内で公開し、照会・相談しやすい体制を整えた。

3. JICA ナレッジサイトでの SDGs 及び開発資金に係るタイムリーな情報共有

- 機構の課題別指針、ポジション・ペーパー、案件情報、KMN 作成情報等をデータベース「ナレッジサイト」を通じて機構内外に公開し、組織全体でのナレッジの活用だけでなく、外部に対する情報発信を推進している。2016年度は新たに930件のコンテンツを掲載した。

No.5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

現地 ODA タスクフォース及び本邦企業・NGO 等も含めた拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、機構の事業等を通じて得られた情報をタスクフォースメンバーに共有した。また、日本の援助の戦略性・予見性・効率性の向上に貢献すべく、現地 ODA タスクフォースを核とした様々な活動を実施した。

- **アフリカ地域の回廊計画**：2015年度に開催した西アフリカ成長リング回廊戦略的 M/P をテーマとした拡大 ODA タスクフォース(周辺4か国を含めた日本大使館、JETRO、民間企業等による参加)をフォローする形で、西部アフリカ地域成長リング回廊を含むアフリカ地域の回廊計画に係るセミナーを実施した(2017年1月)(No.2-1「運輸・交通」参照)。ガーナでも、当該回廊計画に係る意見交換を目的に、民間企業を含めた拡大 ODA タスクフォースを開催した(2017年2月)。
- **現地 ODA タスクフォース遠隔セミナーの実施**：外務省と共同で、現地 ODA タスクフォースの機能向上を目的とした取組も促進している。TV 会議システムを用い、教育分野の官民連携の事例共有や女性の活躍推進のための開発協力を取り上げ、民間企業や有識者も招くなどして先進的な取組を共有した。この結果、各国事業における民間連携推進の一助となった。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

以下の点について、今後の取組を期待したい。

- SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向けて、JCAP や、事業計画作業用ペーパー、分野課題別のポジション・ペーパー、ジャパンブランド等協力方針の策定・改訂及びそれを活用した、構想力の一層の強化。

<対応>

- SDGs ポジション・ペーパー(総括編及びゴール編)を策定・公開し、それに基づく事業の形成・実施を促進することで、国際的な公約への効果的な貢献に向けた構想力を強化している。また、日本政府の国別開発協力方針等を踏まえて JCAP や事業計画作業用ペーパーの作成・更新を行うことにより、国内の各種政策とも整合的な協力方針となっている。今後、各国の開発計画・政策の変更、日本政府の国別開発協力方針改訂といったタイミングを捉えて適時改訂していくとともに、栄養分野における IFNA 立ち上げのような構想力の強化に資する取組を、他分野においても一層推進していく。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.6	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ、登壇した回数	16	20	27	28	29	30	31
◎中国・韓国・タイ等との定期協議や関連会議参画数	8	7	4	5	10	11	11

◎2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (2) (イ) 事業構想力の強化</p> <p>(ii) 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。 ● プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。
<p>年度計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献</p> <p>① 国際援助潮流の形成に参画し、機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を国際社会に対して幅広く発信する。特に、2015 年 9 月に合意された SDGs の実施、開発資金及び 2016 年度に予定されている主要国際会議（例：世界人道サミット、TICAD VI、ハビタット 3）における議論に貢献する。</p> <p>② 新興ドナーとの連携を促進するとともに、機構の教訓や知見の共有（アウトリーチ）を進める。また、機構の経験をいかして南南・三角協力に関する国際的な議論に貢献する。</p> <p>③ 他ドナー、国際機関との定期協議を通じ、プログラムや個別案件レベルでの連携を推進するとともに、国際的な開発課題へのアプローチについての連携を強化する。</p>
<p>主な評価指標 (定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等が重要な国際会議、イベント等でスピーチ、登壇した回数：16 件 ・中国、韓国、タイ等との定期協議や関連会議参画数：8 件

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：S</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。</p>

具体的には、初のアフリカ開催となった TICAD VI の成功に主導的な貢献をしたことに加え、主要な国際会議等での発信を通じ、機構の知見・アプローチの多くが国際社会に取り入れられる結果となった (UHC in Africa 等)。SDGs についても国内外への主体的な発信・協力を通じて機構の存在感を高めたほか、質の高いインフラ、UHC、栄養等の分野における今後の事業実施に重要な連携基盤の構築・強化といった観点から、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組

1-1.SDGs の実施や開発基金に係る議論への貢献や、世界人道サミットや TICAD VI 等の主要国際会議役員等での議論に貢献するため、役員等によるスピーチ、登壇 31 件をはじめ、機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を幅広く発信した。

- 世界人道サミットでは、人間の安全保障に関するサイドイベントに機構理事長がパネリストとして登壇したことに加え、成果文書には機構の研究成果やプロジェクト研究等の成果が反映された。
- TICAD VI の初のアフリカ開催を主導し、アフリカ 53 か国の代表等 11,000 人以上の参加の中、18 件のサイドイベント主催等を通じて機構の取組を発信した。特に、UHC in Africa や IFNA、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立上げ等を通じ、各分野でのリーダーシップを発揮した。また、安倍総理やアフリカの国家元首や開発の第一人者とのハイレベルパネルの実現や、成果文書である「ナイロビ宣言」に係る日本政府の起草や支援策の検討に貢献した。
- SDGs の実施に係る議論に対しては、日本政府の SDGs 実施指針策定に対し、SDGs 推進円卓会議の構成員として貢献したことに加え、SDGs のグローバル指標の検討に際して総務省や外務省を支援した。
- インドネシアの SDGs ナショナル・ターゲットや指標の提案に向けた調査を開始したほか、アフリカ地域持続可能な開発目標センターの開所式で機構役員による基調講演を行い、SDGs 実施における機構の存在や協力方針をいち早くアピールした。
- ブルッキングス研究所主催のイベントに機構理事長が登壇し、日本のアジア諸国の経済発展への貢献や、人間の安全保障や保健と SDGs における重要性を発信した。

1-2.開発協力大綱等で日本が重点分野としている質の高いインフラや UHC、防災、難民等について、機構の具体的な事業を踏まえた発信を行った。

- 「質の高いインフラ」については、ADB との連携協議等を通じて協調融資や具体的な連携事業を形成したほか、IDB とは協調融資枠組 (CORE) を締結し、IDB にとって最大の協調融資パートナーとなった。AfDB、世界銀行とも国際会議等を通じて、機構の具体的な取組を踏まえ、アフリカ地熱発電や質の高いインフラ投資での技術支援の重要性を発信した。
- 「UHC」では、TICAD VI での UHC in Africa の立上げを主導したことに加え、第 10 回母子手帳国際会議では機構の経験・知見を踏まえ、WHO との母子手帳の国際ガイドライン策定を発表し、国際社会での主導的な役割や取組を発信した。

2. 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組

中国、韓国、タイとの定期協議や関連会議に 11 件参加したほか、機構の教訓や知見のアウトリーチを推進する取組として、タイ周辺国経済開発協力機構 (NEDA) 職員的能力強化支援や、カザフスタンの援助実施機関の設立を支援した。

- カザフスタンでは、これまでの機構支援の結果も踏まえ、日本政府と UNDP との三者によるアフガニスタンでの試行事業を開始している。

3. 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組

国際機関や二国間ドナーとも本部間の定期協議や現場での事業レベル双方での連携を促進した。

- TICAD VI では AFD とサイドイベントを共催し、コートジボワール政府との三者間で持続可能な

都市に係る業務協力協定を署名し、実施レベルでも AFD による水衛生分野の案件と機構による都市交通インフラ整備支援による同国の基盤整備を連携して支援していくこととなった。

- ▶ ヨルダン政府に対するイスラム民間開発公社と連携した技術支援の結果、イスラム金融債（スーク）発行に至った。同債はイスラム金融業界で高く評価され、イスラム金融業界の「IFN Deals of the Year 2016」ソブリン部門を受賞した。
- ▶ ゲイツ財団と国際保健・栄養等の分野で業務協力協定を締結したことに加え、パキスタンでのポリオ撲滅に向けた連携案件を再度形成し、連携関係を更に強化した。

<課題と対応>

引き続き SDGs の実施や開発資金及び 2017 年度に予定されている主要国際会議（ADB 年次総会、UHC モニタリングに関する国際会議等）における議論に貢献し、機構の経験や開発課題へのアプローチを発信し、国際援助潮流の形成に参画していく。

3-3. 業務実績

No.6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1. 主要会議における議論への貢献

(1) 世界人道サミット

5月にトルコ・イスタンブールで開催された世界人道サミットには55か国の国家元首等を含む173か国約9,000人が参加し、機構からは理事長等が参加した。

- **サイドイベント「人道支援と開発援助の連携」**：デンマーク、UNHCR、UNDP等と共に、機構理事長がパネリストとして登壇し、「人間の安全保障」の理念の下で難民・国内避難民問題を最重要課題の一つとして取り組んでいる点を強調し、開発援助機関の一層の関与のため、難民・国内避難民を受入国の開発アクターとして捉えて教育・就労機会を付与する重要性等を訴えた。
- **成果文書への貢献**：機構の研究成果やプロジェクト研究等を基に、人道支援と開発援助のより良い連携実現のための共同宣言及び機構の事業を含む連携事例集が成果文書として発表された。

(2) TICAD VI

8月にケニア・ナイロビでの開催を主導した TICAD VI には、アフリカ 53ヶ国の代表等 11,000人以上が参加した。機構からは理事長、理事など計 200人が参加し、18件のサイドイベントを主催し、アフリカ諸国・国際機関等と 31件の面談を実施した。TICAD VI を踏まえた具体的な支援策として、①AfDB 協調による最大 33 億米ドルの融資、②ABE イニシアティブの継続、カイゼン・イニシアティブ等による産業人材の育成、③UHC の推進、IFNA 等保健分野での協力等を実施していくこととなった。

- **ハイレベルパネルの開催**：「Africa, toward 2063 and beyond」では、安倍総理、カガメ・ルワンダ大統領、サーリーフ・リベリア大統領、アデシナ AfDB 総裁、スティグリッツ教授（ノーベル経済学受賞者）等を登壇者に迎え、アフリカ経済の構造転換と多様化や若者と女性の教育とエンパワーメント等について議論した。機構理事長は、ナイロビ宣言に基づいた日本と国際社会の支援実施の必要性を強調した。（No.5-2 参照）
- **サイドイベントの開催**：電力開発、市場志向型農業振興、貿易活性化、UHC、食糧安全保障と栄養改善、科学技術協力、平和と強靱性、砂漠化対処、アフリカ開発における日本企業の役割等のサイドイベントを開催し、それぞれにおいて機構の取組等を発信した。

(3) ハビタット 3

10月にエクアドル・キトで開催されたハビタット 3 には 167 国以上の代表、200 以上の主要都市の

長など約 36,000 人が参加した。機構からは、理事、チーフエコノミスト等が参加し、3 件のサイドイベント（「持続可能な都市開発への投資」、「持続可能で包摂的かつ強靱な居住に関する国土計画・地域計画」、「都市における包摂的成長と持続可能な開発に関する質の高いインフラ（機構・国交省共催）」）に登壇して機構の M/P 策定や先方機関の CD に向けた協力事例を紹介しつつ、長期的な視点に基づく都市開発の意義や地域特性をいかした地方都市の発展に向けた協力戦略をアピールした。

2. 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」実施モニタリングへの貢献

- **SDGs 実施指針策定への貢献**：日本政府の SDGs 推進本部会（5 月設置）の下で開催されている SDGs 推進円卓会議に、機構は他省庁等と共に構成員として参加した。日本政府及び機構の重点課題である UHC、IFNA、産業人材育成、質の高いインフラ、防災、エネルギー、官民連携等の施策に対し、機構の開発協力の知見に基づくインプットを行い、SDGs 実施指針の策定に貢献した。
- **SDGs のグローバル指標検討への貢献**：SDGs のグローバル指標を検討する専門家グループ（IEAG-SDGs1）によるオープン・コンサルテーション（10 月）に先立ち、ジェンダー及び保健（UHC）分野に係る指標案に係る日本政府コメント作成を支援した。また、IEAG-SDGs 第 4 回会合（11 月、ジュネーブ）における総務省の対処方針案や発言要領作成に外務省と共に協力した。
- **開発途上国の SDGs 実施・モニタリングへの貢献**：インドネシアの SDGs の計画・運営推進に関する情報収集・確認調査（2017 年 1 月～2018 年 3 月）を開始した。調査を通じ、同国の SDGs ナショナル・ターゲット及び指標を提案するとともに、ターゲットや指標達成のための同国の政府関係機関の計画・モニタリング体制構築を支援する。
- **アフリカ地域持続可能な開発目標センターへの貢献**：アフリカ 54 か国による SDGs の目標達成に向けて設立された独立・非営利の国際機関「アフリカ地域持続可能な開発目標センター（SDGC/A）」の開所式では、機構がカガメ・ルワンダ大統領等と共に基調講演に登壇した。開所式には国連副事務総長やアフリカ各国の閣僚級や国際機関関係者等約 200 名が出席した。機構より、SDGC/A に対する期待や、機構のアフリカ地域における SDGs 達成に向けた協力方針を発信した（2017 年 1 月）。

3. 開発資金の議論への貢献

- **DAC 統計作業部会への貢献**：OECD/DAC における、ODA を中心とした開発資金の統計方法を改善するための議論では、機構審議役（7 月会合での承認を受け、フランス事務所長が後継）が DAC 統計作業部会副議長として、事務局や他メンバーと共に意見の取りまとめや議論の促進を行った。
- **日本政府の対応方針への貢献**：DAC 統計作業部会関連会合（7 月、11 月、2017 年 2 月）、DAC シニアレベル会合（10 月）、民間セクターツール（PSI）に係る DAC-ECG 合同会合（11 月）、PSI に係るタスクフォース会合（2017 年 1 月、2 月）では、日本政府へのインプットや会合への参加を通して、日本の ODA が適切に評価・計測されるべく議論に貢献した。これら会合の合間にも、DAC 事務局や各国との電話会議等に参加し、日本政府と共に日本の対応について協議を行った。

4. 日本の重点開発課題や機構の経験・アプローチ等の国際社会への発信

(1) 質の高いインフラ

- **アジア開発銀行（ADB）との「質の高いインフラ・パートナーシップ」に係る連携**：(No.14-5 参照)
- **米州開発銀行（IDB）との連携**（No.14-5 参照）：機構が後援した IDB 主催の日本ーラ米ビジネスフ

¹ SDGs 指標に関する様々な機関や専門家から構成されるグループ（Inter-Agency and Expert Group on SDG Indicators）。

フォーラム（2017年1月）では、機構理事が「質の高いインフラ投資」セッションに登壇し、インドのデリーメトロやパナマのモノレールの事例を基に、質の高い成長を実現するための重要な要素としての質の高いインフラ投資について説明した。IDB との関連共同研究や民間投資を促すための機構の支援メニューについても紹介した。

- **アフリカ開発銀行（AfDB）と連携した発信**：AfDB 年次総会（5月）では、JETRO、JBIC、AfDB と共催したサイドイベント「AfDB-Japan Forum」に機構から登壇し、アフリカのリフトバレーの地熱開発やエジプトの風力・太陽光案件等を紹介し、効率の高い発電・送電の重要性を訴えた。
- **世銀と連携した発信**：世銀と日本政府が共催した国際会議「『質の高いインフラ投資』を通じた持続可能な開発」（2017年2月）では、機構理事等が登壇し、タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」を事例とした国全体のバランスのとれた開発の必要性や、ASEAN 連結性やアフリカ経済回廊開発を事例としたインフラ整備と併せた技術支援の重要性を発信した。

(2) 保健・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）

- **2016年 IMF・世銀春季会合（4月）、UHC in Africa の立上げの主導（8月、TICAD VI）、第10回母子手帳国際会議（11月）**：(No.1-1「保健」参照)

(3) 防災（No.3-1「防災」参照）

- **防災グローバル・ターゲットに係る議論への貢献**：防災グローバル・ターゲットに関する指標・用語集ワーキンググループ会合（11月、ジュネーブ）に機構専門員等が参加し、日本政府と共に「仙台防災枠組 2015-2030」のグローバル・ターゲットとの関連性や、指標データの有無と実効性等に関する議論をリードし、36のグローバル指標の合意に至った協議に貢献した。
- **世銀東京防災ハブとの連携**：世銀東京防災ハブが実施する一連の防災セミナーに機構より講演者やディスカッサント等として参加し、機構の防災分野の取組を発信した（4月、7月、12月）。また、世界津波の日シンポジウム「ジェンダー・多様性の視点からの復興をめざして」を共催し、将来の災害への備え・予防を見据えた未来的志向の議論に貢献した（11月）。

(4) 難民

- **2016年 IMF・世銀春季会合（4月）**：戦後最大の難民・避難民数を背景とした難民問題への貢献策として、日本政府は最大1,000億円の円借款や国際金融公社（IFC）の中東・北アフリカファンドへの機構を通じた出資を発表した。これら発表内容に必要な調整とインプットを行い貢献した。（No.14-6参照）
- **国連総会（9月）**：「難民及び移民に関するサミット」及び米大統領主催「難民に関する指導者サミット」で、安倍総理は総額28億ドルの人道・自立支援及び受入国・コミュニティ支援（青年海外協力隊員によるシリア難民の子ども達の支援、今後5年間で最大150名のシリア人留学生及び家族の受入等を含む）を発表した。これら内容の各種調整と日本政府へのインプットを通じて貢献した。

(5) ジェンダー（No.18-1参照）

- **国際女性会議 WAW!2016（12月）**：機構理事長がハイレベル・ラウンドテーブルに登壇し、会合全体の概要や提言に機構からの訴えが反映された。
- **TICAD VI サイドイベント（8月）**：「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが平和な社会を創る」と題するイベントで機構理事長が挨拶やモデレーター・パネルを務めた。

(6) 持続可能な都市開発（No.2-1参照）

- 欧州開発デー（6月、ブリュッセル）：「持続可能な都市への取組」セッションに機構から登壇し、日本の戦後の高度成長期の経験や機構の取組を踏まえ、復興支援においては国民の信頼の醸成が重要であるとともに、土地という資産を都市経済にいかすことの重要性を訴えた。
- ハビタット3（10月）：（上記1.（3）参照）

No.6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. 韓国、中国及びアジア等のドナーとの連携推進

- **アジアドナー4者協議**：タイ周辺国経済開発協力機構（NEDA）ホストのアジアドナー4者協議（機構、中国輸出入銀行、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金（EDCF））に参加し、「東南アジアにおける持続可能な開発と包摂的な成長」のテーマの下、各機関の取組を紹介した。4機関間での業務戦略や取組の意見交換の有益性、また中長期的な連携模索の場としての意義を改めて確認した。
- **韓国**：12月にEDCFと定期協議を行い、アフリカ開発、環境社会配慮、民間セクター開発、開発資金等に係る議論を行った。韓国国際協力団（KOICA）との定期協議は次年度に延期された。
- **中国**：12月に中国輸出入銀行がホストとなり北京にて開催された定期協議において、「インフラ投資におけるリスク評価」、「借入国の債務持続可能性分析」、「グリーンファイナンス」、「インフラファイナンス手法」をテーマとした発表や意見交換を実施した。中国輸出入銀行からは多くの職員が参加し、意見交換を前向きに評価していた。また、中国開発銀行とも意見交換を行った。

2. 機構の教訓や知見の共有（アウトリーチ）の推進

- **NEDAのキャパシティ・ビルディングへの協力（タイ）**：「日メコン連結性強化イニシアティブ構想」を踏まえ、機構とNEDAがメコン地域の発展にさらに貢献していくため、NEDAの能力強化への協力を含めたパートナーシップ合意書を締結した（7月）。ミャンマー政府機関向けのODAローンセミナーにNEDA職員を招待した（11月）ほか、NEDAが周辺国の関係省庁に対して実施した研修セミナーで機構専門家が道路事業を中心としたリスク管理に係る講師を務めた（12月、バンコク）。
- **援助実施機関設立支援（カザフスタン）**：カザフスタンの開発援助機関設立に向け、日本のODAや機構の組織や事業の仕組みをODAスキームセミナー等で技術移転した。11月の日カザフスタン共同声明では日本政府、カザフスタン、UNDPの三者が開始した同機関によるパイロット・プロジェクトのアフガニスタン女性自律支援プロジェクトを含め、同機関の発展や中央アジア諸国及びアフガニスタンの社会・経済的支援に係る事業への助言や技術支援を日本政府が行うことが表明された。

3. 南南・三角協力の推進

- **三角協力に関する国際会議（5月、リスボン）**：OECD、国連、各国からの開発関係者約100人が集まる中、機構が基調講演や発表を行い、過去の事例等を踏まえつつSDGs実施における三角協力の重要な役割を指摘した。SDGsやアディスマベバ行動計画において三角協力が言及される中、三角協力の意義が改めて確認されると共に、特に実績を多く持つ機構等の取組が目立つものとなった。
- **南南協力 EXPO（11月、ドバイ）**：「開発協力局長級ハイレベル会合」を国連南南協力事務所（UNOSSC）及びザイド国際環境財団と共催した（11月）。理事からSDGs達成に向けた三角協力の役割と機構の取組、機構専門家がインドネシアの南南・三角協力能力強化プロジェクトを紹介した。複数国が機構の事業に言及する等、本分野での機構の存在感の高さが改めて確認された。
- **「効果的な開発協力に関するグローバルパートナーシップ第2回ハイレベル会合」（11月～12月、ナイロビ）**：OECD、カナダ、メキシコとサイドイベント「SDGs実施のための三角協力のスケールアップ」を共催し、機構の三角協力事業を通じたスケールアップの成功事例等を発信し、南南・三

角協力における機構の存在・役割を改めて高める機会となった。

No.6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 開発金融機関との連携の推進

(1) 国際開発金融機関

- **世界銀行グループ**：両機関長出席の下でハイレベル対話を開催し、6つのテーマについて理事・副総裁レベルの連携協議を実施し（5月）、TICAD VIでの発信や中東・北アフリカ地域安定化に向けた連携等を合意した。また、春季会合及び年次総会に理事等が参加し、サイドイベントに登壇するとともに、地域・課題を担当する世銀幹部との各地域に係る連携協議を実施した（4月、10月）。
- **ADB**：年次総会（5月）で理事等が2件のサイドイベントに登壇するとともに、ADB幹部と連携協議を実施した。また、「ハイレベル・リトリート」（11月）を実施し、「質の高いインフラ・パートナーシップ」に係るソブリン案件候補リストに合意し、ノンソブリン連携、中央アジア支援、ADBの次期長期戦略案等を協議した。南アジア地域のみを対象としたリトリートも実施した（12月）。
- **IDB**：理事等が年次総会に参加し（4月）、協調融資枠組み（CORE）拡大の署名を行うとともに、IDB幹部との面談による個別の連携協議を実施した。11月にはIDB主催の日本ーラ米ビジネスフォーラムに理事長及び理事が登壇し、質の高い成長を目指したIDBとの連携推進を説明した。
- **AfDB**：日本政府及びAfDBとの協議の結果「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第3フェーズ（EPSA3）が合意に至り（8月）、機構は今後3年間で15億ドルを目標とした資金協力を実施していくこととなった。また、年次総会でAfDB-Japan Forumを共催するとともに、登壇により質の高いインフラの事例等を紹介した（5月）。
- **イスラム開発銀行グループ（IsDB Group）**：年次総会に参加してセミナーで機構の交通回廊分野の事例を紹介するとともに、パレスチナ及びパキスタンの協調案件について協議した（5月）。

(2) 国際開発金融クラブ（IDFC）

- 23の先進国、新興国、地域開発金融機関からなる国際的なネットワークであるIDFCの副議長兼運営委員会メンバーを機構は務めており、IDFCの活動を牽引している。複数の関連定期会合（5月、9月、10月、2017年2月）に参加するとともに、気候変動に関する取組（IDFC気候資金報告書の作成等）、持続可能な都市開発に関する取組（ハビタット3のサイドイベント参加）に積極的に貢献した。また、IDFCを通じ、機構の先進的な取組（ソーシャルボンドの発行、イスラム民間開発公社との連携によるヨルダン政府のスクーク発行）を積極的に発信し、国際金融機関における機構の存在感向上を図った。

2. 他ドナー等との連携の推進

(1) 国際機関

- **UNDP**：定期協議（7月）では、連携深化に向けた共通課題（SDGsの実施、世界人道サミットのフォロー、ジェンダー、法の支配）や各地域における連携事業を協議し、今後1年間のフォローアップ事項をまとめた。また、両機関長間の面談（2回）や理事・局長レベルの面談（3回）を行い、特にアフリカ・中東地域及び南南協力の連携に係る意見交換を進めた。定期協議のフォローアップとして、米国・ニューヨークで法の支配に関するイベントを共催（12月）し、機構の取組を紹介した（No.2-1「法整備支援」参照）。また、TICAD VIではサイドイベント3件を共催した。
- **UNHCR**：UNHCR執行委員会のソマリアの人道援助に関するサイドイベント（10月）では、機構の当該地域における取組を紹介した。11月には、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」

の合意文書を締結した。UNHCR との連携のもと、今後 5 年間に最大 100 人の留学生を受け入れ予定である。また、同月に出向者の派遣取極を更新し、両機関で 6 代目の出向者が勤務を開始した。加えて、両機関長間の面談（2 回）、理事・副高等弁務官間の面談（1 回）を通じ、人道と開発の連携、難民支援の方向性、中東・アフリカ情勢等に係る意見交換を行った。

- **OECD**：日本の OECD 開発センターへの 16 年ぶりの復帰の機会を捉えて外務省・OECD 開発センターが共催した国際セミナー「グローバルな開発潮流と新興アジアの課題 開発センターの知見を生かして」では、機構理事長が基調講演を行い、日本と OECD の協力関係の強化に貢献した。

(2) 二国間ドナー

- **フランス開発庁 (AFD)**：日仏政府による「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」の策定を AFD と共に支援した。具体的には、コートジボワールの成長インフラ強化プログラムにおいて、機構が支援したアビジャン都市 M/P を基に AFD と連携を進め、TICAD VI では、「アフリカにおける日仏パートナーシップ」のサイドイベントを共催し、機構、AFD、コートジボワール政府の三者間で、アビジャンにおける持続可能な都市にかかる業務協力協定に署名した。
- **英国海外開発研究所 (ODI : Overseas Development Institute)**：2015 年度に ODI に委託した調査研究「The Role of KAIZEN in Africa's Economic Transformation」の成果に基づき、TICAD VI でアフリカの自立した産業振興をテーマとしたサイドイベントを共催し、登壇した機構理事よりカイゼンと他ドナーが実施する産業振興策との相乗効果発現のための協力の必要性を訴えた。
- **ブルッキングス研究所**：同研究所主催のイベントに機構理事長が登壇した（4 月）。ワシントン DC の米国政府、開発機関、大学・研究機関、外交団、マスコミ等約 120 名を前に、日本の国際協力の歴史を振り返りつつ、日本の援助がアジア諸国の経済発展に大きく貢献した点や、人間の安全保障と SDGs の親和性、SDGs のエントリーポイントとしての保健の重要性に触れ、紛争地域の人々のエンパワーメントの具体例として南スーダンやミンダナオの支援事例を紹介した。人々の心に明るい未来を生み出す「平和の配当の事前の実現」(peace dividend in advance) の重要性を強調した。
- **開発分野の政府間協議への貢献、他国との意見交換**：10 月の日豪政策対話（於東京）に参加した。米国、カナダや他の欧州諸国とも、先方要人の来訪時に開発分野の連携について意見交換している。

(3) その他の機関

- **ゲイツ財団**：連携の更なる深化・拡大のため、5 月に業務協力覚書 (MoC) を締結した。連携分野を拡大し、マラリアコントロール・撲滅、プライマリーヘルスケア、保健システムの強化、食糧と栄養の安全保障、感染症サーベイランス等の開発課題での連携を合意した。また、パキスタンのポリオ撲滅支援では、ゲイツ財団によるローン・コンバージョン・スキームを再度採用した円借款を形成し、技術協力プロジェクトと併せた支援を展開している。(No.1-1「保健」参照)

(4) 個別事業における連携

- **ヨルダン政府のスクーク発行支援**：イスラム開発銀行グループの一つ、イスラム民間開発公社 (ICD) と連携した技術支援を行った結果、ヨルダン政府のイスラム金融債 (スクーク) 発行に至った。結果、ドナーからの援助に加え、自立的な資金調達が可能となり、ヨルダンの難民受入能力支援にも貢献した。また、多数のシリア難民やパレスチナ難民の受入に係る資金が必要な政府と、流動性資金が過剰な銀行とを結びつけ、官民相互に利益をもたらした。本スクーク発行は、イスラム金融業界でも大変高く評価され、イスラム金融業界でも権威のある「IFN Deals of the Year 2016 (年間でも

っとも優れたイスラム金融取引に与えられる賞)」ソブリン部門を受賞した。(No.4-1 参照)

- **世銀・ADB・機構による共同レビュー**：スリランカで「スリランカ水・衛生セクターにおける世界銀行・アジア開発銀行との合同レビュー」を実施した。共通の教訓及びより良い援助協調に向けた示唆を得て、スリランカ政府による同セクターの開発計画策定に活用することを目的としている。
- 3 ドナーによる合同調査（8月）では、各ドナーの事業の裨益者や実施機関へのインタビュー、関係省庁等のステークホルダーが参加するワークショップを実施する等、各ドナーの事業の開発効果や援助アプローチの違いを分析し、水・衛生セクターが抱える将来の課題に係る共通認識を形成した。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

SDGs の実施に関する議論や 2016 年度に予定される主要国際会議（例：世界人道サミット、TICAD VI 等）における議論への貢献を期待する。

<対応>

SDGs 実施においては国内、国際場裏、さらに途上国レベルの議論に積極的に貢献した。我が国の SDGs 実施指針の策定に際しては、他省庁と並んで SDGs 推進円卓会議の構成員になり、政府に対して機構が有する開発協力の取組や知見を提案し、UHC、IFNA、産業人材育成、質の高いインフラ、防災、エネルギー、官民連携といった取組が反映された。国際的には SDGs のグローバル指標が議論される中、機構は国際会議に出席する外務省や総務省に対してジェンダーや UHC 等の具体的なインプットを行った。さらに、インドネシア政府による SDGs 実施を支援するため、同国のナショナル・ターゲットや指標を提案し、政府の実施・モニタリング体制を支援するための協力を開始した。

主要国際会議にはいずれもハイレベルで対応すると共に、国際社会への積極的な発信及び具体的な成果の取りまとめに貢献した。世界人道サミットには理事長が参加し、人道支援と開発援助の連携促進のためにも、難民・国内避難民を受入れ国のアクターとして認識することの重要性等を訴えた。また、関連サイドイベントでは、機構の研究からの成果を基に、イベント成果文書や連携事例集作成に貢献した。TICAD VI には理事長、理事など計 200 人が参加し、18 件のサイドイベントの主催、アフリカ諸国・国際機関等との 31 件の面談、さらに TICAD VI 前後の国内での広報イベント開催など、日本の開発協力機関としてアフリカ初の TICAD 開催の成功に大きく貢献した。20 年ぶりに開催された国連人間居住会議（ハビタット）3 においても、理事及びチーフエコノミストが複数のサイドイベントにて機構の取組を発信した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.7	研究
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
◎研究成果物の発行実績 （ワーキングペーパー、書籍）	20 8	16 8	16 8	16 10	25 9	25 9	25 4
外部研究者等との連携による研究実績（外部研究者の参加を得た研究プロジェクト数）			15	17	20	27	28
シンポジウム・セミナーの回数			23	26	26	32	33
②主要なインプット情報			2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
従事人員数（人）			35	36	37	36	36

◎2016 年度計画の評価指標

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p> <p>中期計画 （第一段落は中期目標と同内容につき省略） 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。 <p>年度計画 1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 （ハ）研究 現場レベルの事業経験に根差した知見の体系化及び国内外リソースとの連携を通じた国際水準の研究を行い、対外発信を通じて国際援助潮流形成に貢献するとともに、研究成果の事業へのフィードバックを進める。また、開発協力大綱を踏まえ「質の高い成長」に関する研究を実施する。</p> <p>主な評価指標 （定量的指標）ワーキングペーパー：20 本、書籍発刊数：8 冊 （定性的指標）「質の高い成長」に関する研究の実施</p>

3-2. 年度評価に係る自己評価
<p>< 評定と根拠 ></p> <p>評定：A</p> <p>根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、国際的な援助潮流の形成や事業へのフィードバックに向け、国際水準の研究を海外の第一線の研究機関と実施し、国際会議やセミナー等を通じて発信し、国際的に機構の経験を共有した。その結果、研究成果が国際会議の提言や国際的な報告書で採用されるとともに、フィードバックにより事業での活用につながったほか、研究の実施体制強化を通じて機構研究所のプレゼンスや評価が向上した等の観点から、以下のような成果を上げた。</p> <p>1. 研究体制の強化 研究の質の向上を図るため、内部研究人材に加え、開発途上地域の研究者を含む計 22 名の非常勤</p>

研究員を迎え、研究体制を強化した。

- 2016年に発表されたグローバルシンクタンクランキングでは、機構研究所が国際開発部門で2015年の48位から35位に上昇する等、外部からの評価は着実に向上している。

2. 知見の体系化、国際水準の研究の実施

2-1. 米国戦略国際問題研究所（CSIS）やコロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD）等の海外の研究機関との連携も通じて国際水準の研究を実施した。新規、継続併せて28件の研究プロジェクトを実施し、25本のワーキングペーパー、4冊の書籍及び5種の報告書を発刊し、13件の執筆物が雑誌・書籍等に掲載された。書籍の発刊数は品質を確保するため精査や見直しを行った結果、年度計画の目標に至っていないが、書籍以外の報告書の発刊等により研究成果を共有しており、当初計画に沿った取組を進めたと判断できる。

- 2015年度から実施しているジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所との平和構築と防災におけるジェンダー主流化に係る共同研究について、その成果をまとめたポリシーペーパーが国際女性会議のサイドイベントで発表され、研究成果の活用につながった。

2-2. 事業の戦略策定や、政策策定へのインプットを目的に、質の高い成長や、日本の開発、援助の経験やODAの歴史的検証、アジアのインフラ需要推計にかかる研究を実施した。

- 日本の援助経験について、その特徴や意義を内外で積極的に発信した。

3. 研究成果の機構内共有、事業へのフィードバック

3-1. シンポジウム等の開催や、国際会議への参加等を通じ、機構の研究成果の発信に努めた。

- 世界人道サミットでは、機構の人道危機対応に関する比較研究の成果を発信した結果、サミットの提言の中に機構が発表したメッセージが採用された。
- TICAD VI では、他機関との共同研究をサイドイベント等で効果的に発信した。CARDの実証分析は、African Transformation Report 2016にも共同研究の成果が反映される予定となった。
- UNDP 人間開発報告書 2016 に対し、人間の安全保障に関する研究成果「Think Piece」を提供した結果、報告書本文に機構研究所が整理した概念がほぼ引用され、UNDP のプレスリリースでも機構の貢献が言及された。
- 新興国研究の一環として、中国の対外援助研究をアップデートし、ワーキングペーパーとして発刊し、国内外で発信した。結果、ブルッキングス研究所発刊のペーパーや雑誌『外交』掲載論文等の複数の論文等に引用された。
- 他国に例が少ないボランティアの開発効果に係る学際的研究成果を国際ボランティア会議で発表し、ボランティアのSDGsへの貢献等に係る議論に貢献した。

3-2. 各種セミナー等を通じ、機構内部に研究成果を共有した。

- 「みんなの学校プロジェクト」を対象として行ったインパクト評価により、ブルキナファソでの新規事業におけるジェンダー配慮の強化や、西アフリカ6か国の教育省高官に対する研修での活用につながった。また、教育をテーマとする世界銀行の世界開発報告 2018 に対しても、研究成果を活用してインプットを行った。

<課題と対応>

SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に貢献する研究を実施し、かつ、事業へのフィードバックや研究成果の対外発信に積極的に取り組む。また、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。

3-3. 業務実績

No. 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 研究体制の強化

(1) 内部研究人材の確保・育成

- **基盤の確保**：質の高い研究を行う組織基盤を担保するため、22名の常勤研究人材（うち16名が博士号所持者または博士課程在籍者）を確保するとともに、研究成果の戦略的発信に貢献することを目的としてリサーチ・オフィサー（4名）を研究部門に配置した。
- **職員の研究能力向上**：職員等の研究能力向上を目指したリサーチ・ネットワーク活動の一環として、機構研究所の研究者が講師を務める論文の書き方セミナーを計3回実施し、のべ204名の参加を得た。また、研究の上で有益な情報を集約した内部人材向けサイト（「研究の杜」）を立ち上げた。
- **研究プロポーザル事業**：2015年度採択の2件を実施するとともに、2016年度の選考を行った。また、2014年度採択のマラウイ事務所現地スタッフの研究成果は当人の来日等を通じ組織内で共有し、職員等からの積極的な提案を奨励した。
- **インパクト分析セミナー**：事業部関係者の定量的インパクト分析に対する理解の醸成を図るため、米国や日本を代表する研究者（イェール大学ムシャフィーク・モバラク教授、シカゴ大学 伊藤公一朗助教授、慶応大学 中室牧子准教授、コーネル大学ヒュンチョル・ブライアント・キム助教、東京大学 澤田康幸教授）・研究機関（KDIスクール、J-PAL等）を講師として、2016年3月以降これまでに計4回（2016年度中は3回）のセミナーを実施した。

(2) 客員研究員、招聘研究員等の拡充

- 特別招聘研究員2名、客員研究員10名、招聘研究員12名の合計24名を非常勤研究員（バングラデシュ、インドネシア等の開発途上国を含む海外の研究者含む）として委嘱した（2015年度20名）。

(3) グローバルシンクタンクランキングの向上

- 研究体制の強化や、研究成果の発信に努めた結果、米ペンシルバニア大の2016年グローバルシンクタンクランキング（Global Go To Think Tank Index 2016）の国際開発部門で、機構研究所は48位（昨年度まで3年度連続）から35位に上昇した。日本ではアジア開発銀行研究所に続き第2位であり、アジアでも第5位に位置づけられている。また、「地域部門（中国、インド、日本、韓国）」において、初めて機構研究所が65位にランクインし、認知度が高まってきている。

2. 現場レベルの事業経験に根差した知見の体系化及び国内外リソースとの連携を通じた国際水準の研究の実施

(1) 現場レベルでの事業経験に根差した知見の体系化及び国際水準の研究の実施

- 外部研究者の参加を得つつ、新規、継続合わせて28件の研究プロジェクトを実施した。また、科研費案件として、研究代表者案件3件、研究分担者案件2件が採択された。

(2) ワーキングペーパー、書籍等の発刊

- 研究プロジェクトの成果として、ワーキングペーパー25本、書籍4冊、報告書等5種を発刊した。
- 書籍に関し、内容の精査と見直しを通じた品質の確保や、電子書籍での発刊を海外の出版社からの出版に変更したこと等により発刊が遅れて年度計画の目標に達しなかったが、これら書籍は2017年度に出版される予定としている。また、書籍の他に研究成果を取りまとめた報告書を5種発刊し、国際会議等で配布した。その他、論文1本が査読付き英文学術誌に、13件の執筆物が雑誌・書籍等に掲載された。
- **ウェブサイトのリニューアル**：課題ごとの研究成果を示すなど、見やすさを向上させることで研究

成果の利用促進を図るため、研究所ウェブサイトを変更した（10月）。

(3) 国内外の研究者・研究機関等との連携による共同研究の実施

- **戦略国際問題研究所（CSIS）**：「途上国の持続可能な開発と貧困削減に寄与するイノベーション（Transformative Innovation）」（第1年次）の成果発表セミナーをワシントンD.C.及び東京で開催した。「イノベーション・エコシステム」、「スマートシティ」に係る機構の取組を取り上げ、研究に裏打ちされた機構の事業の成果を政策担当者への発信力の高いCSISとの連携により効果的に発信した。また、第2年次として、データの革新が途上国支援及びSDGsの達成にいかに関与するかの研究を実施した。国連、世界銀行の関係者とも継続的に意見交換を行っている。
- **ブルッキングス研究所**：開発に関わるアクターがSDGsの達成に向けて従来の取組をどのように変化させるべきか、どのような分野で先駆的なアプローチが求められるか、といった点について議論した成果を書籍としてまとめることを目的とした研究「サミットから解決策へ：グローバル目標達成のためのイノベーション」を実施した。SDGsの達成に向けた取組を検証し、援助潮流へ新たな視点と論点を提供すべく2017年度の書籍発刊を目指して研究に取り組んでおり、2月には執筆者会合を開催した。2章について事業部の職員が原稿を執筆するとともに、ブルッキングス研究所からはホミ・カラス氏らが執筆に参加した。
- **コロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD）との共同研究**：アフリカにおける質の高い経済的・社会的成長を実現させるための方策について、アフリカの政策決定者に対し提言を行うことを目的としたIPDとの共同研究「アフリカにおける質の高い成長」を実施している。ニューヨークとナイロビで、ノーベル経済学賞受賞者のコロンビア大学ジョセフ・スティグリッツ教授、コロンビア大学アクバル・ノーマン教授、コーネル大学ラビ・カンブール教授の共同議長の下、執筆者会合を実施した（6、8月）。
- **英国海外開発研究所（ODI：Overseas Development Institute）**：2015年度にODIに委託した調査研究「The Role of KAIZEN in Africa's Economic Transformation」の成果に基づき、TICAD VIでアフリカの自立した産業振興をテーマとしたサイドイベントを共催し、登壇した機構理事よりカイゼンと他ドナーが実施する産業振興策との相乗効果発現のための協力の必要性を訴えた。
- **グローバル開発ネットワーク（GDN）**：世界的な開発研究者のネットワークでもあるGDNと共同研究「KAIZEN事例研究」に着手した。生産性を向上し、産業競争力を高めるための方策としての「KAIZEN」の効果を分析し、その結果を広く共有することを目的としている。
- **ドイツ開発研究所（DIE）**：DIE 二国間・多国間開発協力部長が編集し、機構研究所の元上席研究員がうち1章を執筆した"Fragmentation of Aid: Concepts, Measurements and Implications for Development Cooperation"の発刊を記念した共同イベントを開催し、援助の氾濫の課題を議論した（2月）。
- **ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所**：2015年度より平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性参画促進のアプローチに係る共同研究を実施し、その成果をまとめたポリシーペーパーが、日本政府主催の「国際女性会議（WAW!2016）」のサイドイベント「平和構築と災害リスク削減におけるジェンダー主流化の促進：女性の参画とリーダーシップ発現に向けて」で発表された。スリランカの防災計画に係るアクション・プランの予算化実現等の成果を共有した。

(4) シンポジウム・セミナーの開催を通じた国際機関等への成果発信、意見交換の実施

33件のシンポジウム・セミナーを実施して研究成果を発信した。

- **世界人道サミットにおける発信**：「二国間援助機関による人道危機対応に関する比較研究」の中間

成果を基に5つのメッセージをサミット会場で発表し、バックグラウンドペーパー”The Continuum of Humanitarian Management“等を冊子で配布した。メッセージの1つ「被災地を中心に据える」は、日本政府が Solutions Alliance と共催したサイドイベントの共同宣言で最初の項目になった他、「人道危機対応はリニアではない」等、サミット全体の提言の中で4つが採用された。(No.6-1 参照)

- **TICAD VI における発信**：コロンビア大学 IPD との共同研究（アフリカにおける産業政策と経済転換）の成果を基に、UNDP、アフリカ開発銀行、コロンビア大学とサイドイベント「産業政策を通じたアフリカの構造転換とアジェンダ 2063 の実現」を共催した。コロンビア大学ジョセフ・ステイグリッツ教授、UNDP ヘレン・クラーク総裁、アフリカ開発銀行チャールズ・ボアマ副総裁等も出席する同イベントには120名以上が参加し、アフリカの産業化と構造転換に向けた課題を議論し、産業化の持つ意義と機構の取組を効果的に発信した。また、「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大 (CARD) の実証分析」の今後の展望をテーマとした、アフリカ経済改革研究センター (ACET) との共同研究の研究成果も併せて発信した。今後アフリカ各国政策決定者との強いネットワークを有する ACET のフラッグシップ・レポートである African Transformation Report 2016 に共同研究の成果が反映される予定である。
- **シンクタンク会合における発信**：G20 メンバー国のシンクタンクが議論する Think20 サミット（7月・北京）及び同会合（5月・ベルリン、2月・ヨハネスブルク）のほか、アジアシンクタンクサミット（6月・ソウル）、世界シンクタンクサミット（9月・モントリオール）といった世界各国のシンクタンクが集う会合に研究所長が積極的に参加し、国際的なネットワークを強化するとともに、イノベーション、質の高いインフラ等に関する研究所の最新の研究成果を報告した。
- **「Japan's Development Assistance - Foreign Aid and the Post-2015 Agenda -」の発刊記念セミナー**：OECD-DAC 元議長で、オックスフォード大学シニア研究員のリチャード・マニング氏らを迎えて開催し、日本の援助の特徴について執筆者や研究者らが議論した。
- **人道危機**：世界で多発する人道危機への対応を開発とのリンケージの観点から広く議論する一般向けセミナー「人道危機をどう乗り越えるか？ - 人道と開発のリンケージからの提案」を、ドイツ国際公共政策研究所執行役員ジュリア・スティーツ氏や立教大学の長教授（2016年度末まで機構研究所客員研究員）を交え実施し、機構平和構築・復興支援室長も事業実施の観点からインプットした。

(5) 学会発表、外部講演、政策担当者等へのブリーフィング等

機構の研究の成果を広く学界や一般に広め、有効なフィードバックを得るため、学会での発表を64件、その他の外部講演等を65件実施した。

- **中国の対外援助に係る研究**：「新興国研究」の一環で、中国の対外援助規模を2014年実績でアップデートした「中国対外援助推計 II」ワーキングペーパーを発刊した。ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院での講演会等国内外で結果を共有し、ブルッキングス研究所発刊のペーパー「Why and how might a new measure of development cooperation be helpful?」や、雑誌「外交」掲載論文、OECD の「Official Development Finance for Infrastructure」等で引用された。
- **UNDP 人間開発報告書**：UNDP 人間開発報告書2016「すべての人のための人間開発」作成にあたり、UNDP 人間開発報告書室のセリム・ジャハン室長等とも連携し、人間の安全保障に関する研究成果である「Think Piece」を提出した。報告書本文の人間の安全保障セクションにて機構研究所で整理した概念がほぼ引用され、報告書本体及び概要版の謝辞でも機構の貢献が言及された。
- **世界開発報告**：教育をテーマとする世界銀行の世界開発報告2018の担当局長を招へいし、コンサルテーションミーティングを実施した。人間開発部がアフリカで実施している「みんなの学校」プ

プロジェクトについて研究所が行ったインパクト評価の結果等、教育に対する量的・質的アプローチ等における様々な研究成果を、世銀の研究者に対しインプットした。

- **国際ボランティア会議**：「青年海外協力隊の学際的研究」の成果を発表した（10月）ほか、KOICA-JICA 共催の第1回国際ボランティアフォーラム（7月）でも同研究の成果を共有し、開発におけるボランティア活動のインパクトの評価と支援のあり方等を発表した。ボランティアの開発への貢献のインパクトに係る研究は少なく、インパクトの計量的な計測が難しい中、ボランティアのSDGsへの貢献といった質の確保の議論に貢献した。（No.10-1 参照）
- **カンボジア経済の脱ドル化**：実証研究をもとにカンボジア経済の脱ドル化への示唆を現地で発表し、政府関係者や現地の銀行、大学・研究機関等と今後の方向性や中央銀行等のキャパシティ強化の必要性等を議論した。また、本研究プロジェクトでは、カンボジア中央銀行の職員を日本に招へいするなどにより、先方実施機関のキャパシティ・デベロップメントにも取り組んでいる。

3. 研究成果の機構内共有、事業へのフィードバック

引き続き各種セミナーの開催等を通じてワーキングペーパー等の研究成果を機構内部にフィードバックした（「ランチタイムセミナー」32回、その他12回）。また、事業部門の職員等、研究所以外の機構関係者が研究分担者として21の研究プロジェクトに参加し、事業と研究の連携関係の深化を促進した。その他の主なフィードバックの取組は以下のとおり。

- **インパクト評価**：機構研究所は西アフリカを中心に実施している「みんなの学校」に係るインパクト評価をブルキナファソ及びニジェールで実施している。ブルキナファソでは女子よりも男子の方が高い効果を確認したことを受け、今後の新規プロジェクトの開始時には男女別のデータを収集し、格差がみられる場合にはその対応を講じることとし、ジェンダー配慮の強化につなげた。また、ニジェールでは補助金提供と研修実施校の児童の成績向上との間での有意な関係性が明確になったことを受け、2016年度に180校から1,000校へ対象校が拡大した。また、機構と世界銀行が共催したシンポジウムで事業担当者に成果をフィードバックし、プロジェクト評価やその活用方法に係る議論を活発化させた。西アフリカ6か国の次官を含む教育省高官を対象とした研修でも成果を共有し、今後のプロジェクト形成への活用や政府の政策立案者の議論を高める材料として活用された。（No.1-2「教育」参照）
- **事業への共有**：インクルーシブビジネスの社会・文化的影響に係る研究では、機構主催の勉強会にて、共同研究者らと共に、キルギスにおけるインクルーシブビジネスへの参加が現地の生産者にどのような社会・文化的な影響を与えているかについてプレゼンを行い、研究成果の共有を行った。
- **その他**：事業への研究成果の適用を促進するため、民間セクター開発、障害と貧困、ガバナンス、金融、新興ドナー国との連携、平和構築や人間の安全保障等について、機構内の勉強会で研究成果を共有した。特に、「中小企業振興支援の効果分析」では中小企業支援のネットワーク化に関する研究成果を機構の課題部や現地カウンターパートにフィードバックするとともに、今後事業部門と共同で成果を政策提言として取りまとめる予定としている。

4. 戦略的な取組

(1) 「質の高い成長」に関する研究

- **質の高い成長に係る文献レビュー**：開発協力大綱において重点課題と位置付けられている「質の高い成長」に関連したテーマの文献レビューを実施し、新たに6件（累計10件）を研究所ウェブサイトにて公開した。「質の高い成長」について理論上の整理を行い、なぜ「質の高い成長」が求めら

れるようになったのか、現代社会の変容を踏まえて明らかにすることを目的とした経済学的論考に加え、経済学的論考を理論的・実証的にサポートする事例の紹介を目的としたケーススタディを書籍として発刊すべく取り組んでいる。

- **インフラ事業の効果に係るインパクト分析**：機構評価部が事後評価のためのデータ収集調査を実施しているモロッコ「地方道路整備事業(II)」について、厳密なインパクト分析を実施するための技術的協力を行っている。また、技術的な難易度が高い都市インフラ案件のインパクトについても、ダッカ MRT についての検討を行ったほか、デリーメトロの駅へのアクセスにおけるジェンダー格差を定量的に測定する研究を企画し、2017 年度に研究を開始する予定である。

(2) 日本の経験に係る研究

- **海外の研究者による日本の開発協力研究**：人間開発報告の執筆主幹を 9 年間に渡り務めた、米国ニュースクール校のフクダ・パー・サキコ教授を特別招へい研究員として迎え、新興国が援助国として台頭し、西側諸国の援助規範が支配的ではなくなりつつある中、DAC や新興国のいずれの援助規範とも異なる日本独自の援助規範の内容と意義の検討を行った。研究成果はワーキングペーパー「日本の開発協力の規範枠組み」として発刊するとともに、公開セミナーで共有した。同様に、海外の研究者の視点で日本の開発協力の特徴や意義を検証して発信する取組を積極的に行っており、具体的な事例は以下のとおり。
 - 客員研究員である英国エディンバラ大学のケネス・キング名誉教授は、「開発協力大綱」を対象に、特に日本の開発協力政策とその実践における比較優位とユニークさに注目して分析するワーキングペーパーを発刊した。
 - 客員研究員である英国ロンドン経済政治大学院 (LSE) のマイケル・バーズレー教授は「エジプト・日本科学技術大学設立プロジェクト」を題材に組織改革、事業改善のプロセスを分析することで適切な案件形成、事業マネジメントのあり方に関する教訓を抽出するワーキングペーパーを発刊した。
 - 客員研究員である豪阿德レード大学のプルネンドラ・ジェイン教授は、日本の対インド政府開発援助が日印の外交関係にどのような戦略的重要性を持っていたかを検討するワーキングペーパーを発刊した。
 - 招聘研究員である英国リーズ大学のクゥェク・アンピア准教授は、ガーナ政府がプライマリーヘルスケアの普及のために国家戦略として導入した駐在地域保健師による基本的保健医療サービス (Community-Based health Planning and Services: CHPS) への日本の貢献について分析するワーキングペーパーを発刊した。
- **ODA に係る歴史的検証**：ODA に係る歴史的検証：ODA に関する歴史の客観的・多角的な検討と、散逸しがちな貴重な歴史的史料の確保・収集を目的として、法政大学下村恭民名誉教授、東京大学佐藤仁教授 (機構研究所客員研究員)、早稲田大学黒田一雄教授 (機構研究所客員研究員)、同志社大学峯陽一教授 (機構研究所客員研究員)、京都大学高橋基樹教授をはじめとする外部研究者の参加も得つつ研究を開始した。ODA の成り立ち、実施、世界で果たしてきた役割、各種の提言・批判を受けた制度改革等を一次史料に基づき正しく記録して後世に残すとともに、今後の ODA 政策の策定や ODA 研究の学術的基盤の提供に資することを目指すものである。
- **研究成果の発信**：第 11 回「上海フォーラム」では、G20 と開発協力に関するセッションに出席し、包摂性、持続可能性、強靱性といった質の高い成長や、自助努力支援等の日本の経験を発信した。

(3) その他の取組

- **インフラ需要に係る研究**：ADB との協議を踏まえ、「アジアのインフラ需要推計にかかる研究」を立ち上げ、2030 年までのインフラ需要を推計し、資金ギャップ解消に向けた政策提言を行う共同研究を実施している。機構研究所は社会インフラ、防災インフラ、都市・高速鉄道インフラの需要推計を行うことで、ADB が行う経済インフラの需要推計を補完する。機構各部署の援助戦略策定過程での利用を目指すとともに、2017 年 5 月の ADB 横浜総会時に ADB との共催でサイドイベントを開催して成果を発表する予定である。
- **新興国研究**：新興国の開発協力に関する研究の新フェーズを立ち上げた。これまで対象としてきた中国、インド、タイ、インドネシア、南アフリカ等に係る研究成果を踏まえ、更にこれら各国における開発協力を、国際援助規範との関係、被援助国との関係、新興国の国内体制との関係から多角的に分析するとともに、検討対象とする新興国を増やして多様性の解明を深めていく予定である。
- **インパクト評価分析**：「質の高いインフラ」推進の観点から、インフラ事業の効果についてインパクト分析を実施することを目指し、研究の検討を行った。具体的にはモロッコ道路案件、バングラデシュ都市交通案件、インドデリーメトロ案件等について研究の検討を行った。
- **人間の安全保障**：「東アジアにおける人間の安全保障の実践」の研究成果の一部が上智大学教授 東大作編著「人間の安全保障と平和構築」の第 12 章として、同志社大学 峯陽一教授（機構研究所客員研究員）により執筆、書籍として出版された。同研究には中国復旦大学のレン・シャオ教授、韓国梨花女子大学のユン・ミー・キム教授も執筆者として参加している。

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

研究事業による国際援助潮流の形成に加え、事業へのフィードバックによる、事業の質向上に向けた取組に期待したい。

<対応>

各種セミナー等を通じた機構内への研究成果に加え、事業へのフィードバックを強化すべく、中小企業支援等にかかる研究を実施した。また、事業のインパクト評価や、アジアのインフラの需要を推計に係る研究等を実施し、フィードバックすることで、新規案件の形成に貢献した。

さらに、日本の ODA の歴史に関する研究や中国等の新興国の開発協力に関する研究の新フェーズ立ち上げや、日本の援助規範の DAC 援助規範等との比較検討等を通じ、今後の事業を効果的に実施していく上での知的基盤の強化に貢献した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No.8	「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針、日本再興戦略、インフラシステム輸出戦略、質の高いインフラパートナーシップ、健康・医療戦略、総合的な TPP 関連政策大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注1)	達成目標	基準値	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
「国際展開戦略」の実施に資するための経協インフラ戦略会議等の政府の会議への貢献実績							
「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数	累計 60	累計 50	/	50 (初版)	累計 62	累計 78	累計 97
「インフラシステム輸出戦略」関連のインフラ等の輸出に資する事業の実績							
協力準備調査 (PPP インフラ事業) の件数 (採択/応募) (注2)	/	/	19/45	13/34	7/14	3/10	0/1
中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績							
民間提案型事業における採択件数 (累計)	920	/	/	/	新規	750	967
協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進) の件数 (採択/応募)	/	/	13/89	21/123	16/100	8/34	7/27
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の件数 (採択/応募)	/	/	/	15/71	24/93	28/83	22/70
基礎調査の件数 (採択/応募) (注3)	/	/	11/56	10/74	19/122	22/72	26/105
案件化調査の件数 (採択/応募)	/	/	42/145	49/234	51/305	66/214	71/267
普及・実証事業の件数 (採択/応募)	/	/	/	42/153	46/179	38/95	42/95
民間連携ボランティア (新規派遣人数/派遣合意書締結社数)	/	/	4/13	12/32	19/33	20/23	17/4
草の根技術協力 (地域活性化特別枠) (採択/応募) (注4)	/	/	/	60/81	25/56	31/66	49/69

- (注1) 採択件数は各年度内の採択件数。補正予算の事業は採択が翌年度の場合翌年度の採択件数に計上。
(注2) 2014年度は、第1回公示分の採択件数のみ計上。第2回公示分の採択件数は、採択時期を2015年度としたため計上せず(2013年度までの実績値は年度2回の公示分の採択件数)。
(注3) 2012年度は、「中小企業連携促進調査 (F/S 支援)」、2013～2014年度は「中小企業連携促進基礎調査」の名称で実施。
(注4) 2012年度は、「草の根技術協力 (地域経済活性化特別枠)」として実施。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(イ)「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じ、開発途上国の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款や海外投融資の活用、民間企業や自治体からの提案に基づく技術協力や調査の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p>
<p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(イ)「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成 (官民連携 (PPP) 案件を含む)、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。
<p>年度計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p>

<p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施</p> <p>① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議などの政府の会議等に必要な情報を提供する。</p> <p>② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組を強化し、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。</p> <p>③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組を強化し、地域活性化にも資することを念頭に各種事業を実施する。特に、機構の種々のサポートにより提案型事業の効果発現を促進するとともに、機構による課題発信を通じた案件募集を強化する。</p>
<p>主な評価指標 (定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数：60 項目 ・民間提案型事業における累計採択件数：920 件

<p>3-2. 年度評価に係る自己評価</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げたことに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月 外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。</p> <p>具体的には、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の日本政府の政策への貢献に主体的に取り組み、開発途上地域及び民間企業双方のニーズに応え、多くの成果を発現した。また、提案型事業を通じた企業支援の結果、開発途上地域の課題解決に資する企業活動に対する表彰や企業主体の発展的な企業活動につながる事例を得る等の観点から、以下のような特筆すべき成果を上げた。</p> <p>1. 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献</p> <p>経協インフラ戦略会議等への情報提供や施策の提言を行った結果、機構関連の具体策が G7 伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に盛り込まれた。同内容が「インフラシステム輸出戦略」に反映される等により、累計 97 項目が含まれた。</p> <p>2. 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組</p> <p>日本政府の政策を踏まえた取組や制度改善を行うとともに、過年度に制度改善を行った制度を適用しつつ、技協・有償・無償の各スキームを有機的に活用し、開発途上地域の開発課題の解決に加えて企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ダッカ都市交通やヤンゴン都市交通等のマスタープラン（M/P）の政府承認や、ルワンダ・ザンビア国境のワンストップボーダーポスト（OSBP）施設の開通による貿易円滑化、ティラワ経済特区の更なる開発に向けた合意形成等、開発途上地域のビジネス環境改善に資する具体的な成果を上げた。 ▶ 国際機関、ベンチャー起業家等の幅広いステークホルダーと協力しつつ、初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となるモンゴルの風力発電事業、バングラデシュの高効率火力発電事業等に係る融資契約や、TICAD VI 支援策の実現策としてタンザニアのオフグリッド太陽光事業に係る出資契約等を締結した。加えて、ADB とともに設立したアジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金を活用した案件が組成され、質の高いインフラパートナーシップの実施にも貢献した。 <p>3. 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組</p> <p>3-1. 民間提案型事業の裾野拡大や案件の質向上に向けた取組の結果、累計採択件数は 967 件となった。提案型事業の効果発現の促進に向けて、事業化に至らなかった事例分析を通じて、想定されるリスクや対応事例を抽出し、企業に情報共有を行ったほか、具体的な事業の制度改善も行った。ま</p>

た、外部の専門家を活用した調査実施後の案件モニタリングを開始し、事業効果の発現状況の確認を新たに開始した。

- ▶ 開発途上地域に対する援助を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに SDGs ビジネス調査を立ち上げた。
- ▶ 国内機関の研修員等のリソースを活用したビジネスセミナーや商談会を開催し、地域の民間企業が生の現地情報や自社製品・ビジネスに対する意見をj得る機会を提供するといった創意工夫を行った。特に、延岡市やミャンマー日本人材開発センターの研修員と連携した商談会等の活動は、帰国研修員同窓会によるミャンマー国内でのビジネスマッチングの場「ノベオカフェ」の開設・運営につながった。
- ▶ TICAD VI を契機にアフリカ諸国の応募を推奨し、同地域の採択件数の拡大につながった。

3-2. 日本企業のビジネス展開により課題解決に貢献する事業を、日本の地域活性化への貢献も念頭に実施した。

- ▶ ウガンダでの感染症予防への貢献が評価されサラヤ株式会社が第4回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞を受賞した。
- ▶ 阪神高速道路株式会社の特殊高所技術によるインフラ点検・補修技術に係るモロッコ政府主導の全国セミナーや、国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）開催にあわせた住友電気工業株式会社の集光型太陽光発電システム事業紹介等、民間連携事業が普及展開活動につながった。
- ▶ モロッコでの事業成果を踏まえ、株式会社鳥取再資源化研究所は、国際移住機関（IOM）とパートナーシップ協定を締結し、ソマリアに対する技術研修に協力することとなった等、民間提案型事業による現地関係者との接点拡大を通じ、更なる課題解決とビジネスの展開に貢献した。
- ▶ インドネシアでの普及・実証事業後に、株式会社グッドマンが自社で独自開発した製品を、現地企業を通じてイランの上下水道公社に納入するに至った等、新たな取引先や顧客の確保の実現に至った事例が確認された。
- ▶ 企業の社内国際化や、企業の活動が日本の自治体と開発途上国の自治体間の交流に発展し、東京五輪のホストタウンに採用される等の日本の地域活性化にも貢献する事例も確認された。

<課題と対応>

新たにスタートする SDGs 達成への貢献を踏まえた海外展開支援事業を形成・実施する。提案型事業については、新輸出大国コンソーシアムの取組を踏まえ、中堅企業を含む裾野拡大や、開発ニーズに照らして応募数の少ない地域への基礎調査の促進、日本政府の政策的な優先度及び民間企業等のニーズを踏まえた民間連携の更なる推進に向けた制度改善に取り組む。また、開発ニーズと本邦企業等の製品・技術等とのマッチングを一層強化するため、本邦企業等に対する開発課題等に係る情報提供や、企業が有する製品・技術の開発途上国政府等に対する紹介を推進する。加えて、提案型事業を運営する民間連携事業部及び国内事業部が案件を取りまとめながらも、在外拠点、地域部、課題部、国内拠点等の関連部署間の連携により、現地実施機関とのネットワークやビジネス化、課題解決につながる事業の展開を進める。

3-3. 業務実績

No.8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

1. 機構事業に関連した具体的施策のインフラシステム輸出戦略等の政策への反映

- 主に経協インフラ戦略会議での議論及び政策決定プロセスでの情報提供や施策の提言を行った結果、第24回インフラシステム輸出戦略フォローアップ第4弾（5月）で「円借款の迅速化の更なる推進」、「民間企業の投融資奨励」や「関係機関の体制強化と財務基盤強化確保」等の機構関連の具体的施策が G7 伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に盛り込まれると

共に、同イニシアティブの内容がインフラシステム輸出戦略に反映され、累計 97 項目が含まれた。

2. 日本政府の戦略検討（主に経協インフラ戦略会議等）における議論及び政策決定プロセスにおける情報提供や施策の提言

- 2016 年度に開催された経協インフラ戦略会議に対して以下の情報提供を行い、特定の国・地域や分野におけるインフラ輸出の促進に係る重要戦略の策定と戦略性の向上に貢献した。

＜第 25 回＞アフリカ（7 月）：機構が支援している回廊開発等の状況や本邦企業の進出状況、競合国の展開状況に関する情報を提供し、TICAD VI に向けて日本の技術・ノウハウをいかした対アフリカ協力の検討に貢献した。

＜第 26 回＞ASEAN（8 月）：ASEAN 共同体発足に係る動きや機構の支援事業の状況等の情報を提供し、経済統合の深化や産業人材育成協力、域内国民の生活改善等の東南アジア地域支援の今後の方向性の検討・整理に貢献した。

＜第 27 回＞政策パッケージのフォローアップ（11 月）：「質の高いインフラ投資」を推進するための政策パッケージである「質の高いインフラパートナーシップ」（2015 年 5 月）、同フォローアップ策（同 11 月）及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（2016 年 5 月）で取り上げられた各施策の進捗状況を政府と共に整理し、引き続き各種施策を速やかに実現・実施していく方針を確認した。

＜第 28 回＞面的開発（12 月）：都市・地域開発や工業開発といった面的開発への機構の取組状況、事例、課題等の情報を提供し、日本の強みをいかしつつ、総合的・長期的な開発事業としてオールジャパンで戦略的に取り組んでいく意義、今後の課題と対応の方向性が整理された。

＜第 29 回＞新分野（医療・農業・食品・宇宙）（2017 年 3 月）：開発途上地域の各分野課題、機構の取組状況、事例等を情報提供し、本邦企業の技術や強みを踏まえた協力の方向性が整理された。

3. 中小企業海外展開支援のプラットフォームとの連携強化：(No.9-2 参照)

No.8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

1. 民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえた円借款や海外投融資等の制度改善

- 日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力を開発途上地域や本邦企業にとってより魅力的となるような様々な取組・改善を行った。主な取組内容、改善結果は No.14-5 参照。
- 協力準備調査（PPPインフラ事業）の制度改善：これまで随時採択の導入や審査基準の見直し等の改善を進めており、事業化確度向上に向けた更なる制度変更を検討している。
- 「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」における「インフラシステム輸出特別枠」の設置：「日本再興戦略」及び「インフラシステム輸出戦略」を踏まえつつ、本邦企業による開発途上地域のインフラシステムの改善に直接的に資する案件形成を入口段階で支援すべく、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」2016 年第 1 回公示（9 月）より、「インフラシステム輸出特別枠」を設けた。結果、日本で開発された環境配慮型バス（タイ・HVバス）、技術協力プロジェクトと連携した防災計画の具現化（ブラジル・砂防堰堤）、日本式の配電システム導入による電力の安定供給（フィリピン・配電系統運用）及び公共交通機関の効率化（インド・交通情報システム）の計 4 案件を採択した。引き続き、本事業を通じて、政府機関や自治体を対象とした B to G（Business to Government）ビジネスを推進し、対象国で普及の進んでいないインフラ製品・サービスの理解促進を図る。

2. インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施

(1) 開発途上地域におけるビジネス環境の整備 (No.2-1 参照)

- **マスタープラン策定**：日本の民間企業や地方自治体の知見や技術を開発途上地域の開発事業に有効に活用することを念頭に置きつつ、マスタープラン (M/P) の策定を支援している。具体的には、バングラデシュ「ダッカ都市交通戦略計画」、ミャンマー「ヤンゴン都市開発計画」、タンザニア「全国電力システム M/P」の策定を完了した。
- **経済特区開発の推進**：バングラデシュ経済特区開発やケニア・モンバサ経済特区開発、ミャンマー・ティラワ経済特区開発、パレスチナ工業団地開発等、経済特区開発を所掌する実施機関の能力向上を図り、本邦企業の各国への進出促進にも貢献している。特にバングラデシュでは、首相府や各省庁横断的な体制の下、現地商工会等の民間セクターを巻き込んだ包括的な支援を実施している。
- **政策・制度の改善**：タンザニア「雇用のためのビジネス環境開発政策オペレーション」(4月 L/A 調印)、スリランカ「開発政策借款 (民間セクター振興、ガバナンス・財政健全化)」(10月 L/A 調印)、ヨルダン「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」(12月 L/A 調印)等のプログラム型円借款事業を形成し、ビジネス環境に係る政策・制度の改善に貢献している。
- **貿易円滑化**：企業活動の基盤となる貿易円滑化支援について、ベトナムに続きミャンマーでも貿易手続き・通関システムが正式に運用を開始し、両国に対して更なる利活用強化に向けた技術支援を行っている。また、アフリカでは、ルワンダ・ザンビア間の国境における OSBP 施設の建設や、アフリカ域内への OSBP に係る事例・教訓の発信を通じ、越境手続きの円滑化に貢献している。(No.2-1「法制度整備・民主化」参照)
- **産業人材育成、人的ネットワークの構築**：ABE イニシアティブの本邦企業でのインターンシップや日本センターを通じた人材育成支援、開発途上地域の閣僚・幹部を招へいした本邦企業の視察や意見交換を通じ、日本の制度・技術・ノウハウの理解を促進する支援を行っている。また、研修事業を活用し、インフラ輸出分野に関連する研修員を2016年度中に2,448人受け入れた(No.14-2参照)。

(2) 円借款、海外投融資、無償資金協力を通じたインフラ等輸出促進への貢献 (新制度の活用を含む)

① 円借款

- **パナマ「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」**：都市交通機能の改善や二酸化炭素排出量の削減を図り、持続可能な経済成長に貢献することを目的とした、中米地域初となるモノレールの車両及びシステムの導入に係る円借款事業の L/A を調印した (4月)。(No.2-1「運輸交通」、No.14-5 参照)

② 海外投融資

- **モンゴル「ツェツィー風力発電事業」**：電力需給逼迫の緩和や自然エネルギー利用の促進のため、ウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡での風力発電所建設に係る出資契約書を締結した (9月)。初のドル建て融資であるとともに、初の欧州復興開発銀行 (EBRD) との協調融資案件である。(No.2-1「資源・エネルギー」、No.14-6 参照)
- **サブサハラ・アフリカ地域「オフグリッド太陽光事業」**：TICAD VI 支援策の一環として、Digital Grid 社によるオフグリッド太陽光事業 (未電化地域の村落にあるキオスク (小売店) への太陽パネル設置と BOP 層に対する LED ランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等) に対し、海外投融資による支援を決定した (10月投資契約締結)。協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進) を通じて事業形成を支援した。(No.2-1「資源・エネルギー」、No.14-6 参照)
- **バングラデシュ「シラジガンジ高効率火力発電事業」**：シンガポール法人及びバングラデシュ電力会社が実施する高効率ガス火力発電事業 (413.8MW の発電所の建設・運営により、安定的な電力供

給に寄与) に対し、プロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結した(2017年3月)。2015年に国際金融公社(IFC: International Finance Corporation)と締結した基本協力協定に基づく初の協調融資案件である。

③ 無償資金協力

- インド「ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画」: ベンガルール都市圏の交通渋滞緩和を目的に、本邦企業による高度道路交通システム機器を導入する無償資金協力事業の協力準備調査を実施した。本事業は2017年度から開始される予定で、完成すれば今後のインドにおける交通システムのモデルとなることが期待される。
- モルディブ「地上デジタルテレビ放送網整備計画」: モルディブ共和国全土に日本方式の地上デジタルテレビ放送を行うための機材を整備する無償資金協力事業に係る協力準備調査を実施した。
- 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成: (No.8-3 参照)

(3) 開発途上地域における PPP 方式インフラ整備の支援

- ティラワ経済特区開発(ミャンマー): 2015年9月のティラワ経済特区の開業後、各国から計画を大幅に上回る企業進出が検討されているため、経済特区の更なる開発に向けた合意形成がなされた(10月)。海外投融資事業に加えて、ティラワ SEZ 管理委員会への技術支援等を継続している(No.2-1 参照)。
- ADB との連携による PPP 事業の促進: 2015年度末に約定した「アジアインフラパートナーシップ信託基金(LEAP ファンド)」は、ADB 民間セクター業務局の民間向けファイナンスとの協調によるアジア各国における PPP 事業を促進するファシリティであり、2016年度は2件が承諾された。
- バングラデシュ「シラジガンジ高効率発電事業」: (上記②参照)

No.8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

1. 中小企業を含む民間企業の海外展開の拡大にも資する取組

(1) 民間提案型事業の形成・実施

① 事業現場における支援企業との接点の拡大・深化

- 民間提案型事業等で支援した企業による現場レベルでの成果を踏まえ、機構は有償資金協力、無償資金協力及び技術協力等との事業や事業関係者との接点の拡大によって、日本の民間企業による開発途上国の課題解決の一層の促進を図っている。主な事例は以下のとおり。
 - 阪神高速道路株式会社: 同社はモロッコの高速度道路公団(ADM)と業務協力協定を締結しており、「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業」(民間技術普及促進事業)の高所におけるインフラ点検・補修の技術が高く評価されている。ADM 主導の下、同技術を同国の他のインフラでの活用を推進するため、モロッコ国内でデモンストレーションを実施した。同国運輸担当大臣、ADM その他インフラ関連省庁・公社等に対し、当該技術の幅広い応用可能性の理解を促進した。
 - 住友電気工業株式会社: モロッコ「ワルザザトにおける集光型太陽光発電システム(CPV)普及促進事業」では、マラケシュでの UNFCCC(国連気候変動枠組条約)の COP22(第22回締約国会議)開催にあわせて集光型太陽光発電システム(CPV)を設置し、同国の太陽エネルギー庁等に対し技術の理解を促進した。
 - 株式会社鳥取再資源化研究所: 「乾燥地節水型農業技術普及・実証事業」として、土壌改良技術による節水型農業の実証試験をモロッコで実施している。同事業での良好な試験結果(灌水

量 50%削減と収量 20%向上等)を確認し、同国に派遣されていた JOCV の OB を社員に採用して本格的な事業化に取り組んでいる。また、同国での取組を踏まえ、同社は国際移住機関 (IOM) とパートナーシップ協定を締結し、ソマリアに対する技術研修にも協力することとなった。

② 支援企業による経済面、社会面、環境面での開発課題の解決の促進

- 2015 年 9 月末までに中小企業海外展開支援事業の基礎調査、案件化調査又は普及・実証事業を終了した企業 (146 社) のうち、アンケート調査に回答した企業 (135 社) の約 7 割 (88 社) が現地雇用の創出、約 7 割 (94 社) が人材育成 (技術移転) の実現をそれぞれ見込んでいる。その他、裨益者の所得向上、現地関係者の意識向上等の効果の発現が見られるとの回答が得られた。支援企業の活動が開発途上国の開発効果に結び付いた主な事例は以下のとおり。
 - **サラヤ株式会社**: ウガンダにて、日本品質のアルコール手指消毒剤を現地生産し、感染症予防に取り組んでいることが評価され、第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の「企画部門賞」を受賞した。さらに、同社は、感染症予防の普及活動に際して JICA ボランティアと連携するとともに、病院の医療器具の洗浄・消毒効果向上のため、全自動医療器具洗浄消毒器に係る普及・実証事業を実施している。
 - **カワサキ機工株式会社**: 同社は、案件化調査を通じて、緑茶用の成分分析計を紅茶用に仕様を変更し、静岡県内の産学官連携の下で、スリランカの紅茶の品質検査方法の確立を支援している。トップダウン構造の同国の紅茶産業界に対し、機構の提案型事業を通じて政府の紅茶局や研究機関と間で成分分析や品質管理方法の協議や現地セミナーの開催が可能となり、検査時間の短縮や新たな品質管理体制の構築に向けた検討を進めている。

③ 支援企業の海外でのビジネス展開の継続

- 調査・事業を終了した企業 (135 社) の約 8 割 (106 社) が、対象国で開発課題解決にも資するビジネス展開を継続していることを確認した。うち約 6 割 (67 社) が新たな取引先や顧客の確保を実現したと回答している (2015 年調査約 6 割)。また、現地事務所の開設や現地生産の開始についても昨年度からの増加が確認された (それぞれ 2016 年調査 37 社・40 社、2015 年調査 23 社・17 社) (出所は②と同様)。主なビジネス展開の事例は以下のとおり。
 - **株式会社グッドマン**: 水道管の老朽化に伴い、漏水が都市の深刻な課題となっているインドネシアで、同社が独自開発した漏水探査器を活用して水道水のロスを減らす他、水道管の適切な維持管理技術を指導した。普及・実証事業終了後も海外事業を継続した結果、イラン上下水道公社から引き合いがあり、販売代理店契約を締結した現地企業を通じて同社製品を納入した。

④ 支援企業の日本の地域活性化への貢献

- 調査・事業を終了した企業 (135 社) の約 7 割 (92 社) が自社の売上げが増加・増加見込み、約 7 割 (71 社) が自社の取引先が増加・増加見込み、約 5 割 (74 社) が国内雇用を創出・創出見込みとの回答であった (2015 年調査 108 社・約 7 割・約 6 割・約 6 割)。自社への変化に関して「自社人材の育成・成長 (意識変化)」への回答 (80 社) や、日本国内・地域経済への貢献について「地元・周辺企業・団体等の海外展開意識の高まり」が実現しているとの回答 (36 社) があるなど、全体として地域経済にポジティブな影響を与えていることがうかがえた (2015 年調査 61 社・26 社)。主な日本の地域活性化への貢献事例は以下のとおり。
 - **クモノスコーポレーション株式会社**: タイで同社が実施した「日本の先端測量計測機器および計測技術を活用した構造物の 3D 維持管理手法普及に係る案件化調査」をきっかけに、海外進

出にも注力した結果、海外から同社製品に対する問い合わせが増加しているほか、日本国内で海外人材や国際的な視野を持った人材を積極採用しており、社内国際化にも影響を与えている。

- ▶ **株式会社スマイリーアース**：ウガンダで同社が実施した「オーガニック精練技術を活用した綿花製品の付加価値向上に関する案件化調査」を通じ、同社をはじめとする日本のタオル産業発祥の地である泉佐野市とウガンダのグル市との交流が開始された。両市長による相互訪問等を通じ、泉佐野市が 2020 年東京五輪のホストタウンに採用され、今後の市民レベルの交流が期待されている。

(2) 民間提案型事業の質的向上、事業実施に必要な態勢の構築

① アフリカ諸国を含めた対象国の拡大

- TICAD VI (8 月) の開催も捉え、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の第 6 回公示 (2016 年 2 月公示) 及び「協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)」の第 10 回公示 (4 月) ではアフリカ諸国を応募勧奨分野とした。その結果、前者の提案案件数は 4 件 (第 5 回 1 件) と増加し、採択数 12 件のうち「ザンビア国小型無人航空機 (ドローン) を用いた物流サービス普及促進事業」や「ガーナ国輸血感染対策普及促進事業 (健康・医療特別枠)」等の 4 件がアフリカ諸国を対象とするものとなった。後者については、採択 7 件のうち 5 件がアフリカ諸国を対象とした案件となり、対象国の拡大に寄与した。また、TICAD VI にて民間連携に係るサイドイベントを国内事業部と共催した他、JICA-JETRO 共催による TICAD VI フォローアップイベント「アフリカ民間連携セミナー」で民間連携事業スキームを紹介した。

② 開発ニーズの一層の把握と情報公開、きめ細やかなコンサルテーション

- 特に中小企業に対し、開発途上地域の開発ニーズと民間企業からの提案内容のマッチング精度を向上させる取組の一環として、機構の支援事業や研修員等と連携した商談会や意見交換会を日本各地で実施した。(No.9-2 参照)
 - ▶ **ミャンマー日本人材開発センターとの連携**：中小機構や宮崎県延岡市、延岡商工会議所とともに、ミャンマー日本人材開発センターで経営手法を学ぶ研修員と連携したビジネスセミナー及び商談会を東京及び福岡で開催した (7 月～8 月)。セミナー参加者は計 110 社、商談計 239 件となり、また、商談後のアンケートでは 80%の商談について継続希望がある結果となった (No.2-1「民間セクター開発」参照)。さらに、帰国研修員の同窓会により、延岡市とミャンマーの人材交流・情報基盤の拠点となる常設スペース「ノベオカフェ」が同センター内に開設・運営され、ビジネスマッチングの場として活用されている。

③ 事業化に至らなかった事例の分析・フォローアップの強化

- 事業化につながった事例、つながらなかった事例を分析し、類型ごとに想定されるリスクやその対策事例等を抽出し、ウェブサイトでの公開や企業向けのワークショップ等を通じて情報を共有した。また、過去の事例から得られた知見や教訓を審査の視点に反映した。
- 具体的なフォローアップの強化の一環として、特に協力準備調査 (BOP ビジネス促進) で重要な分野のひとつである農業関連事業において、農業関連企業の具体的な事例や課題を共有し、新たなアプローチやソリューションを発見すべく、開発途上国の農業ビジネスに共通した課題である、人・仕組みづくり及び関係・環境づくりをテーマに勉強会を開催し、クロスラーニングの機会を提供した。

④ 第三者を活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直し

- 案件実施企業に対し調査後の状況に関するアンケート調査を半年ごとに実施している。これに加え、調査実施後の案件モニタリングのため、専門家をインド、ラオス、ミャンマーへ派遣して現地での効果の発現状況を確認した（2017年3月）。今後、事業内容検討のための報告をまとめる予定。

⑤ 開発課題の解決と民間企業等の海外展開の両立を図る制度設計・改善

- SDGsの採択を受け、「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」の対象事業をBOPビジネスに限定せず、SDGs達成に貢献するビジネスを対象に「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」とする制度改善を行った。外部会合での登壇（12月の東京サステナブル会議等）、UNDPとの共催によるSDGsビジネスシンポジウムの開催等を通じ、制度の周知を進めた。さらに、G20ドナー会議（4月）、企業開発のためのドナー委員会（DCED）ドナー会議（2017年2月）への参加やUNDP、IFC、USAID等との協議、USAIDへの職員派遣（2017年2月）を通じ、民間資源の動員主流化に向けたインプットを継続している。

⑥ 中小企業とコンサルタントとのマッチング向上

- 機構事業に応募を検討する中小企業を支援するため、中小企業とコンサルタントとのマッチングサービスを外部委託により引き続き実施した。その結果、2016年度は89件のマッチング申込みのうち18件がパートナー成立につながった（2014年度にサービス開始。2014年度実施分72件/22件、2015年度実施分97件/26件）。

2. 地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績

(1) 民間提案型事業における自治体との連携

- 国内拠点・本部から自治体関係者へセミナー開催、訪問等を通じて積極的に情報提供・働きかけた結果、自治体と連携して提案型事業に応募する企業の増加につながった。
 - 「介護施設運営・福祉用具事業・人材育成事業に関する有効性、採算性の基礎調査」（佐久市）
 - 「スラバヤ市における飲料水供給改善事業にかかる案件化調査」（北九州市）
 - 「用水路対応型小水力発電システムによる農村地域の電力不足解消に向けた普及・実証事業」（富山市）

(2) 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成・監理：地方自治体からの事業提案に基づく無償資金協力事業の協力準備調査2件（フィリピン「メトロセブ・腐敗槽汚泥処理施設建設計画調査」（横浜市）、ベトナム「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画調査」（大阪市））が外務省に採択された。当該調査に基づき事業が今後実施されれば、日本の技術・工法の導入が期待される。

(3) 自治体間連携セミナーの開催（No.9-4 参照）

(4) 地方自治体と連携した草の根技術協力事業の実施（地域活性化特別枠）（No.11-1 参照）

3-4. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「開発協力大綱」においても各主体との連携が重要視されている。開発課題の解決に向けて、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒となることを期待する。特に、平成28年度行政事業レビューの有識者コメントを踏まえ、アフリカ諸国を含めた対象国の拡大や、地方を含む中小企業の応募の一層の促進に向けた開発途上地域の開発ニーズの一層の把握と情報公開、きめ細やかなコンサルテーションへの取組み、事業化に至らなかった事例の分析・フォローアップの強化の

ほか、第三者も活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直しに期待する。

<対応>

提案型事業等の裾野拡大や効果発現の促進に向け、主に以下の取組を行った。

1. アフリカ諸国を含めた対象国の拡大

TICAD VI 開催の機を捉え、アフリカ諸国を応募推奨分野とした結果、アフリカ諸国を対象とした採択件数の拡大につながった。また、国際機関やマイクロファイナンス投資家、ベンチャー起業家等幅広いステークホルダーと協力して海外投融資案件を組成したことにより、アフリカだけでなく、中近東、極東（モンゴル）も新たな対象国となった。

2. 地方を含む中小企業の応募の一層の促進に向けた取組（No.9-2 参照）

新輸出大国コンソーシアムの地域の海外支援機関のネットワーク等も活用し、地域の中小企業に対し事業説明や応募促進を行った。また、ミャンマー日本人材開発センターとの連携によるビジネスセミナーや商談会（東京、福岡）の実施等、国内機関の研修員のリソースを活用し企業が生の現地情報や自社製品・ビジネスに対する意見をj得る機会を提供した。また、企業向けのウェブサイトには、新たに7件の現地詳細情報を掲載した。

3. 事業化に至らなかった事例の分析・フォローアップの強化

事業化に至らなかった事例を分析し、想定されるリスクや対応事例をウェブサイトや企業向けのワークショップで共有した。得られた知見や教訓を審査の視点にも反映したほか、協力準備調査（PPP等インフラ事業）等の制度改善を行った。

4. 第三者も活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直し

調査実施後の案件モニタリングを開始し、専門家をインド、ラオス、ミャンマーへ派遣して、現地の事業効果の発現状況を確認した。調査結果は今後の審査基準等jの見直しにも反映していく予定。